

日本西洋史学会第 56 回大会

公開講演開催趣旨
部会別自由論題報告要旨
小シンポジウム報告要旨

2006年5月13・14日

千葉大学

公開講演

5月13日(土) 13:00~17:30 千葉大学 けやき会館1階 大ホール

「世界史とヨーロッパ史」

主講演者: 樺山 紘一 (印刷博物館)

「歴史家たちのユートピアへー国際歴史学会議、100年の挑戦ー」

南塚 信吾 (法政大学)

「おくれたヨーロッパとすすんだアジア」

副講演者: 高山 博 (東京大学)

「グローバル・ヒストリーー近代歴史学の終焉ー」

秋田 茂 (大阪大学)

「グローバルヒストリーの構築と西洋史研究ー関係史の視点からー」

司 会: 橋川 健竜 (千葉大学)

※公開講演はけやき会館3階レセプションホールにも中継されます

MINERVA 西洋史ライブラリー

好評既刊

③ 西欧中世史事典II

ハンス・K・シュルツェ著 五十嵐修ほか訳 ● 皇帝と帝国 制度、人物、出来事、概念等に解説を加えた、帝国と皇帝権に関する必読書。三六七五円

既刊 ② 西欧中世史事典 H・K・シュルツェ著 三九九〇円

⑦ イギリス帝国と南アフリカ

前川一郎著 ● 南アフリカ連邦の形成1899~1912 南アフリカの歴史に刻み込まれた帝国主義の内容と力に迫る。 五七七五円

MINERVA 歴史・文化ライブラリー

⑤ いま歴史とは何か

D・キャナダン編著 平田雅博ほか訳 三六七五円

⑥ イギリスの表象

飯田操著 三九九〇円

⑦ アメリカ人であるとは

歴史的自己省察の試み 三三六〇円

⑧ 文明の交流史観 小林道憲著 三六七五円

⑧ 文明の交流史観

日本文明のなかの世界文明 三六七五円

- ① ホブズボーム 歴史論 E・ホブズボーム著 4200円
- ② 階級・ジェンダー・ネイション D・トムズ著 3780円
- ③ ラファディオ・ハーン 平川祐弘著 3990円
- ④ ラファディオ・ハーンのアメリカ時代 E・L・ティンカー著 4200円

椅子と身体

ヨーロッパにおける「坐」の様式

山口恵里子著 変容過程を社会的・文化的視点から鮮やかに描く。七八七五円

後発工業国の経済史

A・ガーシエンクロン著 絵所秀紀ほか訳 ● キャッチアップ型工業化論 社会科学全般に影響を与えてきた経済史学の巨匠の全貌を示す重要論文10。四二〇〇円

夢幻のドイツ田園都市

山名 淳著 ● 教育共同体ヘレラウの挑戦 [5月刊]行予定 予価三七八〇円

イギリス帝国と20世紀③

世界戦争の時代とイギリス帝国

佐々木雄太編著 絶頂期から脱植民地化へ。[5月刊]行予定 予価三九九〇円

既刊 ① パクス・ブリタニカとイギリス帝国 秋田茂編著 三九九〇円
② 世紀転換期のイギリス帝国 木村和男編著 三九九〇円

近代フランスの歴史

国民国家形成の彼方に

谷川 稔/渡辺和行編著 フランスを重層的に浮き彫りにする。三三六〇円

近代ドイツの歴史

18世紀から現代まで

若尾祐司/井上茂子編著 初学者にもよみやすいドイツ史。三三六〇円

大学で学ぶ西洋史「古代・中世」

服部良久/南川高志/山辺規子編著 [5月刊]行予定 予価二九四〇円



〒607-8494 京都市山科区日ノ岡堤谷町1 ☎075-581-0296 宅配可/価格税込
E-mail eigyo@minervashobo.co.jp URL http://www.minervashobo.co.jp/

公開講演「世界史とヨーロッパ史」 開催趣旨

近年、欧州連合の東方拡大や欧州憲法制定条約の調印など、「ヨーロッパ」という認識方法の行方をめぐる議論を目にする機会も多い。西洋史研究にとっても、「ヨーロッパ」の来し方、行く末はつねに議論の対象となってきた。

本年の日本西洋史学会では、世界史のなかに「ヨーロッパ史」を位置付ける意味を考えるために、公開講演「世界史とヨーロッパ史」を企画した。講演者としてお招きした方々は、それぞれの専門研究分野との関連から、世界史、普遍史、グローバルヒストリーなどの問題に対して積極的な発言を続けておられる。

樺山紘一氏は、「西洋史」の枠組みを超えた仕事を多数発表するとともに、現在、国際歴史学会議(CISH/ICHS)の副会長として、歴史学の国際交流に尽力している。南塚信吾氏は、「東欧史」研究から「西欧」や「ヨーロッパ」の意味を問い直す仕事を発表し、現在は、世界史研究所を主宰して「世界史」の視角と方法を検討している。高山博氏は、ヨーロッパとイスラーム世界の境界領域の研究から出発し、現在はグローバル化する世界における歴史学の意味を再検討している。秋田茂氏は、イギリス帝国史研究を発展させ、地球的規模での諸地域の相互連関を明らかにするグローバルヒストリーの構想を提言している。

私たちは、こうした講演者の方々が提起する論点を踏まえて、参加者各位が、今後の「ヨーロッパ史」や「西洋史」の研究の意味を再検討するきっかけとなることを願っている。

第56回日本西洋史学会大会準備委員会

公開講演「世界史とヨーロッパ史」 講師紹介

・主講演者

樺山 紘一 (印刷博物館館長)

東京大学名誉教授、東京大学文学部長、国立西洋美術館館長を歴任。現在、国際歴史学会議(CISH)副会長。

主要著書:

- 『ゴシック世界の思想像』(岩波書店、1976年)
- 『カタロニアへの眼 - 歴史・社会・文化』(刀水書房、1979年)
- 『西洋学事始』(日本評論社、1982年)
- 『地中海の誘惑』(中央公論社、1985年)
- 『中世の路上から』(王国社、1986年)
- 『歴史のなかのからだ』(筑摩書房、1987年)
- 『情報の文化史』(朝日新聞社、1988年)
- 『パリとアヴィニョン - 西洋中世の知と政治』(人文書院、1990年)
- 『比較社会史』(放送大学教育振興会、1990年)
- 『歴史のトポロジー』(青玄社、1991年)
- 『世界史への扉』(朝日新聞社、1992年)
- 『ルネサンス』(講談社、1993年)
- 『異境の発見』(東京大学出版会、1995年)
- 『ヨーロッパの歴史 - 基層と革新』(放送大学教育振興会、1996年)
- 『肖像画は歴史を語る』(新潮社、1997年)
- 『世界を俯瞰する眼 - 比較社会史入門』(新書館、1999年)
- 『エロイカの世紀 - 近代をつくった英雄たち』(講談社、2002年)

南塚 信吾 (法政大学国際文化学部教授)

千葉大学名誉教授、千葉大学副学長、千葉大学文学部長を歴任。現在、NPO-IF 世界史研究所所長。

主要著書:

- 『東欧経済史の研究 - 世界資本主義とハンガリー』(ミネルヴァ書房、1979年)
- 『東欧経済史研究序説』(多賀出版、1985年)
- 『静かな革命 - ハンガリーの農民と人民主義』(東京大学出版会、1987年)
- 『ハンガリーの改革 - 民族的伝統と「第三の道」』(彩流社、1990年)
- 『ハンドブック東欧諸国』(岩波書店、1990年)
- 『ハンガリーの「第三の道」 - 資本主義と社会主義のはざま』(岩波書店、1991年)
- 『ハンガリーに蹄鉄よ響け - 英雄となった馬泥棒』(平凡社、1992年)
- 『義賊伝説』(岩波書店、1996年)
- 『アウトローの世界史』(日本放送出版協会、1999年)
- 『ドナウ・ヨーロッパ史』(編著、山川出版社、1999年)
- Legacies of Socialism: Transformations of East Central Europe (編著、彩流社、2005年)

・副講演者

高山 博 (東京大学大学院人文社会系研究科教授)

ケンブリッジ大学客員研究員、一橋大学経済学部助教授、フランス国立社会科学高等研究院客員研究員などを歴任。

主要著書:

- 『中世地中海世界とシチリア王国』(東京大学出版会、1993年)
- The Administration of the Norman Kingdom of Sicily (E. J. Brill: Leiden/New York/Koeln, 1993).
- 『神秘の中世王国 ~ヨーロッパ、ビザンツ、イスラム文化の十字路~』(東京大学出版会、1995年)
- 『ハード・アカデミズムの時代』(講談社、1998年)
- 『中世シチリア王国』(講談社、1999年)
- 『歴史学 未来へのまなざし ~中世シチリアからグローバル・ヒストリーへ~』(山川出版社、2002年)
- 『<知>とグローバル化 ~中世ヨーロッパから見た現代世界~』(勁草書房、2003年)
- 『文明共存の道を求めて ~地中海世界から現代をみる~』(日本放送出版協会、2003年)

秋田 茂 (大阪大学大学院文学研究科教授)

大阪外国語大学助教授、ロンドン大学政治経済学院客員教授などを歴任。現在、グローバルヒストリーセミナーを組織。

主要著書:

- 木畑洋一編『大英帝国と帝国意識 - 支配の深層』(ミネルヴァ書房、1998年)(共著)
- Ray Dumett (ed.), Gentlemanly Capitalism and British Imperialism: The New Debate of Empire, (London and New York: Longman, 1999). (共著)
- 川北稔・木畑洋一編『イギリスの歴史 - 帝国・コモンウェルスの歩み』(有斐閣、2000年)(共著)
- 川北稔・指昭博編『周縁からのまなざし - もうひとつのイギリス近代』(山川出版社、2000年)(共著)
- 秋田茂・籠谷直人編『1930年代アジア国際秩序』(溪水社、2001年)(共編著)
- Shigeru Akita (ed.), Gentlemanly Capitalism, Imperialism and Global History, (London and New York: Palgrave, 2002). (編著)
- 『イギリス帝国とアジア国際秩序 - ヘゲモニー国家から帝國的な構造的権力へ』(名古屋大学出版会、2003年)
- 山本有造編『帝国の研究 - 原理・類型・関係』(名古屋大学出版会、2003年)(共著)
- 『パクス・ブリタニカとイギリス帝国』(ミネルヴァ書房、2004年)(編著)

部会別自由論題報告

5月14日(日) 9:30～15:45 千葉大学 工学部15号棟・17号棟

部会別自由論題報告は各報告とも発表30分、質疑応答15分です。
また、各報告の時間帯は以下のようになっています。

第1報告／ 9:30～10:15 第2報告／ 10:15～11:00

第3報告／ 11:00～11:45 第4報告／ 11:45～12:30

第5報告／ 13:30～14:15 第6報告／ 14:15～15:00

第7報告／ 15:00～15:45

古代・中世史部会：工学部 17 号棟 111 講義室

1. 杉 亜希子 (リバプール大学) エジプト、イドウトのマスタバ墓供物リスト復元への考察
—地下埋葬室壁画の修復プロジェクトより—
司会者 畑守 泰子 (松山大学)
2. 上野久美子 (名古屋大学) アッティカ墓碑にみる女性とその社会的結合関係
司会者 桜井万里子 (日本学術会議)
3. 米本 雅一 (同志社大学) キケロのコンティオ
—修辞学作品を中心に—
司会者 砂田 徹 (北海道大学)
4. 大月 康弘 (一橋大学) ローマ皇帝称号問題と中世キリスト世界の秩序原則
司会者 高山 博 (東京大学)
5. 千脇 修 (早稲田大学) テキストとしての『ゲルマニア』
—農地制度・政治組織・従土制—
司会者 井内 敏夫 (早稲田大学)
6. 橋川 裕之 (日本学術振興会) 13 世紀ビザンツにおける神学とアイデンティティ
—フィリオクエ論争の再燃をめぐって—
司会者 大月 康弘 (一橋大学)
7. 川原田知也 (中央大学) 聖霊と説教師
—ジャック・ド・ヴィトリから見た 13 世紀前半における聖霊
降臨祭説教のメッセージ—
司会者 大黒 俊二 (大阪市立大学)

【古代・中世史部会報告要旨……p. 15 ~ p. 22】

中・近世史部会：工学部 17 号棟 112 講義室

1. 村上 司樹 (東京都立大学) 紀元千年前後のバルセローナ伯領における修道院と地域社会
—サン・クガト・ダル・バリエス修道院の事例から—
司会者 杉崎泰一郎 (中央大学)
2. 小山 寛之 (早稲田大学) 12 世紀における証書の作成と記憶の操作
—マインツにおける St. Peter 聖堂参事会の興隆とその政治史的意義をめぐって—
司会者 岩波 敦子 (慶應義塾大学)
3. 内田 亮 (日本大学) 中世盛期フランス王領地の騎士身分
—国王役人編成および都市出身層の関わりを中心に—
司会者 渡辺 節夫 (青山学院大学)
4. 舟橋 倫子 (中央大学) 中世盛期ベルギー修道院の所領集積
—アフリヘム修道院領をめぐって—
司会者 山田 雅彦 (京都女子大学)
5. 梁川 洋子 (関西大学) 中世後期ウェールズ辺境における所領経営
—カルディコット荘園を例に—
司会者 新井由紀夫 (お茶の水女子大学)
6. 小沼 明生 (東京都立大学) ドイツ中世後期の都市における公共建築と建築政策
—15 世紀レーゲンスブルクの「建築局会計簿」を中心に—
司会者 佐久間弘展 (早稲田大学)
7. 飯尾 唯紀 (日本学術振興会) 近世ハンガリーにおける所領の治安維持
司会者 戸谷 浩 (明治学院大学)

【中・近世史部会報告要旨……p. 23 ~ p. 30】

近世史部会：工学部 17 号棟 113 講義室

1. 鴨野洋一郎（東京大学） 15 世紀後半から 16 世紀前半にかけてのイスタンブルにおける
フィレンツェ居留民社会
－居留民規約の内容を中心に－
司会者 堀井 優（広島修道大学）
2. 早川 朝子（国際基督教大学） アウクスブルクの再洗礼派に与した人々
－租税台帳から探る－
司会者 森田 安一（日本女子大学）
3. 中平 希（津山工業高等専門学校） 税関連訴訟から見る近世ヴェネツィア共和国のテッラフェルマ支配
司会者 高田京比子（神戸大学）
4. 鈴木周太郎（一橋大学） 建国期アメリカにおけるメアリ・ウルストンクラフト受容
－英国からアメリカへの思想の流れのなかで－
司会者 有賀 夏紀（埼玉大学）
5. 野澤 丈二（パリ第 4 大学） 17 世紀における欧州産葡萄酒の海外市場
－平戸・長崎オランダ商館における事例について－
司会者 深沢 克己（東京大学）
6. 田中 良英（日本学術振興会） 18 世紀ロシアにおける「寵臣」政治
－エカチェリーナ 1 世時代の A. П. Мейнсикوف の役割を中
心に－
司会者 土肥 恒之（一橋大学）

【近世史部会報告要旨……p. 31 ～ p. 37】

近代史部会 I：工学部 15 号棟 110 講義室

1. 青柳かおり（日本学術振興会） アメリカ革命と主教制教会
司会者 西川 杉子（東京大学）
2. 深沢 克己（東京大学） 18 世紀マルセイユのフリーメイソン
－研究史・史料・問題提起－
司会者 宮崎 揚弘（帝京大学）
3. 山岸 拓郎（専修大学） フランス革命初期における聖職者財産国有化の提案についての一
考察
－タレーランの提案の分析を中心に－
司会者 山崎 耕一（一橋大学）
4. 根岸 美幸（京都大学） 革命期フランスの土木技師と「共和国」
司会者 山崎 耕一（一橋大学）
5. 伊丹 一浩（茨城大学） 19 世紀フランス・オート＝アルプ県における堤防組合の分析
司会者 榎原 茂（島根大学）
6. 岡部 造史（成蹊大学） フランス第三共和政における児童保護政策の論理
－テオフィル・ルーセルを中心に－
司会者 渡辺 和行（奈良女子大学）
7. 時野谷 亮（早稲田大学） ドイツ南部中等諸邦（バイエルン王国・ヴュルテンベルク王国）
とクリミア戦争（1854-1856 年）
司会者 丸島 宏太（姫路獨協大学）

【近代史部会 I 報告要旨……p. 39 ～ p. 46】

近代史部会Ⅱ：工学部 15 号棟 109 講義室

1. 上宮 真紀 (甲南大学) イギリスにおけるプラスバンド運動の拡大と変容
 － Volunteer Movement を中心に－
 司会者 高田 実 (九州国際大学)
2. 藤田 祐 (東京大学) 土地問題と進化思想家
 － A・R・ウォレスの土地国有化論をめぐって－
 司会者 高田 実 (九州国際大学)
3. 玉利 泉 (鹿児島大学) 戸主選挙権とイギリス議会制民主主義
 －なぜ、戸主選挙権は容易に男性普通選挙権に替わらなかったのか？－
 司会者 村岡 健次
4. 大井 知範 (明治大学) 19 世紀中葉オーストリア帝国の世界科学調査航海と植民地構想
 －フリゲート艦ノヴァラ号の世界遠征をめぐって－
 司会者 永原 陽子 (東京外国語大学)
5. 桐生 裕子 (東京大学) ボヘミアにおけるアソシエーションの形成と地域社会
 － 19 世紀後半における農業協会を中心に－
 司会者 篠原 琢 (東京外国語大学)
6. 村田奈々子 (ニューヨーク大学) 1900 年代のギリシア経済危機と「日本人党」
 －「干し葡萄スキャンダル」をめぐって－
 司会者 佐原 徹哉 (明治大学)
7. 崎山 直樹 (千葉大学) 1840 年代アイルランドにおけるナショナリズムと '82 クラブ
 司会者 森 ありさ (日本大学)

【近代史部会Ⅱ報告要旨……p. 47～p. 54】

近・現代史部会Ⅰ：工学部 17 号棟 214 講義室

1. 水田 大紀 (大阪大学) 天成の臣民は「英国化」をめざす
 － 19 世紀末イギリスからみたマルタにおける本国官僚任用試験の請願を題材に－
 司会者 平田 雅博 (青山学院大学)
2. 大谷 誠 (同志社大学) 世紀転換期英国の上流、中流階級における「精神薄弱者問題」
 －ケアと「管理」を巡っての国家と施設と家庭と－
 司会者 鈴木 晃仁 (慶應義塾大学)
3. 津田 博司 (大阪大学) イギリス帝国における植民地ナショナリズムと世界大戦の記憶
 司会者 細川 道久 (鹿児島大学)
4. 稲垣 健志 (大阪大学) 国民戦線の台頭とイギリス社会
 司会者 小関 隆 (京都大学)
5. 本内 直樹 (大阪市立大学) 戦後イギリス都市再建における「民主的」計画の挑戦
 －都市計画家マックス・ロックの思想と活動－
 司会者 椿 建也 (中京大学)
6. 青島 陽子 (東京大学) 19 世紀中葉ロシアにおける教員政策と初等・中等教育教員像の形成
 司会者 橋本 伸也 (広島大学)
7. 池田 嘉郎 (日本学術振興会) 第一次大戦期ロシア帝国における保養地事業
 司会者 橋本 伸也 (広島大学)

【近・現代史部会Ⅰ報告要旨……p. 55～p. 62】

近・現代史部会Ⅱ：工学部 17 号棟 212 講義室

1. 岡田 友和（東京都立大学） 仏領インドシナの現地人学校における官吏育成
— 両大戦間期のベトナムを中心に —
司会者 平野千果子（武蔵大学）
2. 姜 公淑（青山学院大学） ヴィシー政府とフランス人戦争捕虜の関係
司会者 剣持 久木（静岡県立大学）
3. 南 祐三（早稲田大学） 1930年代フランス極右新聞『ジュ・スイ・パルトウ』の対ドイツ観
司会者 剣持 久木（静岡県立大学）
4. 館 葉月（東京大学） 両大戦間期フランスの対応に見るロシア難民問題
— コンスタンティノープルからフランスへ —
司会者 中野 隆生（首都大学東京）
5. 高光 佳絵（千葉大学） ホーンベックと米国東アジア政策の変容
— 1933～38年を中心に —
司会者 後藤 春美（千葉大学）
6. 南 修平（一橋大学） "Hard Hat Riot" 再考
— ニューヨーク都市労働者の世界 —
司会者 野村 達朗（愛知学院大学）
7. 内田 綾子（名古屋大学） アメリカ先住民と「貧困との戦い」
— 1960年代における自決の模索 —
司会者 佐藤 円（大妻女子大学）

【近・現代史部会Ⅱ報告要旨……p. 63～p. 70】

近・現代史部会Ⅲ：工学部 17 号棟 211 講義室

1. 高草木邦人（日本大学） 十九世紀末ルーマニアにおける社会主義と議会体制
— 1899年の社会民主労働者党の解党を中心に —
司会者 南塚 信吾（法政大学）
2. 吉田 裕季（立正大学） ハンガリーの領土問題をめぐるカーロイ＝ミハーイ政権の外交と連合
司会者 羽場久美子（法政大学）
3. 香坂 直樹（東京大学） 両大戦間期チェコスロヴァキア共和国内におけるスロヴァキア地域の地位に関する諸構想
司会者 林 忠行（北海道大学）
4. 新井 正紀（千葉大学） ソ連邦、ウラル地方における文化啓蒙活動の展開
— 1920年代末から1930年代 —
司会者 富田 武（成蹊大学）
5. 仲津由希子（東京大学） A. ザレスキのイタリア・ファシズム評価
— ピウスツキ派政治家の思想の一断面として —
司会者 安井 教浩（長野県短期大学）
6. 長島 大輔（東京大学） ユーゴスラヴィアにおける宗教と民族主義の関係
— 1960年代初頭～1974年のボスニアを中心に —
司会者 柴 宜弘（東京大学）
7. 松戸 清裕（北海学園大学） 「フルシチョフ改革」期のソ連における地方行政
司会者 松井 康浩（香川大学）

【近・現代史部会Ⅲ報告要旨……p. 71～p. 78】

近・現代史部会Ⅳ：工学部 17 号棟 213 講義室

1. 白川 耕一（國學院大學） 20 世紀前半ドイツにおける自治体福祉政策の展開と初期的福祉国家
ーデュースブルク市の事例を中心にー
司会者 川越 修（同志社大学）
2. 北村 厚（九州大学） 戦間期ドイツにおける「パン・ヨーロッパ」運動 1926-1930 年
司会者 石田 勇治（東京大学）
3. 柳原 伸洋（東京大学） 空爆の「脅威」とドイツ民間防空団体
ーヴァイマル期を中心にー
司会者 熊野 直樹（九州大学）
4. 高橋 典子（名古屋大学） 国家社会主義ドイツにおける社会政策的租税制度としての所得税制
司会者 古内 博行（千葉大学）
5. 穴山 朝子（成蹊学園史料館） ナチ政権下の帝国文化院と帝国音楽院にみるナチ芸術文化政策
司会者 若林美佐知（お茶の水女子大学）
6. 佐藤 公紀（ベルリン工科大学） 社会復帰と規律
ーヴァイマル期における監獄制度の改革と受刑者処遇の実際ー
司会者 相馬 保夫（東京外国語大学）
7. 長田 浩彰（広島大学） ある「ドイツ・ユダヤ人」の非ナチ化
ーエルヴィン・ゴルトマンの事例（1947-51）ー
司会者 芝 健介（東京女子大学）

【近・現代史部会Ⅳ報告要旨……p. 79 ~ p. 86】

古代・中世史部会

5月14日（日）9：30～15：45 千葉大学 工学部 17 号棟 111 講義室

報告者……………報告要旨掲載頁

1. 杉 亜希子（リバプール大学） ……p. 16
2. 上野久美子（名古屋大学） ……p. 17
3. 米本 雅一（同志社大学） ……p. 18
4. 大月 康弘（一橋大学） ……p. 19
5. 千脇 修（早稲田大学） ……p. 20
6. 橋川 裕之（日本学術振興会） ……p. 21
7. 川原田知也（中央大学） ……p. 22

1. エジプト、イドウトのmastaba墓供物リスト復元への考察 —地下埋葬室壁画の修復プロジェクトより—

杉 亜希子

関西大学を中心とした「日本・エジプト合同mastaba・イドウト調査ミッション」は、2003年11月、2004年4月～5月、2005年7月～8月にエジプト、サッカラで文化財修復のための事前調査を行ない、2005年12月から修復活動に着手する。修復の対象は、古王国時代第6王朝初頭(前2345年頃)の女王イドウトのmastaba墓、地下埋葬室の壁画である。イドウトのmastabaは、エジプト最大のサッカラ墓域を代表する美しいレリーフを持つことで知られているが、石灰岩台地の地下にある埋葬室では、母岩上のプラスターに施された色彩は劣化が著しく、修復が急がれている。

これらの壁画には、被葬者の為の食料(牛、鳥、パン、ビールなど)の絵が描かれ、北と東壁には96品に及ぶ供物を羅列したリストが象形文字(ヒエログリフ)で書かれている。

これまでの事前調査で、埋葬室内から数百点の剥落壁画片が回収された。これらの剥落壁画片を本来の位置に戻して修復する必要がある。特に供物リストに関しては、表形式で書かれており、イドウトの墓の地上の礼拝施設や他のmastabaに残されている類似の供物リストとの比較により、復元が比較的容易と思われる。さらに、リストに羅列されている品目は当時の供物奉納の儀式と深く関係していることも、修復の重要な手掛かりとなる。

今回の発表では、修復に先立つ重要な作業の一部として、回収された剥落壁画片の本来の位置をどの程度復元できるのかを、歴史的な背景を踏まえながら検討する。歴史家が文化財の保護に積極的に参加することが望ましいことは言うまでもない。発表では、歴史家として文化財の保護活動にどのような貢献ができるのかも示すものとなる。

2. アッティカ墓碑にみる女性とその社会的結合関係

上野 久美子

古代ギリシア人にとって死者の葬儀や供養は精神生活の大きな部分を占めており、その舞台となる墓は早くから社会的に重要なモニュメントとして機能していた。前古典期から古典期になると、墓はしばしば壮麗な浮き彫りなどの表象を伴うようになるが、その中でも特に注目されるのが墓碑銘である。これらの碑文は、古代ギリシア人の肉声を伝える貴重な史料であるにもかかわらず、その文学的な性格(現存する多くの例は韻文である)のためか、これまで歴史研究においては十分に活用されてこなかった。しかし、現存する墓碑銘を網羅的に検討するならば、そこからは当時の死生観だけではなく、被葬者をめぐる様々な社会的結合関係が浮かび上がってくる。とりわけ中心的な位置を占めるのは、被葬者と墓碑建立者との間で結ばれていた諸関係であり、その分析からは、従来の史料を通しては見えてこなかった当時の社会の複雑な側面を垣間見ることができるのである。

今回は、特に女性の墓碑を取り上げて分析を試みる。親、兄弟、夫、子供、孫、友人、雇主など、女性被葬者を取り巻く人間関係は多岐にわたる。また市民か非市民か、未婚か既婚かによっても事情は異なる。それらを考慮した上で、特に既婚女性について注目し、実家と婚家との関係を軸に、当時の女性を取り巻く環境と、彼女たちが担っていた社会的役割について墓碑銘から伺いうる事柄を検討する。

なお、取り扱う史料としては、特に韻文墓碑銘に関しては *Carmina Epigraphica Graeca* (P.Hansen) 所収のアッティカ出土墓碑銘を、その他のものは *Αττικής Επιγραφαι Επιτυμβιοι* (Σ.Α.Κουμανουδης) を参照した。

3. キケロのコンティオ — 修辞学作品を中心に —

米本 雅一

現在、共和政ローマの政治史研究はひとつの転換点を迎えている。従来の研究においては、共和政ローマの政治はパトロネジ関係を基盤とした政治支配層の寡頭的な政治支配が行われていたと考えられてきた。しかし、1980年代以降、そのような見方に疑問が提起されるようになっていくが、特にF. ミラーが政治における民衆の果たした重要性に目を向けたことは共和政ローマの政治を考えるうえでの新たなヴィジョンを提起した。それ以降、政治と民衆の関係が共和政ローマの政治史において重要な研究テーマとなり、大きな議論となっている。

この議論のなかで、関心が向けられているもののひとつがコンティオと呼ばれる集会である。コンティオとは、政治家が民衆に向けて演説を行うための集会であり、民会のように民衆による投票は行われない。その目的は多岐にわたるが、端的に言えば、政治に関する事柄の情報提示の場であった。政治における民衆の役割を重視する説では、コンティオにおいて政治家は民衆に対する説明責任を果たさなければならず、それはローマの民衆が政治的に無意味な存在ではなかった証拠であるとする。他方、このような見解に否定的な説においては、コンティオでは政務官職に就いたことのない一般民衆が演説することはほとんどなく、政治エリートたちが一方的に政治プロパガンダを提示する場として捉えている。このようにコンティオの政治的意味についての評価はいまだ決着をみていない。

こうした状況を踏まえ、本報告ではキケロのコンティオに関する言説、特に修辞学について論じた作品を中心に分析していきたい。キケロの著作が共和政ローマの研究において最重要の史料であることは言うまでもない。キケロはコンティオについて、修辞学に関する作品に限らず、法廷弁論、書簡においても記述している。しかし、本報告が修辞学の作品をその対象として扱う理由としては、キケロが演説一般について語っている修辞学の作品を扱うことで、キケロが考えた演説におけるコンティオの位置付けについての見解が理解できると思われるからである。本報告は、キケロのコンティオに関する言説を改めて抽出することで、彼の考えたコンティオ像に近づき、さらには共和政ローマの政治におけるコンティオの位置付けを行うこと目的とする。

4. ローマ皇帝称号問題と中世キリスト世界の秩序原則

大月 康弘

9～10世紀地中海世界の国際関係を考える上で一大イシューだった皇帝称号問題を、東西キリスト教世界の政治・外交交渉の追跡を通じて考察したい。

周知のように、800年にカールが皇帝称号を帯びて以降、カロリingerの歴代諸王は「ローマ皇帝」称号を得るべく努力した。ところが、歴史の現実を観察すると、彼ら西欧の王侯 Rex, Dux が即自的に「皇帝」Imperatorとして存在したとは考えがたい痕跡が少なからず看取される。彼らが「皇帝」であるためには、コンスタンティノープルに座すビザンツ皇帝 Basileus Romaion のサンクションを得ることを不可避の手続きとしていた、と観察されるのである。

9世紀半ば、カロリingerの直系王統は断絶し、血統は北イタリアを含めて分散した。事態を承けて、皇帝称号問題はさらに複雑化したようにも見える。当時は、イスラーム勢力の進展により、キリスト教世界を取り巻く地中海世界の政治環境も緊迫の度を増していた。発表では、この9世紀半ばから、ザクセン朝フランク王オットーがローマで皇帝称号を帯びる962年2月までを基本的な観察枠組とし、当時の国際政治環境（イスラーム勢力の配置）をも視野に収めて、西方キリスト教世界における「皇帝」称号帰趨の経緯を考察したい。

当該期は、自立的な西欧世界誕生に向かう重要な揺籃期と認識される。発表では、東西諸宮廷間の外交交渉を辿ることで、その紆余曲折のうちにかいま見える中世キリスト教世界の秩序編成のあり方にも顧慮したいと思う。それは、「キリスト教ローマ理念」を基礎とする一元論的世界の理念と現実について考察する一助になるものと期待している。

5. テキストとしての『ゲルマニア』 —農地制度・政治組織・従士制—

千脇 修

本発表は『ゲルマニア』第26章の農地制度に関する記述の解釈を出発点に、著者タキトゥスが思い描いていたであろう古ゲルマン社会像の再構成を試みるものである。

その際、提示される像が現実の古ゲルマン社会をどの程度反映したものなのかに関しては、さしあたりの考慮外に置かれる（それは考古学の問題である）。そうではなく、おそらくは複数の情報源からの間接的伝聞に基づいて執筆したであろう同書を、著者タキトゥスによる意識的構築物と見なし、テキストの内的整合性を仮構した上で、その統一的意味の確定を図るというものである。したがって本発表に関する限り、カエサル等、同時代の記述史料はもちろん、考古学的発掘の成果をも論拠として使用することはない。こうした素材はタキトゥスのテキスト自体の内在的吟味という作業を各研究者がまがりなりにも終えた後に初めて、しかも総体としてのテキストが指し示す意味それ自体を照らし合わせの中心として設定した後に初めて、比較の場に持ち来たらされるべきものとするからである。加えて本発表は『ゲルマニア』研究の現状を概観するものではなく、あくまでも筆者自身の「読み」の提示であるため、学説史的検討も最小限にとどめられているが、これはいわゆる古典学説（一般自由人説）にせよ、その反転形である古典学説批判（ダンネンバウアー説、その他）にせよ、19世紀におけるドイツ特有の社会状況あるいは20世紀前半における政治的危機意識のイデオロギー的表現としての性格が濃厚であり、必ずしもタキトゥスのテキスト自体の整合的解釈の結果としてもたらされたものではないという学説的事実を踏まえたものである（村上淳一『ゲルマン法史における自由と誠実』東京大学出版会、1980年、参照）。この点からする限り、過去の諸学説を消極的に念頭に置きつつも、むしろ前世紀半ば以降に飛躍的な発展を遂げた民族誌をめぐる文化人類学的思索と分析の深まり（リーチ、エヴァンズ＝プリチャード、サーリンズ、ゴドリエ、他）を積極的に意識した上での新たな解釈の試みは、逆説的ながらも一定の学説的意義を有するものとする。

6. 13世紀ビザンツにおける神学とアイデンティティ —フィリオクエ論争の再燃をめぐる—

橋川 裕之

現在、東西教会の合同を阻んでいる大きな障壁の一つとして挙げられるものに、聖霊の発出をめぐる教義的見解の相違、いわゆるフィリオクエの問題がある。西方のローマ・カトリック世界においては、中世初期以来、聖霊が父のみならず子からも（*filioque*）発出するという教義が支持されたが、東方、ビザンツの正教会はこれを聖霊の二重の発出を説く異端的教義とみなし、一貫して否定した。このフィリオクエをめぐる問題は、これまで神学や教会史を専門とする研究者の独壇場であったが、本報告ではそうした先行研究を踏まえた上で、論争と政治・文化の関係に焦点を当てた新たな考察を試みる。

ビザンツ最後の2世紀、フィリオクエが東西教会間の中心的問題であったことは疑いない。13世紀後半、キプロス出身の総主教グレゴリオス2世の時代には、ビザンツ教会内部でその解釈をめぐる熾烈な論争が生じているし、14世紀中葉には神学者グレゴリオス・パラマスが神秘靈性ヘシカスムを擁護する一方で、フィリオクエに反対する論陣を張っている。また、15世紀前半、両教会を再合同すべく開催されたフェッラーラ・フィレンツェ公会議が長期化した背景には、ビザンツ代表使節団を構成する団員多くのフィリオクエに対する根強く、断固とした反対があった。

しかし、東西教会の間でそれをめぐって最初に論争が生じた9世紀から、帝国消滅の15世紀にいたるまで、フィリオクエがつねに両教会の解決すべき最重要課題であったかということそうではない。近年、このことを説得的に示したのはアメリカのビザンティニスト、ティア・コルバーバである。彼女は、ビザンツにおいて多く作成されたラテン人論駁書を体系的に分析し、作成した知識人・教会人らの神学的問題認識や論調が時代とともに変化していったと結論づけている。コルバーバによれば、ビザンツでは9世紀以来、カトリック・ラテン人の教義や慣習を攻撃するためにフィリオクエがよく取り上げられたが、しばらくそれは東西教会の主要問題の一つという位置づけに過ぎなかった。たとえば12世紀において多くの教会人らが問題視し、論駁書を著したのはローマ教皇のコンスタンティノーブル総主教に対する権威の優越、すなわち教皇首位権であった。フィリオクエが最重要の問題として認識されたのは比較的遅く、13世紀後半に試みられたリヨン教会合同をもってである。

フィリオクエについてみれば、コルバーバはこの主張において、もっぱらリヨン教会合同の役割を強調しているが、果たしてそれは妥当といえるのだろうか。リヨン教会合同が成立する以前においてすでに、フィリオクエ問題がひととき深刻化していた可能性があるのではないか。本報告ではコルバーバが注目した反ラテン的宗教文献のほか、同時代の歴史書や伝記、書簡などの史料の記述を分析し、ビザンツ帝国が一時的に首都を喪失し、地中海東方地域が大変動を経験した13世紀に、フィリオクエが東西教会間の論争として再燃する過程があったことを明らかにする。次いで、ビザンツ人の神学的な問題認識および論調がリヨン教会合同の成立前後で具体的にどのように変化しているのか考察し、合同を契機とする諸変化が、一方で、当時のビザンツ人の宗教的アイデンティティの変化を映じたものであること、そして他方で、14世紀のビザンツ教会の動向のみならず帝国と西方世界との政治関係にも深甚な影響を与えていたことを示したい。

7. 聖霊と説教師

—ジャック・ド・ヴィトリから見た13世紀前半における聖霊降臨祭説教のメッセージ—

川原田 知也

1215年の第4回ラテラノ公会議は、9・10・11条で示されるように、説教の奨励、及び聖職者の教育といった司牧の重視を打ち出したことで知られている。その背景として、12世紀以降から活動が顕著になってくる清貧・使徒的生活を追求する俗人宗教運動の高揚、ヴァルド派、カタリ派といった異端の猖獗などへの対応を迫られた教会は、告解と並び、聖職者に対して信徒への説教を効果的に行うことを求めるようになった。こうして信徒の教導へと積極的に乗り出していった代表的な集団が托鉢修道会であることはよく知られている。

1990年代後半以降の説教研究において、説教師のことばの優越の問題が取り上げられるようになった。13世紀以降、説教を行う者たちは、自らのことばを聴衆に上手く浸透させることに苦心し、俗人や異端のことばとの競合を迫られていた。そこで説教を行う者たちは、神のことばを述べ伝える者の優位を主張していくようになる。

このような流れを踏まえ、本報告では、ジャック・ド・ヴィトリ(1160/70-1240)の聖霊降臨祭説教の分析を軸におく。理由は2点ある。一つは、この祝日における説教が、説教師のことばの卓越さを強調するものであったと説教研究上指摘されている点。もう一つは、ジャック・ド・ヴィトリという人物が、説教に積極的に関与した代表的な説教師の一人であり、13世紀数多い説教師の中でも特に著名であるにもかかわらず、このような問題においてはあまり具体的に扱われてきていない点にある。特に彼は、説教の専門家集団である托鉢修道士に先行し、かつ彼らの説教に少なからぬ影響を与えた人物である。彼の聖霊降臨祭説教を通して、説教師のことばをめぐる、どのようなメッセージを発していたかを検討していく。それと同時に、聖霊降臨祭説教のメッセージ全体の把握に努める。それにより、この説教のメッセージが、説教師のことばの卓越さをめぐる議論を超えるものであり、ひいてはこのメッセージの13世紀における意義を考察していく。

中・近世史部会

5月14日(日) 9:30~15:45 千葉大学 工学部17号棟112講義室

報告者……………報告要旨掲載頁

1. 村上 司樹(東京都立大学)……………p. 24
2. 小山 寛之(早稲田大学)……………p. 25
3. 内田 亮(日本大学)……………p. 26
4. 舟橋 倫子(中央大学)……………p. 27
5. 梁川 洋子(関西大学)……………p. 28
6. 小沼 明生(東京都立大学)……………p. 29
7. 飯尾 唯紀(日本学術振興会)……………p. 30

1. 紀元千年前後のバルセローナ伯領における修道院と地域社会

—サン・クガト・ダル・バリェス修道院の事例から—

村上 司樹

初期中世修道院の重要性については、広く一般に認められている。研究上の貴重な情報源というばかりでなく、農村部に居を構える大領主であり、同時にキリスト教信仰の拠点として、同時代社会に多大な影響を及ぼしたためであることは言うまでもない。本報告もまた、紀元千年前後のカタルーニャ地方南西部を取り上げ、地域社会のなかに修道院を位置付けようとする試みである。

カロリング王権の征服によりイスラーム支配を脱した当該地方は、なお動乱の続く9世紀を経て、10世紀から安定成長の局面に入った。事実上の君主と化した伯権力のもとで内外の平和が実現し、境界域に向け漸進的な植民運動が進展した。当時ローマ・カトリック世界の南西限を成した現カタルーニャは、つづく11世紀にかけて地方社会の形成期を迎える。その突端部ともいえるべきバルセローナ伯領「辺境」に勢力を張り、この地域の開発と組織化の上で大きく寄与したといわれるのが、サン・クガト修道院であった。

有力領主としての同修道院の歴史は、紀元千年前後の修道院長ウド（在位985-1010年）に始まるとされる。したがってウド期は、修道院発展の起点であると同時に、サン・クガト修道院を中心とした、地域社会形成の時期であったと考えることができよう。報告者はこの点で、従来の、伯の公法統治から私的な城主支配への移行、すなわち伯領から城主支配圏への暴力的解体という「封建革命」的見通しに、修正を加えるべきだと考える。そしてそこでは十分評価されてこなかった同修道院の積極的役割、ローカルな範囲における結節点としての機能を、具体的に検出したいと思う。

本論は以下3点である。まず第一に特定ウィカリウスとの密接な関係を明らかにすることにより、修道院がその傘下にあったといわれる伯権力、および公法統治の存在を相対化する。第二に貴族身分に属さない下位の社会層、なかでも農村エリート的な集団に注目することで、農民所有地の単なる集積者というに留まらない、サン・クガト修道院の存在意義を考える。そして第三に、より大きな世界との関連で教会改革の潮流、さらに辺境という場の文脈のなかへ位置付けることによって、考察全体のまとめとしたい。

2. 12世紀における証書の作成と記憶の操作

—マインツにおける St. Peter 聖堂参事会の興隆とその政治史的意義をめぐって—

小山 寛之

12世紀以降の西欧各地において、権利証明の手段として証書が大量に書かれるようになったということは、とりわけ注目すべき事実である。それは記憶を保存するための高度な技術はおろか、文字の使用すら十分ではなかった中世社会において、証書が客観的な権利の保証物として重宝されるようになったことを意味していた。それでは、当時において証書の発行は、西欧諸国の法秩序の形成にいかなる役割を果たしたのであろうか。

この問題提起に対し、今回具体的な考察対象としたのがマインツの St. Peter 聖堂参事会である。従来の国史において、司教座聖堂参事会以外の聖堂参事会は政治的にあまり重要ではないと認識されてきた。しかしながら St. Peter 聖堂参事会の政治的地位が例外的であったことは、13世紀のマインツ大司教のほとんどが同聖堂参事会長職を経由した後、即位していたことからも明らかである。さらに、この聖堂参事会は初期の歴史が全く不明であるにもかかわらず、12世紀以降に発行された証書において、突然膨大な荘園の所有者として現れるなど極めて謎が多い。しかも、St. Peter 教会の聖堂参事会への昇格を伝える1069年の寄進証書自体が、12世紀中期頃に偽造されたものであることが、20世紀になってようやく判明したのである。

そこで本報告では、この偽造証書が作られるきっかけになったある教区教会をめぐる紛争を取り上げる。12世紀にラインガウという地域で起こったこの紛争は様々な人物を巻き込み、少なくとも40年以上の長きにわたったという点で特異であった。最終的にマインツ大司教コンラートの一貫した支持によって、St. Peter 聖堂参事会員の勝利に終わったが、この紛争は単なる荘園的諸権利をめぐる争い以上の意味をもっていた。マインツ大司教と St. Peter 聖堂参事会の共同戦略、および St. Peter 聖堂参事会と新興在地勢力エップシュタイン家の協力関係が、この紛争を通じて形成され、その構図が13世紀のマインツ大司教領の歴史を規定したことを、当時の政治的状況と証書史料の分析から推論する。その際、なぜこの紛争を通じて上述の偽造証書が正当なものとして公認され、しかも多くの追認証書によって確認されたのかという問題を通じて、当時証書を書くことが記憶を操作し、新たな正統性を構築する政治的手段になりえたということを実証したい。

3. 中世盛期フランス王領地の騎士身分 —国王役人編成および都市出身層の関わりを中心に—

内田 亮

本報告では、王領地における騎士身分の形成を考える上で、フィリップ2世での下層貴族層（王の騎士層）の集団的な地位形成を到着点とし、それに至る過程として12世紀における国王役人編成、特に中央官職である国王大官とその下僚組織の人的・階層的構成の変化を分析する。

概略的には、諸侯層と国王の集会による王国運営が機能しなくなった1100年前後の王国における政務執行の中心であった大官職には、王領地内の有力貴族（城主層）と、古くからの固有の基盤を持たない新興貴族（騎士層）の双方の補任状況が見られる。これは、旧体制から国王中心の新体制への移行期にあるためと考えられる。そして、1200年前後のフィリップ2世時代には大官職の名誉職化、空位化が進行し、実務は下僚、すなわち“王の騎士”や“王の聖職者”たちにより遂行され、彼らを中心とした行政機構が体系化することとなる。

ここでは、Senlis 家、Garlande 家といった新興貴族層が、城主層と拮抗し得た状況が注目される。何故なら、彼らを代表とする新しい騎士層が、13世紀における広範な騎士身分形成の基礎となったと考えられるためである。

政治的状況の点以外で、彼ら新興貴族層がそれだけの力を得た背景を知るために、大官職及び下僚職に就いた者たちの給源を比較すると、大官職に就いた城主層には特定家系の占有傾向が見られる。一方、新興貴族層に関しては、Senlis 家を含み大城（都市）の出身者が目立つことが特徴的である。都市の騎士は国王と緊密な関係を持ち、国王権力の回復期において忠実に働いたことが指摘されている。これは換言すれば、国王との関係から騎士層の地位向上に多大に寄与したともまた、考えられる。

この上昇における理念的側面に関して測るために、《miles》（騎士）の語をキーワードとして、彼ら国王官僚に対するこの言葉の史料での言及の状況を調査する。

例えば Senlis や Garlande の一門は《miles》として指標された階層であり、《dominus》たることを指標とした城主層と等しく大官職たり得たことで、《miles》概念の高貴化に影響を与えたことが想定し得るのである。

これらのアプローチから、本報告で王領地における騎士身分形成の特徴を明らかにしたいと考えている。

4. 中世盛期ベルギー修道院の所領集積 —アフリヘム修道院領をめぐって—

舟橋 倫子

中世盛期に新たに登場し、急速な発展をとげた修道院に共通の特徴として、周辺社会との密接な関係を通じて集積した不動産と関連諸権利を効率的に編成・管理して、積極的な所領経営を活発に実践したことが挙げられる。本報告の目的はこれら修道院の所領集積の性格を明らかにすることにある。その実態の解明には従来の研究史において多くの課題が残されている。まず、所領経営においては、これまで直接か間接かが問題とされ、前者を改革的修道院の特徴として特に検討する傾向にあった。しかし、直接経営・間接経営の両者ともいずれの修道院でも創建当初から併存していたことが指摘されている以上、むしろ間接経営においてもこれら修道院の独自性が表れていないかを検討することが、経営全体を包括して傾向を分析する上で重要となる。さらに従来は積極経営をシトー会・プレモントレ会という二つの修道会のうちに閉じこめて、特殊な動向としがちであったが、これらと時と場所を同じくして創建されつつもベネディクト会のうちに一括されている修道院の中には、創建事情や所領経営方式の個別的吟味の必要性があるものが多い。本報告において取り上げるアフリヘムは、1083年にブラバン公領西端に創建されたベネディクト会修道院であり、地域的中心であった周辺のシトー会やプレモントレ会のいくつもの修道院と多様な関係を結び、霊的領域でも経済的規模においてもそれらに匹敵する繁栄をとげていた。その重要性にもかかわらず所領研究の遅れが目立ち、大きな原因の一つが文書のきわめて不完全な刊行であった。しかし最近相次いだ史料集の刊行は、同修道院に対する研究関心の高まりと研究条件の改善を示している。本報告においては、これらの文書史料を主たる素材としてアフリヘム修道院の所領経営の性格を分析する。史料は干拓を中心とする地域開発と牧畜を中心とした多様な間接経営とを積極的に展開する、アフリヘム修道院経済の独自のあり方を具体的に語ってくれた。その結果、周辺社会との関係を通じて集積した不動産と関連諸権利を効率的に編成・管理したという点において、アフリヘム修道院と周辺のシトー会・プレモントレ会との共通の経営姿勢が検証された。このようにアフリヘム所領の分析には、中世盛期ベルギー修道院による所領の集積と経営との解明への大いなる貢献が期待されるのである。

5. 中世後期ウェールズ辺境における所領経営

— カルディコット荘園を例に —

梁川 洋子

ノルマン諸侯によるウェールズ南東部の征服と辺境諸侯領の建設はウェールズの他の地域よりも早く完成されたことから、この地への荘園制の導入はより徹底して行なわれた。なかでもセヴァン河口に面するカルディコット荘園は、ウェールズ南部でもっとも「イングランド化」された荘園とされる。

カルディコットは、元来ヘリフォード伯ブーン家領に属していたが、14世紀後半にブーン家は断絶、1419年には最後のヘリフォード伯の未亡人ジョンが死亡した。その結果、ともにヘリフォード伯の女系の子孫である国王ヘンリ5世とスタフォード伯夫人アンとの間で、相続財産の分割がおこなわれた。王は、獲得したカルディコットをランカスター公領と合わせた。そしてヘンリ5世の死後、1422年にカルディコットは、ヘンリ6世によって母后キャサリン・オブ・ヴァロワに寡婦産の一部として与えられた。

カルディコットは、キャサリンが保有した寡婦産所領のなかで唯一ウェールズに位置しているが、ウェールズ南部の辺境所領について現存する史料の大半は、荘園会計記録によって占められている。カルディコット荘園に関しては、14世紀後半から15世紀半ばにかけての荘園会計記録がほぼ連続して現存しているほか、15世紀前半の荘園裁判記録が2通ある。しかしながら従来の研究は、エドワード1世によるウェールズ征服期あるいは15世紀初頭のオワイン・グリーン・ドゥールの反乱期に集中してきた。また、経済史の分野では、14世紀後半のいわゆる荘園制の解体過程がとくに注目されてきた。こうしたことから、15世紀の荘園記録の多くが分析されないままである。

そこで本報告では、まず、中世後期ウェールズ辺境における所領経営のケース・スタディとして、王妃キャサリン時代のカルディコット荘園を取り上げ、現存する荘園会計記録の分析をおこなう。さらに、その分析をもとに、在地ウェールズ人ジェントリが、イングランドの不在領主への奉仕を通じて、地域社会において台頭してゆく過程を考察する。

6. ドイツ中世後期の都市における公共建築と建築政策

— 15世紀レーゲンスブルクの「建築局会計簿」を中心に —

小沼 明生

本報告は、15世紀のドイツ都市を素材とする事例研究を通じて、中世後期における都市の公共建築が持っていた社会的機能について考察しようとする、報告者の一連の研究の一部に位置づけられるものである。

中世後期ドイツの都市において公共建築、すなわち都市自身によって管理運営される建築物およびその工事は都市の行財政にとって、そして市民および都市住人にとっていかなる役割を果たし、また果たすことを期待されていたのであろうか？本報告ではレーゲンスブルクの史料としては唯一残存している1444年の「建築局会計簿」を用い、都市の公共建築を担った組織の構造と都市が支出した費用の内訳を分析する。このことにより15世紀におけるレーゲンスブルク都市当局の公共建築に対する姿勢を確認することができよう。また、この領域での先行研究が存在する他の都市との比較を通じて、この都市が公共建築の領域でもっていた独自性の有無を確認する予定である。中世後期のドイツ都市における公共建築の意義についてある程度の一般化が期待できるからである。

本報告が対象とする都市レーゲンスブルクは、初期中世にはすでに東西南北の交易ルートの結節点として栄える遠隔地貿易都市であり、バイエルン大公国の首都として、また神聖ローマ帝国の政治的中心の一つとして機能していた。また中世後期には14世紀における経済的発展のピークから15世紀における経済的停滞と人口低下、バイエルンへの降伏と帝国都市からの脱退という政治的变化を経験した都市でもある。15世紀後半から16世紀前半というヨーロッパ史における重要な転換期において、自身激しい変化のさなかにあったレーゲンスブルクの都市当局が、いかに公共建築を組織し、またどれほどの金額をどのように分配していたかを観察することによって、中世後期の都市において公共建築が果たしていた社会的役割について考察する一助とする予定である。

7. 近世ハンガリーにおける所領の治安維持

飯尾 唯紀

16・17世紀のヨーロッパ東部社会は王権による統治の限定的性格、大貴族と多数の中小貴族の結合／対抗関係、都市の未発達と不自由な農民などにより特徴づけられる。とりわけ16世紀から顕著となる領主支配の強化と農民の隷属化という流れは、この地域の近世史を描くさいに欠かすことのできない要素でありつづけている。一方で、近年の個別研究では、村落や市場町など農村共同体を抛りどころに発揮された農民の自律性を再評価する動きがみられる。論者によっては、この時期、農民の自律的な活動はむしろ活発化したとすら説かれている。またこうした農民の自律性の再評価をうけ、領主と農村共同体が織りなす地域社会秩序の新たな説明モデルの提示も試みられている。しかしながら、事例研究からえられる情報はいまだ部分的であり、広大なヨーロッパ東部の近世社会の発展を説明するには、なお多くの地域と領域における研究の積み重ねが必要な段階にある。

こうした研究の現状を踏まえつつ、本報告では、ハンガリーにおける治安維持制度に着目して当地の社会秩序の特質を論じる。16・17世紀のハンガリー王国の地域社会は、オスマン朝の侵攻とトランシルヴァニア侯の率いた独立戦争のため、絶えまない社会不安にさらされていた。こうした状況下で治安維持問題は地域社会の成員が取りくむべき重要な課題となっており、その対応のあり方には社会秩序の特性が端的に現れたと考えられる。

報告ではハンガリー王国北東部の一中規模所領（ハログヴァール城領）を事例に、領主や農民など地域社会の成員・集団が紛争解決と治安維持にどのように関与していたかについて、所領役人の日誌や領主裁判記録などを用いて明らかにする。またその結果をもとに、地域社会における領主と農村共同体の関係、その変容について、他地域との比較もまじえつつ考えてみたい。

近世史部会

5月14日(日) 9:30～15:45 千葉大学 工学部17号棟113講義室

報告者……………報告要旨掲載頁

1. 鴨野洋一郎（東京大学）……………p. 32
2. 早川 朝子（国際基督教大学）……………p. 33
3. 中平 希（津山工業高等専門学校）……………p. 34
4. 鈴木周太郎（一橋大学）……………p. 35
5. 野澤 丈二（パリ第4大学）……………p. 36
6. 田中 良英（日本学術振興会）……………p. 37

1. 15世紀後半から16世紀前半にかけてのイスタンブルにおける フィレンツェ居留民社会 —居留民規約の内容を中心に—

鴨野 洋一郎

本報告で取り上げる対象は、15世紀後半から16世紀前半にかけてフィレンツェ商人がイスタンブルで形成していた居留民社会である。

1406年のピサ併合以降、東地中海進出の機会を狙っていたフィレンツェは、巧みな外交政策で新興勢力のオスマン朝と友好関係を結ぶことに成功した。その結果、フィレンツェ商人はスルタンの好意によって、オスマン領内での安全な商業活動や滞在、また宗教活動の自由を保障された。以後16世紀の半ばまで、フィレンツェ商人はオスマン領内の各商業拠点に定住し、主としてフィレンツェ産毛織物とペルシア産生糸の取引に従事することになる。

この状況を受けてフィレンツェ政府は、オスマン領内のフィレンツェ商人が現地の居留民として守るべき規約—居留民規約—の作成に乗り出す。もともとフィレンツェ商人は13世紀以降、「教皇の徴税人」としてヨーロッパの各都市に滞在し、本国との緊密な書簡のやりとりを通じて現地で商業活動を行う伝統を持っていた。フィレンツェ政府は彼ら現地の居留民を保護、監督するために各居留地に領事を置き、居留民規約を公布することで彼らがフィレンツェ国民として相応しい生活を送るための指針を示した。フィレンツェ政府はこのような一連の居留地管理システムを、オスマン領内におけるフィレンツェ商人に対しても適用した。しかしイスラム的世界帝国を自任するオスマン朝の下では、他のヨーロッパ居留地とは異なる慣習や法システムが当地の人々を支配しており、そこに滞在するフィレンツェ商人もまたこれらのルールに一部従う必要が生じていた。そこでフィレンツェ政府は、オスマン領内のフィレンツェ居留民を管理する際、基本的にこれまで採ってきた居留地管理システムを導入しながらも、一部でオスマン朝における慣習、法システムに適合させた形での管理システムを作り上げることになる。

本報告では、イスタンブルのフィレンツェ居留民に向けて発布された居留民規約の内容に基づき、居留民社会の特徴を居留地管理組織、領事裁判制度、宗教活動の点から考察する。その際、ブリュージュ、ロンドン、リヨンの各フィレンツェ居留民社会の特徴についても検討を行い、それらとイスタンブルの居留民社会とを比較する。そしてここで明らかにされた両者の共通点や相違点から、イスタンブルにおける居留地管理システム並びに居留民社会の独自性について論ずることにした。

2. アウクスブルクの再洗礼派に与した人々 —租税台帳から探る—

早川 朝子

1529年の第二回シュパイアー帝国議会は、「プロテスタント」の名称を誕生させたことで知られるが、再洗礼派への死罪の適用を決定した議会でもあった。再洗礼派となった人々の数は、その影響が及んだ時期や地域全体からみると僅かであったにもかかわらず、帝国議会で取り上げられるほどの問題となったのは、再洗礼派が、既存の支配体制の転覆と統治者たる「お上 (Obrigkeit)」の打倒を企図する反逆者と認識されていたからに他ならない。そして再洗礼派の中でも特に危険視されたハンス・フートは、最後の審判を前に、真の信徒 (= 再洗礼派) による「お上」の撲滅を構想する終末論を説いていた。

それでは、再洗礼派に与した人々は、実際にこのような「お上」に対する戦いを意図していたのであろうか。文字を後世に残すことの少ない一般の信徒たちの姿を探るのは容易でないが、本報告は、前出のハンス・フートの伝道先の一つであった、1520年代後半のアウクスブルクを事例にそれを試みる。

そのための史料として、まずアウクスブルクには、市内で拘束された再洗礼派に対する審問の記録がある。加えて、同市に残る租税台帳 (1346～1717年) も、再洗礼派の一般信徒の姿を探るうえでの有効な手段となる。租税台帳を用いた再洗礼派研究は、以前にもG.ヴェルタンにより行われ、再洗礼派の居住が比較的多く確認される徴税区が公表された。その後B.レックらが、徴税区の市内における位置関係や分布を明らかにしたことにより、再洗礼派の居住地を割り出し、トポグラフィックな研究を行うことが可能となった。

審問の記録は、誰が再洗礼を授けていたのか、どこで集会が開かれ誰が居合わせたのかなど、様々なことを教えてくれるが、そこに信徒たちの反逆的姿勢を読みとることは、先行研究の諸成果からも難しいと言える。むしろそこに浮かび上がるのは、信徒どうしの結束力や精神的一体性の緩い再洗礼派の姿である。さらに租税台帳を用いて信徒たちの居住地を調査するならば、アウクスブルクの再洗礼派について、新たにどのような事柄がみえてくるのであろうか。本報告では、1527年の租税台帳から割り出せる、92の再洗礼派世帯の居住地分布をもとに考察する。

3. 税関連訴訟から見る近世ヴェネツィア共和国のテッラフェルマ支配

中平 希

中世において、東西を結ぶ地中海商業で栄えたヴェネツィア共和国は、東地中海に広がる商業基地を中心に勢力圏を確立したが、15世紀にはイタリア内陸部に新たな領土を獲得し、イタリア領域国家のひとつとなった。この新領土をテッラフェルマという。

16世紀以降のヴェネツィア共和国にとって、テッラフェルマは、主要な税徴収地として国家財政のなかで重要度を増していった。しかし、共和国の統治機構を検討すると、中央政府は統治官としてわずかな人員を中央から各服属都市へ派遣するにとどまり、税の査定や徴収も含めて、現地での重要な権限の多くは現地の地域中心都市の市議会に委ねられていた。中央政府が直接、現地の権力関係に介入できる余地は多くなかったのである。そうした状況のなかでは、現地で税をめぐる係争が起き、さらに現地での判決を不服として、当事者の一方が中央政府機関に上訴を請求することは、中央政府がその裁判を通じて現地の問題に介入することを可能にする重要な機会であった。

本発表では、テッラフェルマからの税関連上訴を専門に担当した司法機関の記録と統治官の報告書を史料として分析し、テッラフェルマでどのような問題をめぐって係争が起こっていたのか、誰が訴訟当事者となったのか、また中央政府はその上訴にどのように対処したのかを明らかにしようとする。また、そのなかで、16世紀後半という時代がヴェネツィア共和国の領土政策にとってどのような時代だったのかを位置づけてみたい。

4. 建国期アメリカにおけるメアリ・ウルストンクラフト受容 —英国からアメリカへの思想の流れのなかで—

鈴木 周太郎

本発表では建国期アメリカの特にフィラデルフィアにおいて、英国の作家メアリ・ウルストンクラフトのフェミニズム思想がどのように受容されたのかを検討する。そして米国における女性の意識がいかに関国の思想の強い影響を受けたものであったかを論じる。

英国で1792年に出版されたウルストンクラフトの『女性の権利の擁護』は、1794年にはフィラデルフィアにおいても出版され大きな影響をおよぼした。また、アメリカにおける出版以前の1792年9月に発行されたフィラデルフィアの女性向け雑誌に抜粋が掲載され、フィラデルフィアの女性たちのあいだでも広く読まれていた。たとえば、この街の女性のための中等教育機関ヤング・レディズ・アカデミーの生徒であったアン・ハッカーは、その演説においてウルストンクラフトをトマス・ペインを比較したうえで彼女の方がすぐれた思想家であると結論付けている。この学校における女子生徒の演説を読むと、彼女らが卒業後に妻や母として家庭のなかに閉じ込められて言論の場を失うことに強い抵抗を示していることがわかる。彼女らのこうした考え方の背景にはウルストンクラフトの強い影響があった。

アメリカ革命の思想的起源を英国の急進的思想に求める議論は、これまでアメリカ政治史において多くの歴史家によってされてきた。本発表ではそういった英国からアメリカへの思想の流れを、アメリカにおけるウルストンクラフト受容と関連づけて論じる。また、当時アメリカにおいて幅広く読まれていた女性向け読み物 (conduct books) の多くが英国において出版されたものであったことに注目しあわせて検討する。

以上のように、本報告では女性向け出版物や女子生徒たちによる演説や日記を主な資料としてもちいて、ウルストンクラフトがアメリカの女性たちにどのように読まれていたのか、彼女の思想が受け入れられた背景にはなにがあったのかを、英国からアメリカへの思想の流れという枠組みのなかで考察していく。

5. 17世紀における欧州産葡萄酒の海外市場 —平戸・長崎オランダ商館における事例について—

野澤 丈二

元来、葡萄酒に関する歴史研究はその生産地においては盛んだが、栽培者の手を離れ、商人の手に渡り、消費地に近づくにしたがってその研究対象としての関心も徐々に薄れていく。例えば、近世フランスにおける葡萄酒の生産流通に関してはすでに網羅的な先行研究があるが、その国際仲介貿易業者として海上輸送を担ったオランダについての研究事例は極めて少数であると言ってよい。ここにはもちろん体系的な史料がオランダ側に不足しているという制約もあるのだが、そもそもオランダ内部での流通に関してさえも、まだ開拓余地のある研究領域として残されたままになっている。さらに、オランダ商人によって買い付けされアジアに向けて発送された葡萄酒となると、「長距離航海における葡萄酒の役割」というようなテーマを除けば、先行研究はほとんど見当たらない。こうした事実は例えば日本においても同様で、一般に日本における葡萄酒の歴史研究は19世紀半ばの開国とともに始まり、その焦点はヨーロッパからの葡萄栽培（或いは葡萄酒製造）技術の移転に当てられている。また、当時オランダ商館で葡萄酒が嗜まれていた事実は他研究の中でも散見できるが、それはあくまでも西洋人が持ち渡った珍品のひとつとして周辺的に現れるに過ぎない。

本報告では、こうした研究史上の背景を踏まえたうえで、オランダ東インド会社（VOC）の平戸・長崎商館に陸揚げされ、消費された欧州産葡萄酒についての考察を試みる。分析に際しては、まず「日本商館文書（Nederlandse Factorij in Japan）」のうち「仕訳帳（Journalen）」を参照し、葡萄酒の銘柄、分量、計上価格、記帳方法、用途などに関する情報を整理する。さらに、葡萄酒を取り巻く状況をより詳しく理解するために「オランダ商館長日記（Dagregisters van de factorij te Firando en te Deshima）」などを併読し、館員用接待用を併せた商館内外の消費量、販売量あるいは贈答した量、購入あるいは贈与された日本人についても追究する。

当時すでに世界の広範に及んでいた欧州産葡萄酒の消費事例を具体的に紹介するとともに、産地から消費地までの流過程についても広く検討を加えていきたい。

6. 18世紀ロシアにおける「寵臣」政治 —エカチェリーナ1世時代のA.Д. メーンシコフの役割を中心に—

田中 良英

18世紀ロシア帝国においては、1725年のピョートル1世の死から1762年のエカチェリーナ2世の即位までの37年間に6人の君主が即位している。この時期については長らく、前後の改革の時代とは断絶した「停滞」あるいは「反動」の時代と見なされ、否定的な評価を受ける傾向が存在した。その原因として、帝位の移動の際に近衛連隊の軍事力を背景とした「宮廷クーデタ」が頻発したこと、君主らのほとんどが個人的な統治能力に乏しい幼帝あるいは女帝であったこと、そしてそのような皇帝の周辺に「寵臣」の跋扈が目撃されたこと、が挙げられる。

ところで一口に「寵臣（временщик, фаворит）」と言っても、18世紀ロシア史において彼らの出自や性格は極めて多様である。大まかには君主との私的な繋がりを主要な基盤として、急速に政治的・社会的地位の向上を果たした人物と括れるだろうが、軍や官界での正式な官位を持たない者、法的に大きな権限を規定された公的な官職を有する者、双方共に寵臣と称されてきた。まずはそうした個々の寵臣の性格の相違に留意する必要があるが、近年の研究においては、たとえ前者のタイプの場合でも、ロシアの国益を無視した国政への私的な介入の事例は乏しかったことが明らかにされつつある。まして後者のタイプは、非力な君主を補完し、ロシアの皇帝支配体制（самодержавие）を有効に機能させる上で、むしろ積極的な役割を果たす事例が多かったと言える。本報告ではその代表例であるメーンシコフ公爵を主にとり上げ、ピョートル1世の直後に即位した女帝エカチェリーナ1世（在位1725-27年）の統治に対し、彼が果たした貢献のありようについて考察する。

具体的な作業としては、近年刊行されたメーンシコフの日々の行動記録とアルヒーフ史料を用い、①彼の周辺に築かれた人的ネットワークの内容を明らかにすること、②そうしたネットワークを介し、彼が諸政策の立案・執行に示した役割を分析すること、を試みる。こうした寵臣の機能の見直しは、18世紀ロシア史全体が一貫した改革の流れの内にあることを理解するのに資するものと考えられる。

近代史部会 I

5月14日(日) 9:30~15:45 千葉大学 工学部15号棟110講義室

報告者……………報告要旨掲載頁

1. 青柳かおり (日本学術振興会) ……p. 40

2. 深沢 克己 (東京大学) ……p. 41

3. 山岸 拓郎 (専修大学) ……p. 42

4. 根岸 美幸 (京都大学) ……p. 43

5. 伊丹 一浩 (茨城大学) ……p. 44

6. 岡部 造史 (成蹊大学) ……p. 45

7. 時野谷 亮 (早稲田大学) ……p. 46

1. アメリカ革命と主教制教会

青柳 かおり

イギリス領北アメリカ植民地においては、ピューリタン系の非国教徒が多く、宗派も多様であり、イングランド国教会は南部を除いて少数派であった。そこで、1701年、国教会聖職者の提案で海外福音伝道協会（Society for the Propagation of the Gospel in Foreign Parts, SPG と略記）がロンドンで設立され、主に北アメリカと西インド諸島植民地への布教が行われた。しかし、北アメリカでは会衆派などの非国教徒が優位であり、国教会の拡大に反対していた。また、本国政府は概して植民地の宗教に無関心で、非国教徒に妥協的な方針をとっていたので、SPGが十分な布教活動をするのは困難であった。国教会は主教による教会統治が行なわれていたため、アメリカでは主教制教会とよばれることが多かったが、アメリカに在住の主教が派遣されることはなかった。

印紙法などの課税によって1760年代から英米関係が悪化したことも、国教会にとって不利であった。アメリカ革命がおきると、北アメリカにおける国教会はますます困難な立場に陥った。国教会はイギリスによる支配と結びついていたため、愛国派から攻撃されたのである。王党派の国教徒はイギリスやノヴァスコシアへ亡命することが多かったが、アメリカ生まれのSPG宣教師や国教徒の中には祖国を去ることができない者もいた。住民の大多数が愛国派となった南部や、イギリス軍がおさえた都市を除いて、王党派の国教徒は非常に迫害を受けた。

1776年7月の独立宣言以降、イギリス国王に忠誠を誓うことは認められなくなった。この忠誠の問題は名誉革命のように、国教会聖職者にとって深刻であった。すべての国教会聖職者は国王への忠誠を誓って就任しており、たやすく忠誠の宣誓や国王のための祈りを放棄することはできなかった。本報告では、アメリカ革命期における国教会関係者の行動や、イギリス側の宗教政策を明らかにする。また、革命後に国教会系のアメリカ聖公会が成立する過程や、SPGの方針がカナダ重視へと変化することについても言及したい。北アメリカにおける主教制教会についての研究は少ないが、SPG本部への報告書、説教、書簡などの史料を用いて、アメリカ革命が国教会の布教活動へ与えた影響を考えたい。

2. 18世紀マルセイユのフリーメイソン —研究史・史料・問題提起—

深沢 克己

フリーメイソン史は、わが国の西洋史学界ではまだ未開拓の分野に属する。今日までのところ、この国際社交組織に関心をもつのは、その「オカルト的」側面に好奇心をいだく一部の文学・哲学・音楽研究者にかぎられるといってもよい。しかし18世紀初頭にイギリスで成立した秘密友愛団は、ヨーロッパ大陸諸国に急速に浸透し、「啓蒙の世紀」を特徴づける主要な社会現象のひとつになった。つとにモリス・アギュロンの課程博士論文はそれを南フランス型社交組織（sociabilité）として重視し、またラン・アレヴィの学位論文は、フランス革命に先立つ「民主的」社交団体として、その発展を数量的に分析したが、その後の歴史研究はめざましく進歩し、現在ではピエール＝イヴ・ボルペールやシャルル・ボルセラがその最先端を牽引している。

本報告は、思想史・宗教史・社会史・政治史など、多様な側面から歴史とかわるこの団体について、フランスを中心にその研究状況を整理し、史料の所在と性格について紹介したうえで、個別研究の対象としてマルセイユをえらび、そこでの会所組織の発達とその社会的構成、活動内容、思想的系譜、広域的關係などを分析して、今後の研究のために若干の問題を提起する。この港町では、国際的影響力をもつ「スコットランド聖ヨハネ会所」（Loge de Saint-Jean d'Écosse）が有名だったが、その思想と活動の多くはまだ謎にまつまれている。またほかにも多くの会所が組織された。本発表ではそのうち1782年に創立された「三重団結会所」（Loge de la Triple Union）を対象として事例研究をおこなう。この会所は創立後まもなく、リヨン商人ジャン＝バティスト・ヴィレルモスを指導者とする秘教的「リヨン改革派」に合流したマルセイユ唯一の組織であり、その転換の原因をさぐりながら、18世紀後半のフリーメイソン団をめぐる普遍的諸問題、すなわち統轄団体と個別会所、国際原理と国民原理、合理主義と秘教思想、平等原理と位階制、懇親関係と知的鍛錬などの矛盾・対立とその内在的意味について、考察を試みたい。使用するおもな史料は、パリ国立図書館手稿文書室フリーメイソン文書、リヨンを市立図書館古文書部ジャン＝バティスト・ヴィレルモス文書、およびマルセイユのブッシュ＝デュ＝ローヌ県文書館ジュリアン・カスティネル文書などである。

3. フランス革命初期における聖職者財産国有化の提案についての一考察 —タレーランの提案の分析を中心に—

山岸 拓郎

本報告は、フランス革命初期における聖職者財産国有化の提案について、タレーランの提案の分析を中心に考察するものである。

オータンの司教であったタレーランは、1789年10月10日、憲法制定国民議会において、聖職者財産の国有化を提案した。この提案は、通常、国庫の窮状を救うためになされたものとして理解されている。しかし、この提案には、財政問題解決策としての側面だけではなく、社団としての教会組織そのものに変更を迫り、聖職者の「市民化」を促す要素も含まれていた。

聖職者財産国有化の提案におけるこの部分に着目するならば、この提案と、翌1790年7月12日に可決される聖職者市民化基本法 Constitution civil du clergé の間に、密接なつながりを見出すことができる。この法によって定められた事柄のうちのいくつかを、そこから10ヶ月以上、遡るタレーランの提案のなかに、散見することができるのである。

タレーランの提案に対しては、それを名指して批判するパンフレットも出版された。それは、この提案を詭弁だとして激しく非難し、提案者とは逆に、社団としての教会の権利と、聖職者の身分としての一体性を主張する内容だった。パンフレットの作者は、もしタレーランの提案を見過ごせば、教会がこれまで享受してきたあらゆる権利と独立性を失い、聖職者身分の解体が決定的になることを恐れていた。

このように激しい反対の声が上がっていたにもかかわらず、聖職者財産の国有化は実現した。その背景として、教会と聖職者身分に対する一定の認識が、少なくとも憲法制定国民議会の指導層の間では、共有されていたことを指摘できる。タレーランの提案を支持する人々は、濃淡こそあれ、教会をひとつの社団=悪とみなすことで一致していた。聖職者財産の国有化は、社団の廃棄と「市民」の創出という、この共有された展望のもとで果たされたものだったのである。

4. 革命期フランスの土木技師と「共和国」

根岸 美幸

土木局にかんする1791年1月19日と8月18日の法令は、この技師団を91年体制の理念の下で新たな行政区画と共に土木行政を運営させる声明として受容されたものの、1792年4月20日の対奥戦争開始は、土木事業の地方分権に決定的な打撃を与えた。国民公会の委員会は再編され、あらゆる決議は祖国防衛に収束していく状況下で、土木事業の予算削減は不可避であった。

革命前の土木学校では相互教育による徒弟修養的手法で技師教育が進められていた。学生を評価する基準のひとつは年次の競技試験であったが、本報告では技師の職能や社会貢献についての認識を検討するために競技試験の文体試験を取り上げる。アカデミー懸賞論文に想を得たと思われる文体試験は当時の学校教育としては珍しいものであり、啓蒙期の思想潮流との接近を指摘されている。革命前の出題傾向は(1)土木技師の資質や有用性、国家全体における平等についてといった普遍的な思考を問うものと(2)公共事業の経済性についてに大別される。学生の論文をみると、推論による叙述の技術向上が目的であったと考えられる。

1791年1月19日の法令では各県から学生を推薦させ入学試験で学生を選抜するよう定められたが、実際には入学試験は実施されず入学者は減少した。また県執行部は、常勤技師が不足するために頻りに土木学校から学生を登用したことから、土木学校の学生数は無秩序な増減を繰り返した。この時期の文体試験は共和国の建設者について述べさせるなど、革命政府の政治的イデオロギーを反映している。その一方で土木技師は上級行政官などのブルジョワジーに分類される出自のために王党派疑惑をかけられたり、県の財政逼迫による給与未払いなど政治的・経済的に窮地に置かれ、土木技師にとっての社会貢献が祖国への貢献へ変容する環境が成立していく。

1793年3月の土木学生徴用のデクレや9月以降に提示された土木局と工兵団の統合計画は、技師供給から国家技師 ingénieurs nationaux の創出という新たな課題を掲げて、公共事業中央学校、後の理工科学校設立に繋がった。土木学校は一時的に閉鎖したが、理工科学校の次段階の専門教育機関として再開し、19世紀に頭角を現す技術官僚の一つの拠点となったのである。

5. 19世紀フランス・オート＝アルプ県における堤防組合の分析

伊丹 一浩

本報告は19世紀フランス・オート＝アルプ県の堤防組合について、県東部の農村コミュニティ、エグリエの2つの事例の分析より、実態や性格を明らかにすることを目的とする。

フランスでは、1865年に土地改良組合法が制定され、その枠組みの中で堤防建設に関する組合も取り扱われることとなった。この法以前には、住民のイニシアティブは極めて小さなものであった。堤防組合に関しては、1807年に制定された沼沢地干拓に関する法に基づいて実施されていた。そこでは、組合設立は、住民の意思というよりも上位権力の発意によって行われるようになっており、組合の管理・運営も県に任命される代議員によって行われることとなっていた。65年法以降は、組合の設立は基本的に住民の発意によるものとなり、関係土地所有者の多数（賛同者の所有地が受益地面積の3分の2以上を占めるか、賛同者数が関係所有者数の3分の2を占めた上で、その所有地が受益地面積の2分の1以上を占める場合）によって行われ、県知事の認可を受けることとなった。また、組合の管理・運営を担う代議員は組合員が参加する総会において選出されることとなる。

このように、65年法の制定をはさんで、堤防組合の性格は変化したと考えられるが、そうした点について、65年法以前に関してはエグリエのラ＝ミュール堤防組合を、65年法以降に関しては、同じエグリエのラ＝プレーヌ堤防組合を事例として明らかにしたい。

それぞれ、組合運営は1807年法および1865年法に基づいて行われていたが、その実態を分析することで、組合をめぐる関係について明らかにしたい。また、組合運営は必ずしもスムーズに行くとは限らないのであって、軋轢や混乱が生じる場合もあった。ラ＝ミュール堤防組合では、賦課金に対する減免要求が出され、台帳の改定が行われたりした。ラ＝プレーヌ組合でも組合結成に同意しなかったにもかかわらず参加を余儀なくされた者がおり、その運営に対する非協力的な態度が軋轢を生み出した。こうしたケースを取り上げることで、堤防組合の実態や変化などについて分析を行いたい。

6. フランス第三共和政における児童保護政策の論理

—テオフィル・ルーセルを中心に—

岡部 造史

近年の西洋史研究では、近代社会における私生活と権力、あるいは日常生活の規律化といったテーマが注目されているが、フランスにおける私生活と権力の歴史において、第三共和政の前半期（1870–1914年）は、国家による本格的な私生活への介入が開始されたという点で、一つの画期をなしている。そこで重要な役割を果たしたとされるのが、子供をめぐる政策である。19世紀初めのナポレオン法典のもとで基本的に不可侵とされてきた家族に対して、この時期には「子供の利益」の名の下に公的介入が正当化されていくのである。実際、第三共和政は児童保護に多大な関心を払ったのであり、フランス初の乳幼児保護法（1874年）や子供の虐待に関する児童保護法（1889年）、児童虐待処罰法（1898年）、そして捨て子などの保護に関する児童扶助業務法（1904年）といった法律が、この時期に整備されるのである。

児童保護の問題については、1970年代に家族史研究において、「子供への配慮」という支配階層の価値観にもとづく民衆家族の管理・統制の手段として論じられた。これとほぼ並行して、政治史研究においても児童保護政策が検討対象とされるようになるが、私生活の管理という評価をめぐっては、必ずしも見解が一致していない。そもそも、当時の為政者が私生活管理に対してどのような態度を示したのかという問題は、これまで実証レベルにおいて検討されてこなかった。しかしそうした作業は、19–20世紀転換期における私生活と権力の関係、さらに第三共和政の統治のありかたを再検討するためにも必要であると考えられる。

本発表はこのような問題意識にもとづき、特に19世紀末まで政権をリードした穏健共和派の児童保護政策をめぐる論理を検討する予定である。ただし、20世紀初頭まで近代的な組織政党が存在しなかったフランスでは、穏健共和派といってもその中で多様な立場が存在したと考えられる。そこで、より明確な論理を抽出するために、児童保護政策の成立に大きな役割を果たした政治家テオフィル・ルーセルの議論を中心に分析をおこなう。当時「青少年保護の最高権威」と評された彼の議論は、本発表の検討課題にとって格好の素材を提供するものとする。

7. ドイツ南部中等諸邦（バイエルン王国・ヴュルテンベルク王国） とクリミア戦争（1854-1856年）

時野谷 亮

クリミア戦争（1854-1856年）は、1815年から1914年までのヨーロッパ近現代史の百年間において生じた最も重要な戦争のひとつである。それはヨーロッパレヴェルにあってナポレオン戦争以来の列強間の直接的な武力衝突を引き起こしたばかりでなく、ドイツレヴェルにおいてもドイツ連邦（1815-1866年）の軍事安全保障システムを根底から揺るがしかねないものであった。結果的にドイツ連邦が中立を保ったことにより、クリミア戦争がヨーロッパ列強間の全面的な対決＝世界大戦の勃発へと発展することは避けられたが、この戦争に関する外交政策をめぐるオーストリアとプロイセンというドイツ連邦の二大強邦は、西方の列強（フランス・イギリス）へ協力的態度を示す前者と、東方の大国ロシアへの友好的姿勢を崩すことのできない後者という形でしばしば鋭く対立した。そのような状況のなかで奥普両強邦に次ぐドイツ連邦の中等諸邦、とりわけバイエルン・ザクセン・ヴュルテンベルク・ハノーファーという四王国がドイツ連邦の中立維持に向けて果たした役割は決して小さなものではない。それゆえ、ドイツ中等諸邦という視点からドイツ連邦体制におけるクリミア戦争時の外交政策を捉え直す作業にも一定の意義はあろう。

本報告では、中等諸邦のなかでもドイツ中南部に位置するバイエルン王国とヴュルテンベルク王国を取り上げ、①1854年4月20日に締結された奥普攻守同盟（四月条約）に対して中等諸邦の結集を図るために同5月25日から30日にかけて開催されたバンベルク会議、②1855年1月14日にオーストリアによって提案されたドイツ連邦軍の半分の動員とその最高指揮官の任命に対してハノーファー王国以外の中等諸邦が示した拒否的反応、③セヴァストポリ要塞の陥落（1855年9月）に象徴される戦局の変化と和平交渉への対応、などを中心に時系列的に両邦のクリミア戦争に対する外交政策を概観していきたい。

近代史部会 II

5月14日（日）9:30～15:45 千葉大学 工学部15号棟109講義室

報告者……………報告要旨掲載頁

1. 上宮 真紀（甲南大学）……………p. 48
2. 藤田 祐（東京大学）……………p. 49
3. 玉利 泉（鹿児島大学）……………p. 50
4. 大井 知範（明治大学）……………p. 51
5. 桐生 裕子（東京大学）……………p. 52
6. 村田奈々子（ニューヨーク大学）……………p. 53
7. 崎山 直樹（千葉大学）……………p. 54

1. イギリスにおけるブラスバンド運動の拡大と変容

— Volunteer Movement を中心に —

上宮 真紀

19世紀イギリス社会で労働者の娯楽としてブラスバンドが人気を博したことはよく知られている。1853年、ベルヴェー動物園（マンチェスタ）で初のコンテストが開催されたのを皮切りに、これをひな型としたコンテストが各地に拡大し、さらにはそれに刺激されて、バンドの結成が相次いだ。人びとがブラスバンドに熱狂したこの一種の社会現象は「ブラスバンド運動」とよばれており、各地で開催されるコンテストの存在こそが、その運動の大きな推進力となっていた。

「コンテスト」という場を成立させるために不可欠となるのが、審査員の存在である。初期のコンテストに実際に参加した経験をもつ人びとがそれぞれに語るその当時のコンテストの記憶を編んだ、専門誌『ブラスバンド・ニュース』の特集「ベルヴェー回想録」（1904年）の記述からも明らかなように、19世紀を通じて、ブラスバンド・コンテストの審査員を務めたそのほとんどが軍楽隊の隊長であった。しかしながら、従来の研究が、ブラスバンド運動を「理にかなった娯楽運動」のひとつと捉え、工場経営者や社会改良家たちとの関連を強調してきたこと、そしてその結果、ブラスバンド運動と軍楽隊をめぐる動きがそれぞれ異なるコンテクストで語られてきたことによって、彼ら審査員の存在とその中身の問題はブラスバンド運動研究のコンテクストにおいては看過されてきたといえる。ところが、現実には、1854年、イギリスのクリミア戦争参戦を契機として、彼ら審査員自身の周辺で、すなわち軍楽隊の世界では、「音楽と軍隊」の関係が大きく変化しはじめていた。初のベルヴェー・コンテストが開催され、ブラスバンド運動が一気に加速化したのは、ちょうど同時期のことである。軍楽隊の世界が迎えた大きな転換は、ブラスバンド運動にとってどのような刺激となったのだろうか。

本報告では、ブラスバンド運動と軍楽隊改革の関係性を再考する意味から、1860年代初頭、コンテスト参加団体に認められる変化に注目し、その実態と要因（いわゆる Volunteer Movement との関連性）を問うとともに、19世紀半ばのイギリスで「戦争（軍隊）、音楽、社会」がどのように絡み合っていたのかを考えてみたい。

2. 土地問題と進化思想家

— A・R・ウォレスの土地国有化論をめぐる —

藤田 祐

ヴィクトリア時代後期の社会思想・政治思想は、研究史上、個人主義と、集団主義および社会主義との対立としてしばしば描かれてきた。この対立の核は、国家の役割をめぐる論争である。国家の役割を限定すべきという個人主義に対し、国家が積極的な役割を果たして社会格差を是正すべきだとする議論が様々なかたちで提示された。また、この時期は、アイルランド問題と結びつくかたちで借地農の窮状が注目を浴び、土地制度改革への関心が高まった時期でもあった。「土地問題」が、上述の論争における重要な論点の一つとなったのである。

1870年代から土地制度改革運動に関わっていたA・R・ウォレスは、1880年に土地国有化を論じた最初の論文を発表し、1882年には『土地国有化』という著作を発表する。また、1881年に結成された土地国有化協会の会長にも就任している。その後、自らが社会主義者だと公言したウォレスは、平等を実現するための社会改革を要求していく。

ヴィクトリア時代を代表する進化思想家ハーバート・スペンサーは、最初の単著『社会静学』（1851）で、土地の私有を不正だと論じていた。この議論を読んだことをきっかけにして、ウォレスは地主支配体制を問題視するようになったと言われている。しかしながら、スペンサーは、1880年代以降の論争においては、土地国有化論を批判し、地主の財産権を擁護する側に立った。『人間対国家』（1884）に典型的に見られるように、国家干渉に対して個人の自由と財産権を擁護する個人主義の立場を鮮明にしたのである。

個人主義と社会主義の中間の道を模索したT・H・ハクスリーは、生物進化理論に基づいて自らの穏健改革路線を正当化した。ハクスリーは、生存競争の動因であるマルサスの人口圧によって理想的な平等社会が不安定化することを示し、土地国有化などの急進的な社会改革を批判した。

本報告では、ウォレス、スペンサー、ハクスリーの「土地問題」をめぐる議論が、それぞれの進化理論の観点とどのように結びついているのかを分析し、ヴィクトリア時代後期の「土地問題」に対する進化理論の意義を検討したい。

3. 戸主選挙権とイギリス議会制民主主義

—なぜ、戸主選挙権は容易に男性普通選挙権に替わらなかったのか？—

玉利 泉

19世紀後半以降の西欧諸国は大衆社会成立に伴う労働者階級の比重増大に主に男性普選を与件とする議会制民主主義を通じて対応したが、当時の為政者は伝統的に民主主義を負の政治とみなし、又その原理の全面的導入が自己の支配権力と矛盾したため多様な方法を通じて民主主義を恣意化して採用した。こうして近代民主主義は権力の側から社会的統合を要請する間接民主主義として成立した。第2・3次選挙法改革を通じて達成されたイギリスの戸主選挙権は西欧議会制民主主義成立の実像を映し出す事例として重要である。戸主選挙権は、長期居住と地方税支払に基づき全成人男性の6割を有権者とするものの4割は排除する制限選挙権である。又、旧来の財産権的資格が温存され複票制も相応の効力を発揮したので、それらも考慮すると漸進性と保守性がイギリス選挙法改革の特徴だと言える。戸主選挙権実現の背景には為政者の民主主義観以外に、一つには当時の議会・内閣が中産階級の漸増傾向や両者の融合を含みつつも依然として貴族階級中心に構成されていた点。二つには第2次改革における労働者階級の政治運動は熟練労働者層がその担い手で、革命の影響を受けたチャーティスト運動と異なり中産階級と妥協した点がある。第2次改革の特徴は、一つに自由・保守両党が、改革は多数者専制を導きかねない民主主義的原則に立脚せずに有産者支配を保証するとの前提で上層労働者階級（熟練労働者層）への参政権拡大を考えた点。二つに当時の議会は保守党案を修正して都市選挙区戸主選挙権を実現したが、保守党は議席配分等を通じた具体策と貴族中心の寡頭支配のすそ野を熟練労働者層にまで拡大するトーリー民主主義の理念によって対応した点。三つに改革達成の背景には戸主選挙権が自らを有権者化しえたこともあり、熟練労働者の政治団体が男性普選から中産階級の団体が主張する戸主選挙権に方針転換した点である。第3次改革（県選挙区戸主選挙権）から第4次改革（男性普選）まで戸主選挙権を延命させたのは、改革に消極的な保守党の長期政権と民主主義的原則に純化しながらもアイルランド問題による分裂と女性参政権問題で立ち往生した自由党の存在である。

4. 19世紀中葉オーストリア帝国の世界科学調査航海と植民地構想

—フリゲート艦ノヴァラ号の世界遠征をめぐって—

大井 知範

1857年4月、オーストリア帝国海軍の帆走フリゲート艦ノヴァラ号が、トリエステ港から世界一周の航海に旅立った。世界各地の科学調査を主目的としたこの遠征には、各分野を代表する自然科学研究者たちが参加しており、さらにはドイツ圏初の公式世界一周事業でもあったため国内外で注目を集めた。およそ2年4ヶ月にわたって世界各地を調査した遠征隊の研究成果は、専門分野ごとに刊行された研究書籍（全21巻）のなかに盛り込まれたが、本報告では、同シリーズのなかであってとりわけ一般市民を対象とした旅行記（全3巻）に焦点を当てる。初刷5千部が1年で完売した後、2巻からなる普及版が急遽刊行され、10年以上にわたって増刷を続けた事実は、この旅行記が世界の情報や教養を求める当時の市民層のニーズに合致していたことを示している。同時に、旅行記は世界の実情を伝えることでドイツ人の置かれていた状況、すなわち世界進出における遅れを浮かび上がらせる結果となった。翻って考えてみるに、ノヴァラ号の旅行記には世界一周という偉業を誇る目的とともに、当初から海外進出政策のプロパガンダとしての役割が期待されていたのではないか。この旅行記が単なる教養書ではなかったということを示すために、ここでは当時のオーストリア帝国を取り巻く状況、さらには執筆者K. v. シェルツァー（同遠征随行者）と編集責任者B. v. ヴュラーシュトルフ＝ウルバイル（同遠征司令官）の思想や活動をあわせて取り上げる。国家による海外遠征が本格化する19世紀中葉のドイツ圏において、従来の私的な旅行記に加え、ナショナルな色彩を含んだ公式旅行記が社会で広く読まれるようになった意味をここでは考えてみたい。

これに関連して、報告ではさらにノヴァラ号の遠征が植民地獲得に向けた事前調査の役割を担っていた点にも注目する。つまり、同旅行記のなかには、植民地領有の意図をうかがわせるような記述が見られ、実際、当時オーストリア帝国政府内では海外植民地の獲得が検討されていた。本報告では、ノヴァラ号のニコバル諸島（ベンガル湾）における調査活動を当時オーストリア帝国が模索していたアジア進出計画のなかに位置づけ、西洋近代において自然科学、海外経済進出、植民地領有が密接に関係していた事実を、海外膨張やコロニアリズムとは無縁と思われがちなオーストリア帝国を事例に検証する。

5. ボヘミアにおけるアソシエーションの形成と地域社会 — 19世紀後半における農業協会を中心に —

桐生 裕子

近年のハプスブルク帝国史研究は、国民の自明性という観点を排除し、先行する社団国家やさまざまな社会的結合関係との関連など、多様な観点から諸国民形成の過程を検討している。到達点としての国民をあらかじめ指定せず、国民形成を19世紀の時代状況に即して考えようとする場合、帝国における政治社会の拡大が、一方で先行する人々の生活世界のあり方に規定されつつ、他方で既存の社会秩序を再編成してゆく過程において、国民形成のプロセスを把握してゆく必要があるだろう。

19世紀後半に形成が進む任意団体は、地域社会に新たな価値、振る舞い、思考様式、社会的結合関係をもたらすとともに、人々が「公的生活」へ関与する回路となるべき存在とされた。こうした任意団体を、地域社会と領邦・帝国レベルで形成されつつある公論の場との媒介項として考察することによって、人々が「公の事」に関与する実践過程がどのように変化したか、解明する手がかりが得られるだろう。さらに、この過程において国民的言説がいかなる位置を占めたかを検討することで、国民の形成を、身分制廃止後の、社会の編成原理の転換に伴う権力関係再編のプロセスとして把握することが可能になると考えられる。

本報告では、こうした問題関心にに基づき、1848年以降に各地で設立が進んだ農業協会をとりあげて、その設立と活動を地域社会の変容との関わりのなかで考察する。ボヘミアにおいては、新絶対主義体制が確立されるなか、「ボヘミア王国愛国農業協会」の支部というかたちで、各地で農業協会の設立が進められた。愛国農業協会は、18世紀後半に重農主義思想の影響のもとプラハに創設され、19世紀半ばにいたるまで大土地所有貴族と所領管理人を主な構成員としたが、支部の設立によって、その社会構成と性格は次第に変化してゆく。本報告は、隷農身分の廃棄によって「新たな市民」となった農村住民が、こうした農業協会の活動にどのように関与し始めたか、農業協会がいかに活動を展開したかについて、地域社会との関わりのなかで検討する。こうした作業を通じて、国民形成が、先行する地域の政治社会構造にいかん規定され、また地域社会を再編成していったかを示してゆきたい。

6. 1900年代のギリシア経済危機と「日本人党」 — 「干し葡萄スキャンダル」をめぐって —

村田 奈々子

1907年から1908年にかけて、ギリシアでは、干し葡萄の生産・貯蔵・流通の管理を任されていた私企業「コリントス種干し葡萄の保護と普及のための特権会社」（通称「エニエア」）とテオトキス首相率いる政府の癒着が明るみになり、政治スキャンダルとして問題化した。本発表では、このスキャンダルに焦点をあて、それを弾劾した野党「日本人党」の国会での論争を具体的に検討することを通じて、ギリシア政治の近代化過程の一側面を提示することを目的とする。

干し葡萄は、19世紀を通じて、ギリシアの最も重要な輸出農産物であった。1870年代に、ネアブラムシの病害によってフランスの葡萄が破滅的打撃を受けると、国際市場では、ギリシアの干し葡萄への需要が高まった。それに応じてギリシアの干し葡萄の輸出量は激増し、国内の干し葡萄栽培地も急速に拡大した。しかし、1890年代初頭にフランスの葡萄生産が回復し、フランス政府がギリシアの干し葡萄に対して高率の関税をかける措置をとると、たちまちギリシアの干し葡萄は生産過剰に陥り、価格が暴落した。この出来事は、1893年の国家破産、1897年の対オスマン戦争による経済の逼迫にさらに追い打ちをかけ、ギリシアは建国以来、最悪の危機的状況を迎えた。政府はこの事態に早急に対応することが求められた。

「エニエア」は、干し葡萄価格の暴落を抑え、葡萄生産者を救済、保護することによりこの危機を打開することを目指して、1905年に設立された。しかしながら、政府与党は、生産者を保護することよりも、「エニエア」の利益を優先させる裏取引をしたのである。日露戦争での日本の勝利と、国際社会への台頭に強い関心を寄せた当時のギリシアにおいて、「日本人党」という名称を以て迎えられた新政党のメンバーは、このスキャンダルを暴露し、国会において激しく政府を攻撃した。

本発表では、ギリシア政治の近代化を標榜し、改革精神あふれるギリシア政治の新勢力を形成した「日本人党」の政策の一端を、「干し葡萄スキャンダル」を例に明らかにする。これは、1910年代のヴェニゼロスによる近代化政策を高く評価し、それに先行する1900年代を、ギリシア政治の停滞期と位置づけ、軽視してきた従来の政治史研究に、修正を求めようとする試みである。

7. 1840年代アイルランドにおけるナショナリズムと'82クラブ

崎山 直樹

1840年代アイルランド、とりわけアイルランド・ナショナリズムの形成という文脈においてリピール運動 (Repeal Movement) は最も重要な政治運動の一つであった。1840年にダニエル・オコネル (Daniel O'Connell) によって提唱され、翌41年に設立されたりピール協会 (Loyal National Repeal Association) を母体に展開されたこの運動の目的は、1800年に制定された併合法 (Act of Union) の撤廃であり、アイルランド議会の復活、つまり立法上の独立 (The Legislative Independence of Ireland) を求めるものであった。

その後運動は1842年に創刊された新聞『ネイション』などの親リピール新聞の支持や協力のもとポピュリズム的に展開し、1843年には一連の巨大集会を開催した。しかしこの運動はダブリン郊外のクロンターフ (Clontarf) での集会直前に弾圧により中止され、結果として指導者らの逮捕という形で幕を閉じた。

本報告では、1844年と1845年、つまり巨大集会の挫折と「青年アイルランド」派のリピール協会脱退 (1846年) との間の期間に行われたりピール協会の諸改革のうち、「'82クラブ」に注目する。

この'82クラブはその名が象徴的に指し示すように1782年にアイルランドで成立した自治議会、通称「グラッタン議会」(Grattan's Parliament) を理想と掲げ、1845年にリピール協会の支援を目的に設立された。設立に関しては、スミス・オブライエン (Smith O'Brien) およびトーマス・デイヴィス (Thomas Davis) が積極的に関与したと考えられている。

本報告では、この組織の設立過程および活動の実態、さらにそこへ集った人々の分析を通じて、この運動の性格と意図されていたリピール運動改革の方向性を明らかにしていきたい。さらに、このような組織の成立を助けたこの時代における都市ダブリンの政治文化土壌を考察していきたい。最終的にはそれらを通じて、1840年代アイルランドにおけるナショナリズムの意味内容を検討していく予定である。

近・現代史部会 I

5月14日 (日) 9:30 ~ 15:45 千葉大学 工学部17号棟214講義室

報告者……………報告要旨掲載頁

1. 水田 大紀 (大阪大学) ……………p. 56
2. 大谷 誠 (同志社大学) ……………p. 57
3. 津田 博司 (大阪大学) ……………p. 58
4. 稲垣 健志 (大阪大学) ……………p. 59
5. 本内 直樹 (大阪市立大学) ……………p. 60
6. 青島 陽子 (東京大学) ……………p. 61
7. 池田 嘉郎 (日本学術振興会) ……………p. 62

1. 天成の臣民は「英国化」をめざす

— 19世紀末イギリスからみたマルタにおける本国官僚任用試験の請願を題材に —

水田 大紀

本報告では、イギリス本国において、「近代化」改革の過程で生み出された理念が植民地社会にどのような影響を与えたのかを検討する。考察対象となるのは、英領マルタ島（以降マルタ）で1880-2年に出された本国官僚の任用試験開催の請願である。この事例を通じて、「近代化」された制度の導入が本国と植民地の両方の社会で引き起こした反応を分析し、それを支える理念が果たした役割について論じたい。

当時のイギリスにとって、マルタは重要な軍事拠点ではあるものの、経済的価値には乏しい貧困な地域であった。そのためマルタでおこる問題は「ティーカップの中の嵐」として、真剣には取り上げられてこなかった。

一方、マルタにとってイギリスは、忠誠を尽くしているにも関わらず、その忠誠に十分には報いてくれない存在でもあった。19世紀後半の不況をきっかけとして、この本国に対する不満は次第に高まっていった。これに対し、イギリスは1878-9年に3つの調査委員会を派遣し改革案を示すことで、不満の解消を試みた。この改革では、本国とマルタの間の壁となっている言語の問題が最重要の課題とされ、学校教育を通じた英語および本国の知識の学習など、マルタの「英国化」が促された。

これを受け、マルタ側も積極的に「英国化」政策の推進に乗り出した。その一つが本国官僚任用試験の実施であった。これは若者に本国の官僚となる機会を広げ、「英国化」のモチベーションとすることで、本国への忠誠や関心を高める狙いをもっていた。こうして1880年に試験実施の請願が英国議会に提出された。ここに、被支配者による支配者の統治という逆説が、「実力」主義を掲げた公開競争試験制度を介して誕生しようとしたのである。

しかしイギリスは他の主要な植民地での反響を恐れ、マルタの特例を認めなかった。そしてマルタの「英国化」は熱烈に歓迎しつつも、多少の妥協と引き換えに、本国以外での官僚試験開催を拒否し続けたのであった。結局、マルタで任用試験が行なわれることはなかった。しかしその過程で、本国の官僚制度改革において重要な役割を果たす人事委員会や各省庁、軍、議員などがこの議論に参加し、マルタの権利に関する記事が紙面を賑わしたことで、本国の世論が喚起された点は注目に値する。これを踏まえ、本報告は本国と植民地の関係を、「近代化」を支える理念の浸透の点から考察するものである。

2. 世紀転換期英国の上流、中流階級における「精神薄弱者問題」

— ケアと「管理」を巡るの国家と施設と家庭と —

大谷 誠

本報告では、19世紀末から20世紀初頭にかけての英国（イングランド）における、上流、中流階級の中での「精神薄弱者」の処遇について検討する。

先行研究では、「精神薄弱者問題」は貧困階級における「社会問題」と関連付けながら議論されてきた。このような研究によると、貧困階級において頻度の高い、乞食、飲酒常習、売春などの「悪徳」が引き起こされる「原因」は、「問題者」の知能が低下しているからであって、その結果として、知的に劣る児童、大人の施設への「隔離」、もしくは生涯にわたっての「監視」が行われたのである、と言われている。

一方、従来の研究では、上流、中流階級における「精神薄弱者」の待遇が十分に分析されていない。その理由として、世紀転換期にあつて、彼らの処遇が、貧困階級に比べて、直ちに解決されねばならない「問題」として取り上げられる必要性の少なさにあつたと思われる。さらに、20世紀初頭において、国家が両階級での「精神薄弱者」への接し方に口出しする必要はないという意見が出されていたように、彼らの処遇については「家庭内の事」と見る向きもあつたのである。

しかしながら、本報告で明らかにする通り、世紀転換期の英国では、上流、中流階級における「精神薄弱者」への処遇について、上に示したような、彼らの「家庭内での自助能力」に多大な信頼を置くとする議論が支配的であつたのではない。例えば、1904年に開催された「精神薄弱者のケアと管理に関する王立委員会」では、上流、中流階級の家庭における障害者扶養のあり様に対して否定的な見解が述べられていると同時に、貧困階級の場合と同じく、両階級の「精神薄弱者」も「施設」に入れるべきとの意見が優勢であつたのである。「精神薄弱」という「慢性疾患」は階級の区別なく蔓延する傾向にあるということ及び、その「病氣」を処置する「力」が社会的上層の家庭にさえも宿っていないとの認識から、上流、中流階級における「精神薄弱者」のケアと「管理」のあり方に国家が関与することが求められたのである。

よって、本報告の目的は、上流、中流階級の「精神薄弱者」の処遇を巡る当時の言説を吟味することによって、「精神薄弱者」への「国家管理」が進んだとされる世紀転換期における、「精神薄弱者問題」を介しての「国家」と「両階級の家庭」との関係性について考慮することである。

3. イギリス帝国における植民地ナショナリズムと世界大戦の記憶

津田 博司

本発表は、大戦間期以降のイギリス帝国における世界大戦の記憶の顕彰の分析を通じて、この時期の植民地ナショナリズムの高まりと戦争の記憶との関わりを明らかにし、戦争の記憶という視点から帝国秩序の再編過程を描き出すことを試みる。

大戦間期のイギリス帝国では、経済面での帝国特惠制度の導入、人口移動面での帝国内移民の増加など、帝国内での内向きの紐帯が強まる一方、ウェストミンスター憲章による各自治領の政治的自立など、第2次世界大戦後のイギリスの支配体制の破綻を先取りするような、帝国規模での構造的変化が起こっていた。従来のイギリス帝国史の叙述においては、大戦前をイギリス帝国への帰属意識、大戦後を反イギリス的ナショナリズムによって特徴づける図式にみられるように、帝国の崩壊過程における二つのベクトルの緊張関係が整合的に説明されておらず、構造としての帝国システムが崩壊に向かいつつも、長期的に存続しえた動因は曖昧なままであった。近年では、階級秩序や君主制といったイギリス的文化の共有による言説的な次元での連帯感も注目されているが、海外植民地の人々がどのように帝国に対する意識を変えていったのかについては、十分な研究がなされていない。

本発表では、こうした先行研究の問題点を解決するため、オーストラリアおよびカナダにおける戦争の記憶に着目する。ともにイギリス帝国内の白人植民地として出発し、しばしば21世紀の多文化主義国家の代表とされる両国にとって、世界大戦はイギリス帝国との関係の画期であった。具体的には、アンザック・デイおよび戦没者追悼記念日という両国の戦争記念日を比較しながら、世界大戦を契機とする植民地ナショナリズムと「帝国意識」の変容を検証する。大戦間期から戦後にかけての戦没者追悼活動では、大戦による独自のアイデンティティの獲得、大戦前から続く帝国とイギリス王室への忠誠心、アングロ・サクソンの人種意識といった様々な要素が交錯していた。そこでは、帝国への帰属意識と植民地ナショナリズムとを対立的にとらえる見方が相対化されることになる。

4. 国民戦線の台頭とイギリス社会

稲垣 健志

1970年代のイギリスでは、移民の急増や経済の後退などを背景に、人種・移民問題が深刻化し、移民の国外追放を訴える極右政党「国民戦線」(National Front)が大きく台頭した。本報告はこの国民戦線の台頭に対するイギリス社会の反応を、いくつかのレベルに分けて考察するものである。同党の台頭の背景にある人種・移民問題は、戦後のイギリス社会に強い影響を与えてきたのはもちろん、階級、経済、性といった諸問題とも密接に関わっている。よって本報告で明らかにされるイギリス社会の反応の諸側面は、イギリス現代史を理解していくうえで重要な意味を持つのである。

本報告では国民戦線が台頭する経緯を概観した後、まず「反国民戦線」という点で最も積極的な活動を行なった当時の反人種主義運動について検討する。この運動は「反ナチ同盟」(Anti-Nazi League)を中心に、国民戦線を「ナチス」、「ファシスト」と呼んで非難し、イギリス各地で街頭デモやロックコンサートなどを行なった。ここではこうした彼らの戦略に加え、反ナチ同盟と多様な参加者たちとの関係にも着目してこの運動を考察していく。次に保守党・労働党の反応を、特に政権政党としての移民政策、国内の人種・移民問題対策との関係から検討する。多くの研究者が指摘しているように、国民戦線の台頭には二大政党による人種・移民問題の「非政治化」が関係していた。また、保守党員の一部が、とりわけ地方において国民戦線に参加していくといった現象も見られた。このように自らの政策や党員自身が国民戦線の台頭と関連するなかで、両党が国民戦線をどのように捉え、どう対応したのか、といった点を明らかにしたい。三つ目の対象は、1970年代になって形成され始めた、移民たち自身による反人種主義運動である。彼ら移民たちに向けられていた国民戦線の「敵意」はもとより、反ナチ同盟や二大政党の移民に対する「まなざし」や上でふれた彼らの反応も考慮しつつ、移民たちによる活動や言説を考察する。

そして最後に、人種・移民問題を発端にした70年代のこの現象を、様々な(人種的、経済的、性的)弱者が周縁化されていく80年代と関連付けた上で、イギリス現代史への位置付けを試みる。

5. 戦後イギリス都市再建における「民主的」計画の挑戦 —都市計画家マックス・ロックの思想と活動—

本内 直樹

イギリスは、第2次大戦初期において、既に戦後の「新しいイギリス国家」建設へ向け、より民主的で近代的な戦後社会についての青写真を描いていた。社会変革への気運が高揚する中、多くの都市計画家たちも新しい理想都市社会建設へ向け、戦災都市をはじめとする諸都市の都市計画を続々と立案作成していった。

本報告は、戦前までの独断的な計画手法から脱却し、「人々との対話」に基づく「民主的」計画を実践していった進歩的な都市計画家マックス・ロックの都市計画思想と斬新な活動内容を明らかにし、彼の民主主義社会の成熟へ向けた変革への挑戦が戦後いかに受けとめられたのかを検討する。

戦後再建議論が盛り上がる1944年、荒廃住宅、住工混在、無秩序な郊外化等の問題を抱えたイギリス北部の製鉄工業都市ミドルズバラ市によって都市計画作成のコンサルタントとして登用された若きロックは、故郷のロンドンから都市住民の生活するその地に移住し、一家宅を構えた。そこに自ら雇用した社会学者、地理学者、経済学者、建築家、助手らとコミュニオンを形成し、共同生活を通し、彼らと日夜、ミドルズバラ計画のアイデアを共有した。「住民との対話」を強く望んだロックたちは、計画立案過程において、これまで声の聞かれることのなかった女性・若者を含めた人々、クラブ、団体への面会や市当局との協議を重ね、意見、要望を広範に汲み取ることに成功した。ロックはさらにラジオ出演、映画製作、執筆活動、講演会、展示会を通し、民意に基づく都市計画の重要性をミドルズバラから熱心に全国へ宣伝した。1947年に完成した『ミドルズバラ計画』でのロックの功績は、都市計画界のみならず、政府都市農村計画省のその後の政策形成にも大きく寄与した。

6. 19世紀中葉ロシアにおける教員政策と初等・中等教育教員像の形成

青島 陽子

19世紀中葉の「大改革」期と呼ばれた時期に、帝政ロシアの政府は初等・中等教育機関の整備に本格的に着手した。そのさい政府がもっとも重視した問題のひとつが、教員の養成である。1860年代前半の初等・中等教育改革に伴って、教員の法的な地位が変更されるとともに、新たな教員養成の計画が作成された。これらの教員政策は、19世紀後半に急速に拡大する教員集団の社会的性格を基礎づけるものであり、その研究には重要な意義があると言える。本報告は、この「大改革」期の教員政策の内実を明らかにするとともに、その政策を巡る初等・中等教育教員の議論にも着目することで、改革過程で形成された新たな初等・中等教育教員像を示すことも試みる。

「大改革」期の教員政策のもっとも重要な点は、初等教育教員と中等教育教員の地位を明確に分離したことである。一般教育を管轄する国民教育省は、中等教育の整備を重視し、中等教育教員に国家の保護を与えて、その地位を大きく向上させた。その一方で初等教育教員は、国家による身分保障を大幅に失うこととなった。このような政策が採られる経緯を明らかにするとともに、こうした政策に対する初等・中等教育教員の反応にも言及する。

次に、上述のような基本政策を踏まえつつ、初等・中等教育それぞれに対する具体的な教員政策を分析する。中等教育教員については、教員資格において学歴要件を強化したことや、国家勤務上の官位や給与を上げたことで、そのエリート職化を進めた。これに対して、初等教育教員については、下層身分から教員を養成し、下層身分の教育にあてるという方針が打ち出された。この政策は、多くの障害や反論のために、すぐに実行に移されたわけではなかったが、帝政末期まで続く政府の基本政策の原型となった点で重要である。同時に、この政策に関する教員の議論のなかで、あるべき初等教育教員像のいくつかのパターンが形成されたことも、注目すべき点であろう。これらの点を、ドイツの制度を模倣した教員養成学校の設置案に関する教員の議論をとりあげて論じる。

最後に、上述のような分析を踏まえて、19世紀後半以降のロシアの教員集団、および、一般教育制度そのものの発展のあり方を展望する。

7. 第一次大戦期ロシア帝国における保養地事業

池田 嘉郎

近年、ロシア史研究においては、第一次大戦期のロシア帝国におけるナショナル・アイデンティティの問題に大きな関心が寄せられている。これまで、帝国周縁部から内陸部への難民の流入、敵性臣民の迫害、中央アジア諸民族への軍役拡大などの分析を通して、第一次大戦が帝国臣民のナショナル・アイデンティティに与えた影響が検討されてきた。だが、大戦期の「ロシア・ナショナリズム」の高揚については、未解明の側面が数多く残されている。とりわけ、その高揚がどの程度まで「大ロシア人」エスニシティの称揚と同義だったのかが問われねばならない。換言すれば、ロシアの多民族帝国としての特性は、「ロシア・ナショナリズム」の内容にいかなる影響を与えていたのだろうか。

この問題を考えるための切り口として、本報告では第一次大戦期のロシア帝国における保養地事業の振興に着目したい。開戦後のロシア帝国における保養地事業の振興は、ナショナリズムの問題と密接に結びついていた。第一に、それまでロシア人は、整備の遅れた国内の保養地よりもドイツ・オーストリアの保養地の方を多く利用していたのであるが、開戦がきっかけとなって、国内保養地をより優れたものにしようとする気運が高まったのである。第二に、前線で負傷した兵士に療養の場を与えることが、保養地振興の大きな動機であった。第三に、保養地事業の振興は、クリミア、カフカース、シベリア、フィンランドなど、保養地を擁する帝国諸地域の歴史・伝統・風土に対する関心をも、現地と中央の両方で強めることとなった。つまり保養地事業の振興は、多様な要素からなる「帝国の景観」の再認識を伴うこととなったのである。

本報告では、保養地振興と絡んだ現地社会の動きにも目配りしつつ、この「帝国の景観」の再認識を中心に据えて、保養地事業の展開を分析したい。主な史料には保養地事業改善のための学術会議資料、帝国各地で刊行されたガイドブックとパンフレット、および新聞を用いる。

近・現代史部会 II

5月14日(日) 9:30~15:45 千葉大学 工学部17号棟212講義室

報告者……………報告要旨掲載頁

1. 岡田 友和 (東京都立大学) ……p. 64
2. 姜 公淑 (青山学院大学) ……p. 65
3. 南 祐三 (早稲田大学) ……p. 66
4. 舘 葉月 (東京大学) ……p. 67
5. 高光 佳絵 (千葉大学) ……p. 68
6. 南 修平 (一橋大学) ……p. 69
7. 内田 綾子 (名古屋大学) ……p. 70

1. 仏領インドシナの現地人学校における官吏育成 — 両大戦間期のベトナムを中心に —

岡田 友和

仏領インドシナのベトナム（コーチシナ、アンナン、トンキンの三地域）において、フランスが行なった統治方法の一つとして同地域の行政を多くの現地人（indigène）官吏に担わせたことが挙げられる。世紀転換期頃からフランスは、従来からの伝統的な高級官吏層（マンダリン）に地方行政を委ねる間接統治を行なったが、インドシナ総督府を頂点とした植民地行政組織には、特別に教育をうけた官吏を起用するのが望ましいと考えていた。1917年の教育改革をうけて、ベトナムでは現地人のための高等学校（インドシナ大学）の再編、中等学校（リセ、コレージュ）の増設が行なわれた。これらの学校は、フランス人官吏と同様に植民地行政を担う現地人官吏を育成するはずであった。発表では、こうした学校が果たした役割や意義を、植民地行政組織の官吏育成とのかかわりから検討する。この作業をつうじてフランスによるインドシナ支配のあり方を明らかにし、さらに広義にフランスにとってインドシナが如何なるものであったのかを考えてみたい。具体的には、第一に、フランスがどのような現地人官吏を求めていたのかを、インドシナの植民地組織の状況、インドシナ総督の言説などから検討する。第二に、現地人官吏育成のための学校（とりわけ大学と中等学校）の制度や教育内容などを考察する。第三に、現地人官吏がどれくらい育成され、植民地組織のどの部局に配属され、どのような役割を果たしたのかをみる。さらに、学生の就職状況などから、植民地社会の変化や両大戦間期におけるインドシナ統治のあり方を探る。フランスがインドシナ統治において多様な現地人官吏を必要としており、その育成のための機関として大学、中等学校が大きな役割を担っていたことは明らかである。また、植民地権力はインドシナという「一つの国家」の建設のために官吏を育成しようとする構想も持っていた。しかしながら、実際、現地人官吏は、主に公共土木事業、税関、商業に携わる職種に限定されていた。さらに、両大戦間期には官吏の採用がしだいに停滞し、当局は多くの優秀な学生をリクルートしないていた。このような状況のなかにインドシナ統治の内実をみることができよう。

2. ヴィシー政府とフランス人戦争捕虜の関係

姜 公 淑

1940年6月、フランスはドイツとの戦いにおいて大敗北を喫した。この敗北は180万人という大量の戦争捕虜を生みだしただけでなく、第三共和政の崩壊とフィリップ・ペタンを国家元首とするヴィシー政府の誕生という政権交代をももたらすものであった。

ヴィシー政府は対外的にはドイツへの協力というコラボレーション政策をとり、国内においては国民革命と呼ばれる政治・社会・経済面での変革運動を推進した。180万人の捕虜は世代的に30代前後の妻帯者が多く、従って彼らの不在はフランスの家族、社会、そして経済に大きな影響を及ぼすものであった。ヴィシー政府にとって戦争捕虜の解放が喫緊の課題であったのは言うまでもない。しかし、ヴィシー政府は捕虜の解放交渉を急務とする一方で、対外的にはコラボレーション政策における取引材料として、国内的には国民革命の推進力として、戦争捕虜を利用してもいた。

本国不在の捕虜が国内で進められる国民革命にどのように関わったのであろうか。ペタンはフランス国民へのメッセージの中で、フランスの敗北の原因についてフランス国民が義務を怠り享楽に走り精神的に弛緩していたからであると述べている。そのフランスの過ちを一身に背負い償っているのが捕虜であるとして、捕虜を国民革命の先兵とし、フランス国民の模範とした。そして彼らの姿を国内政治に反映させる手段として新聞や雑誌が利用された。帰国捕虜の手による政府公認の新聞『トゥットゥ・ラ・フランス』もその一つである。内容は国民革命の担い手たる理想の捕虜像を前面に出したプロパガンダが大半である。

本報告では、『トゥットゥ・ラ・フランス』の記事を中心に、ヴィシー政府と『トゥットゥ・ラ・フランス』が作り出した理想の捕虜像とはどのようなものであったのか、ヴィシーと捕虜との関係はどのようなものであったのか、といった点について考察したい。

3. 1930年代フランス極右新聞『ジュ・スイ・パルトウ』の対ドイツ観

南 祐三

本報告は、1930年11月に創刊された、フランスの極右週刊紙『ジュ・スイ・パルトウ』の30年代におけるドイツに対する発言を取り上げ、紙面分析を通じて同紙のドイツ観を明らかにする。

同紙は30年代、反議会主義、反ユダヤ主義、反共産主義などを掲げ、盛り上がりを見せた極右の中で、アクション・フランセーズ派の若手が中心に活動した週刊紙であり、とりわけ36年以降ファシズムへの傾向を示し、敗戦後は被占領下のパリにとどまり、コラボラシオンの中心的存在となる過激で論争的なジャーナリスト集団である。同紙は、ロベール・ブラジャックやリュシアン・ルバテといった「ファシスト」を擁しており、フランス・ファシズム研究や、対独協力の問題で常に指摘されるメディアであるが、30年代半ば以降、共産主義の脅威を背景に、ドイツに対する警戒心を持ちながらも、平和主義を掲げ、ヒトラーの要求に対する宥和政策を支持する大多数のフランス右翼の中で、積極的なナチズムへの評価、仏独関係正常化を模索していた数少ないメディアのひとつである。すなわち、「親ドイツ派」という形容が同紙には与えられているのである。そしてそのことは、同紙の敗戦後における対独協力メディアとしての活動を説明する根拠にもなっている。しかしながら、30年代の同紙の紙面を分析すると、そこには親ドイツ的側面とともに、かなり根強い反ドイツ的な側面がある。

確かに、フランスのデカダンスを嘆き、体制変革を主張する同紙の書き手たちにとって、国民社会主義は国家再生の理想像の一つであり、フランスを建て直すために現実的平和主義を掲げていた彼らにとって、仏独和解はヨーロッパの平和のために必要な手段なのであった。しかしまた同時に、同紙のドイツへの警戒心は根強いものであり、彼らの「親ドイツ的」な態度は国内政治批判や一貫した反ボリシェヴィズムによって浮き彫りとなるものでもあったのである。

4. 両大戦間期フランスの対応に見るロシア難民問題 —コンスタンティノーブルからフランスへ—

館 葉月

1917年のロシア革命及び続く内戦によって、100万-150万人のロシア人が国外への脱出を余儀なくされ、世界中に散らばることになった。この現象は、ひとつの国の政治的動乱の枠内に収まるものではなく、より広範な国際関係の中に位置づけられ、どの国にも事実上責任が課されない彼らの「問題」は、それゆえに全ヨーロッパ的・全世界的なものであった。彼らはその処遇や移動を巡って様々な議論を当時のヨーロッパ社会に引き起こし、各国はそれぞれに、時に協力し合いながらこの問題への対応に迫られることになる。その過程を追うことは、従来の社会史的な移民史研究とは異なる視点を用い、難民の存在を軸に、国家への所属が自明のこととされていた両大戦間期ヨーロッパの様相を捉え直していくことに繋がるのではないかと。

その中でもフランスの対応に着目するのは、受け入れ数の多さに加え、その発生時からロシア難民問題に深く関わっていたからである。ボリシェヴィキ政権に対して戦闘を繰り広げていたロシア白軍への軍事的・物資的援助を行っていたフランスは、彼らが1920年末に南ロシアを追われ、多数の民間人とともにコンスタンティノーブルへ到着した際もその保護を担当することになった。だが、政治的にも経済的にも法的にも困窮した立場に置かれた彼らは、フランスにとって徐々に重荷になっていく。そこで、フランスは、難民問題を専門に扱う高等弁務官事務所を発足させた国際連盟や国際赤十字社と連携体制をとるという政策を選択し、彼らの収容キャンプの整備、コンスタンティノーブルからの移動や職業斡旋を実施、国際問題となったこの問題に形を変えながら関与を続けていくことになる。

本発表では、まずその過程をフランス外務省や関係組織の報告書を用いて検証する。さらに、フランスは1920年代半ばに多くのロシア難民を国内に受け入れているが、それが問題の発生時から数年を要している点に着目し、どのような双方の要請、そのほかの外的要因が働き、ロシア難民の一部が数年をかけてコンスタンティノーブルからフランスへ至ることになったのかを分析していく。そこから導き出される難民問題の性格の変化やそれに伴うフランスの問題への取り組み方の変遷を踏まえ、両大戦間期において難民問題の意味するところは何なのか、という問いに答える。

5. ホーンベックと米国東アジア政策の変容

— 1933～38年を中心に —

高光 佳絵

1930年代を通じてアメリカ国務省極東部長の座にあり、東アジア政策に大きな影響を与えたスタンレー・ホーンベックは、一般に「親中」派と評価されてきた。しかし、近年、日中戦争以前の彼の政策は中国に対して友好的なものではなく、対日強硬政策へと転換していくのは日中戦争勃発後であるという再評価がなされつつある。本報告はこの流れを踏まえ、日中戦争勃発後のアメリカの対日政策強硬化においてホーンベックが果たした役割を再考する。

ホーンベックは、塘沽停戦協定（1933年5月）によって満洲事変に伴う戦闘に一応の区切りがつくと、中国を強化し、日本を封じ込めるための枠組みとして日本を組み入れた対中国際借款の実施をめざした。また、互惠通商協定政策を東アジアに適用することにより九ヶ国条約を補完して「門戸開放」を実現しようと構想していた。

しかし、対中国際借款は日中双方の反対により実現せず、日米間の繊維摩擦問題により互惠通商協定交渉の実現も困難となった。その上、日本軍部による華北分離工作（1935年6月）が開始され、1935年末には日中戦争が勃発して市場としての中国が壊滅する事態を予想するに至る。この時点まで、ホーンベックは日中関係において日本が圧倒的に優位にあり、南京政府が世論に押されて対日武力抵抗を試みれば中国にとって大惨事となると認識していた。

このようなホーンベックの日中関係認識が変化しはじめたのは1936年2月頃からであり、同年末までに南京国民政府が政権基盤を固め、世論の対日武力抵抗を訴える圧力に抗して、ある程度の対日妥協を可能となる一方で、日本軍部は華北分離工作の限界を認識し、ある程度抑制的になったと認識するようになった。つまり、彼は日中戦争の直前期には日中関係の安定化への展望に立っていたのである。ホーンベックは、1937年2月、対中政策を転換して中国治外法権撤廃と引き替えに互惠通商協定締結をめざす一方、日本と互惠通商協定締結も考慮するなど「門戸開放」政策を積極化した。

ホーンベックは日中戦争勃発以前に蒋介石の内政基盤確立を認識し、中国が強化されつつあると考えるようになっていたが、その強化の程度は華北分離工作を乗り越えられる程度であって、日中全面戦争に耐えられる程度であるとは考えられていなかった。そのため、盧溝橋事件の日中全面戦争化は彼に東アジア政策の再考を再び迫ることとなったのである。

6. “Hard Hat Riot” 再考

— ニューヨーク都市労働者の世界 —

南 修平

1970年5月8日ニューヨークで建設業を中心とした労働者たちによるヴェトナム反戦デモ隊襲撃事件（“Hard Hat Riot”）が発生する。この事件とその後の展開について、これまでの研究では、巧妙な政治テクニクを有するニクソン政権と労働組合の保守的指導層が連携した結果として、主に政治史的観点から説明されることが多かった。それに対し本報告では、事件の展開の主役となった労働者の具体的生活像及び彼らが労働を営んだニューヨークという都市の変化に焦点をあて、“Hard Hat Riot”の実像について異なる観点から再考を試みる。

ニューヨークは全米でも労働運動が活発な有数の都市であり、多種多様な労働者が生活していた。その中でも一際強い存在感を放っていたのが建設業や造船、港湾施設で働く肉体労働者である。彼らの多くは主にヨーロッパから来た白人移民労働者やその子孫で構成されており、地縁・血縁を通じて組合に強固に組織され、ニューヨークに根ざした独自の職域・生活圏を築いていた。組合に組織されることを通じて熟練技術を身につけた彼らは、他の労働者に比して相対的に優位な地位を確保し、大都市ニューヨークの発展とともにその地位を保持していた。そしてまたそうした地位は労働組合の強い政治力によって支えられ、ニューヨーク建設労働者組合はニューヨークにおける有力な政治的アクターの一つであった。

1960年代に入るとニューヨークの都市環境は大きく変貌し、労働者は激しい変化に直面する。公民権運動台頭による閉鎖的職域への批判が高まり、商業・サービス業の発展、労働組合の政治的影響力の低下等も同時的に進み、それらは相互に関連しながら肉体労働者の不安を増大させる要因として働いていく。そのような中でヴェトナム戦争をめぐる混乱がニューヨークを覆い、労働者の生活圏を脅かす不安定要因が混然一体となって立ち現れ、彼らの抱いていた不安をさらに増大させていく。

“Hard Hat Riot”の背景には、急速に変化する都市とこれまで築き上げてきた生活基盤の揺らぎに慄く労働者の姿が見出せるのであり、彼らの生活が足下から激しく揺らいでいた中で起きた事件として捉えることが可能なのである。

7. アメリカ先住民と「貧困との戦い」 — 1960年代における自決の模索 —

内田 綾子

1960年代にアメリカ先住民は、連邦管理終結に反対しつつ、連邦政府のパターナリズムから脱却するために、部族の自決を模索していた。一方、連邦政府は「偉大な社会」構想における「貧困との戦い」の一環として、先住民の福祉・経済開発に力を注いだ。ケネディは先住民の自決を尊重して貧困問題に着手し、それを引き継いだジョンソン政権は1960年代半ばから連邦資金を投入して貧困対策を推し進めた。1964年の経済機会法の下、全国の先住民部族は経済機会局から補助金を受け取り、職業訓練や教育、保健、法的サービスなどのコミュニティ・アクション・プログラム（CAP）を手がけるようになった。さらに、連邦政府は先住民の経済的自立を促すために、保留地における資源開発を推進しようと試みた。合衆国の最底辺に組み込まれてきた先住民にとって、この時期の貧困対策はどのような意味をもっていたのか。本報告では、反貧困政策への先住民の対応を分析しながら、それがいかなる可能性と限界を持っていたのかを検討する。

従来、「貧困との戦い」はベトナム戦争の長期化とともに財政的困難と批判に直面し、貧困問題を十分に解決し得なかったと指摘されてきた。しかし、先住民の場合には、貧困問題に限らず、自決の模索と無関係ではなかった。当時の反貧困政策は、先住民のコミュニティ活性化、リーダーシップ、自己管理、経済活動にどのような影響を与え、さらに、先住民運動といかに連動していたのか。そもそも、先住民の自決と経済開発はいかなる関係にあり、彼らは自らの貧困にどのように取り組んだのか。インディアン自決・教育援助法制定（1975年）にみられるように、その後の合衆国政府は連邦管理終結政策とパターナリズムを否定し、先住民部族とのパートナーシップを重視するに至る。このように、連邦管理終結から自決尊重へと先住民政策が移行した過程で、1960年代の貧困対策の経験はどのような意味を持っていたのか。報告では、部族を超えた先住民運動を視野に入れつつ、とくにスー族を中心とした中西部平原地域の部族の動きに注目し、「貧困との戦い」を先住民の文脈において考察していきたい。

近・現代史部会III

5月14日（日）9:30～15:45 千葉大学 工学部17号棟211講義室

報告者……………報告要旨掲載頁

1. 高草木邦人（日本大学）……………p. 72
2. 吉田 裕季（立正大学）……………p. 73
3. 香坂 直樹（東京大学）……………p. 74
4. 新井 正紀（千葉大学）……………p. 75
5. 仲津由希子（東京大学）……………p. 76
6. 長島 大輔（東京大学）……………p. 77
7. 松戸 清裕（北海学園大学）……………p. 78

1. 十九世紀末ルーマニアにおける社会主義と議会体制 — 1899年の社会民主労働者党の解党を中心に —

高草木 邦人

1893年、ルーマニア初の全国的な社会主義政党であるルーマニア社会民主労働者党(PSDMR)が結党した。同党は当該時期の有力二大政党である自由党・保守党を支配層の利益の代弁者と位置づけ、民衆の利益拡大とルーマニアの民主化のために、その活動を展開することを宣言した。しかしながら、PSDMRはその活動の限界から六年後の1899年に解党することとなる。解党の際にPSDMRは二派に分裂するのだが、その争点にはルーマニアの発展モデルが農業国であるか、或いは工業国であるかという問題だけでなく、当該時期の議会体制とどのように向き合うかという問題も含まれていた。議会活動は実りの少ないその活動記録の中でもPSDMRが誇示、或いは固執していたが、その展開は矛盾を孕むものであった。確かに同党の議員が自由党の一部の左派などと結んだ「普通選挙権ブロック」は改革の機運を高めるものであったが、PSDMR結党以来、同党は一議席しか獲得しては無く、単独で議会勢力にはなりえないという状況の裏返しでもあった。また、選挙時においても、PSDMRは組織的に脆弱であったため、候補者が立てられない選挙区では「より民主主義的な勢力」に選挙協力を行うという戦術を取っていた。つまり、PSDMRは当該時期の議会体制において単独の勢力というよりも、既成政党に依存する傾向が強かったのである。この状態に対して、PSDMR内においてやがて二つの意見が対立していくようになる。一つはルーマニアの民主化を加速化させるために、既成政党の「より民主主義的な勢力」との関係を深めるという主張であり、これは最終的にPSDMRの解党、「より民主主義的な勢力」への合流という見解となっていく。もう一方は体制側に対して常に一線を引き、結党当初の存在意義を固辞すべきであるとし、PSDMRの存続を訴えるのであった。この議論は二大政党以外ほとんど入り込む余地がなくなりつつあった議会体制にPSDMRといった新興勢力がどこまで挑戦できたのか、或いはその限界を示唆するものである。本報告ではPSDMRの解党大会となった1899年4月の第六回党大会、解党に反対する勢力がほぼ単独で開催した6月の党評議会、及びその前後の論争を主に検討することで、十九世紀末ルーマニアにおける社会主義の意義、及び当時の閉鎖的な議会政治と膠着的な政党政治の一端を垣間見ることを目的とする。

2. ハンガリーの領土問題をめぐるカーロイ＝ミハイ政権の外交と 連合

吉田 裕季

1918年11月1日にオーストリアとの連帯を断ったハンガリーでは、貴族でありながら共和主義者であったカーロイ＝ミハイが1919年3月半ばまで政権を執った。カーロイ政権にとって内政改革の実行と、第一次世界大戦敗戦にあたっての外交的交渉は重要な任務であった。

ハンガリーは1920年締結のトリアノン条約において、戦前の領土の70%以上を失った。両大戦間期にハンガリーにおいて政権を握った政権は、大規模な領土喪失の責任はカーロイ政権の外交政策の失敗にあるとした。カーロイ政権の閣僚たちは社会や体制の民主的転換が戦勝諸列強から信頼を得るための近道と考えていたのであるが、急激な転換は連合諸国に対してハンガリー内にボルシェヴィズムが存在するのではという疑問を抱かせた。

またハンガリーは国内に多くの少数民族を抱え、その独立への要求に対処しなくてはならなかった。例えばトランシルヴァニアにおいては、ルーマニア系住民がハンガリーからの分離とルーマニアへの合併を主張していた。カーロイ政権はルーマニア人との交渉の際に自治権の付与を提示しても、戦前の領土を維持には固執した。1918年12月半ばからトランシルヴァニア地方はルーマニア軍の侵攻を受ける。ハンガリーは自国の領土的措置に関して講和会議の善意ある決定に頼る以外に方法はなかった。しかしハンガリーが期待していた「民族自決の原則」も戦勝諸国の利益に優先するものではなかった。

ハンガリーの領土的措置に関しては少数民族の運動もさることながら、講和会議を指揮した諸大国の判断が重要であった。米英仏伊の四大国のうち最も中欧に利害を感じていたのはフランスであった。ハンガリーは1918年11月13日に連合側とベオグラード軍事協定を結び、本格的な休戦状態に入る。この時協定の条項を作成し、ハンガリーと交渉にあたったのもフランスであった。しかしハンガリーでカーロイが政権を執っていた頃のフランスは、対中欧政策に関して統一的な見解がまとまっていなかった。

カーロイ政権による領土問題をめぐっての外交政策は、連合側側の善意をあてにするなどの楽観的な面で問題がなかったわけではないが、敗戦国という立場上やむを得なかった事情もある。また決定に大きな影響力を持つ大国の政策に統一性が欠ける以上、ハンガリーの交渉にも限界があったと思われる。

3. 両大戦間期チェコスロヴァキア共和国内におけるスロヴァキア地域の地位に関する諸構想

香坂 直樹

1918年の建国直後のチェコスロヴァキアでは、旧ハプスブルク君主国のオーストリア側と、ハンガリー王国で施行されていた地方行政制度が継承され併用されていた。1920年2月に採択された県制度法は、「チェコスロヴァキア民族」国家の理念に基づく中央集権的な制度の建設を通じてその変則的な状態を抜本的に打破することを目標とした。県制度が審議されていた時期には、スロヴァキア民族主義の目標としての自治要求の具体的な案は提示されていなかったが、1921年にはスロヴァキア人民党内（SLS）での議論に触発され、スロヴァキア政治家間の自治に関する議論が活発となった。この議論を通じて、理念では明確だった自治要求も、具体的な構想では国家連合案やスロヴァキア地域への立法権付与案、そして県制度法の規定を援用した漸進的なスロヴァキア自治の実現を求めたスロヴァキア国民党（SNS）案に至るまで明らかに内容に幅があり、SLS内外での不統一が明らかとなった。他方、中央集権派の政治家は県制度法を擁護する立場を表明したが、社会民主党のデーレルは下位の行政レベルでの民主主義を強調したのに対し、農業党のホジャはスロヴァキアを単位とする機構の有効性を強調するという相違が見られたことに注目すべきである。1926～1927年には連立政権の組み換えとも関連して、地方行政制度を巡る議論が再燃し、州制度の導入に至った。この時期の議論では、各派内部での見解の相違も再び表面化した。つまり、社会民主党とSNSは同床異夢ながらも県制度擁護を通じたのに対して、農業党とSLSはスロヴァキア州の設置を含む新たな州制度の支持へと転換した。この転換をSLSの妥協と説明する従来の研究は否定しきれない。しかし、ここで注目すべきは、SLSが自治主義の言葉を用いて政策の転換を説明できたことだろう。このことは、戦間期スロヴァキア政治の記述にあたって、従来から指摘されていた理念的対立、つまり、チェコスロヴァキア主義の理念に立脚する中央集権派の主張とスロヴァキア民族主義に立脚する自治派の主張との対立にのみ着目するのではなく、構想の具体化過程では連続的な変化も見られたことにも注目しなければならないことを示している。さらに、両派の論点が「国家形成民族」の定義のあり方だったことにより、スロヴァキア人の国家建設という点で両派の構想が接点を見出し、スロヴァキアに関する諸構想の連続性を帯びることが可能となったのである。

4. ソ連邦、ウラル地方における文化啓蒙活動の展開 — 1920年代末から1930年代 —

新井 正紀

1920年代末から30年代、いわゆるスターリン体制成立期におけるソ連邦の文化啓蒙活動の地方における展開を、ソ連邦における「国民」形成の問題として考察する。

政治・経済に偏重してきた既存の研究では扱われることが少なかったが、当該期の文化啓蒙活動は、革命という劇的な手段によって権力を握ったボリシェヴィキ政権にとって、運動としての革命や、その思想との圧倒的な隔たりを有していた民衆の中に、その基盤を確立するための重要な役割を担った。そのため、ソ連体制の確立という問題を考察する上で、文化啓蒙活動を検討することは欠くことができないと考える。また、ソ連という広大な地域を「国」という単位でとらえようとする試みには限界があることは明らかである。「国」単位で組み立てられた既存の研究の「中央から」、「上から」という視点から構築された歴史像を、「地方から」、「下から」の視点を入れることによって、批判的に再構築していくことは、今後のソ連邦史研究の課題の一つであると考える。私は本報告でウラル地方を取り上げる。その理由は、ウラル地方が、ソ連邦のなかでも有数の穀物生産地帯であり、工業地帯と隣接し、また少数民族の居住地域を包摂するために、地域研究の対象として非常にバランスのとれた地域であると考えからである。

具体的には、自発的社会組織と称していた戦闘的無神論者同盟の活動（革命的文化の導入）の実態と、文化啓蒙活動の核となった文化啓蒙施設の役割を検討し、これらを通じてボリシェヴィキの支配体制がいかにして形成されていったのか、またその思想・政策が民衆にどのように受け入れられたのかということを検討する。ここでは、民衆を権力の政策の一方的な受け手であったのか、もしくは、その政策を自らの論理で「摂取＝利用」する主体であったのかということの評価することを目的とするのではなく、民衆が国家的な「政治」に関わりを持っていく（持たざるをえなくなっていく）基盤となった都市や農村社会の文化の変容に視点を置く。

5. A. ザレスキのイタリア・ファシズム評価 —ピウスツキ派政治家の思想の一断面として—

仲津 由希子

A. ザレスキ (August Zaleski, 1883-1972) は、三国分割期のポーランドに貴族階級の子として生まれた。1906-12年に英国ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスにおいてイギリス歴史学派経済学を学び、研究職をめざした。だが第一次大戦を契機に、英国でポーランド独立支援運動に加担するようになり、大戦後は、再建ポーランドにおいて外交官の道を進むことになる。1926年以降は、クーデターによって成立した権威主義政権に参加し、外務大臣として国際連盟を基盤とする平和外交を推進したり、経済・金融関連の要職を歴任したりした。第二次大戦後は英国に成立した亡命ポーランド政権の大統領職を全うしている。

かれはポーランドでは、「リベラルなコスモポリタン」と評価される人物であるが、その一方で、権威主義政権を支持したナショナリストのひとりであったこともまちがいない。このような顔を見せた知識人・政治家は、当時であっては、彼ひとりに限ったことではなかった。本報告では、ひとつの時代現象としての知識人政治家の世界観が、いかなる思想的背景のもとに成立していたのか、それを探る手がかりのひとつとして、かれのイタリア・ファシズム評価を考察する。

検討するのは、かれが1923-25年に在イタリア公使として赴任していた最中に執筆された、本国外務省への報告書や知人との書簡である。これらは、ポーランド人による極初期のファシズム運動・体制評価を示す資料だが、ポーランドの権威主義政権の思想的性格をみるうえでも重要である。なぜなら、ザレスキ個人がこのイタリア赴任後に、後年に権威主義政権をうちたてるグループに急接近しており、プラスにせよマイナスにせよ同運動をめぐる思考過程が、その後の政治行動に大きく影響したと考えられるからである。かれの思考の前後の変化に注目しながら、ファシズムの思想的影響を跡づけていきたい。

6. ユーゴスラヴィアにおける宗教と民族主義の関係 — 1960年代初頭～1974年のボスニアを中心に—

長島 大輔

19世紀の「民族復興期」から今日にいたるまで、宗教は民族主義に大きな影響を与え、また反対に宗教は民族主義による影響を受けてきた。この相互作用の様相は、民族主義が流動的であるのと同様、あるいはそのために、常に変化し続けている。この発表では旧ユーゴ、ボスニアにおける、宗教（カトリック、イスラーム、正教）と民族主義の相互のかかわりについて、ユーゴの政治的・経済的分権化にともなう民族政策の変化の流れのなかで考察する。時代は1960年代初頭から74年までとする。一次史料は共産主義者同盟イデオロギー委員会、連邦・共和国政府宗教委員会のもを中心に扱う。具体的な考察の対象は、1) 共産主義者同盟及び政府から見た宗教と民族主義の関係、及びこの問題に対する政策、2) 民族主義と間接／直接に結びつき得る、宗教施設の再建／新設、宗教的祝祭、宗教教育などの宗教組織の活動、が中心となる。

ユーゴの社会主義政権は、宗教組織が民族主義的潮流と結びつき、民族間関係に否定的な影響を与えていたという観点から、第2次大戦直後から政教分離を徹底し、宗教組織に対して抑圧的な政策をとっていた。しかし、60年代半ば以降、反宗教政策はかえって排他的な民族主義が伸張する土壌を生み出すとの考えから宗教政策を転換する。「社会主義の発展によって宗教は無用になる」という考えから、「ポジティブな民族主義」の発展のために宗教活動の最大限の自由を認め、宗教組織を社会主義体制の正統性強化のために利用する方向へと政策転換が図られた。宗教組織は、これを影響力拡大の好機と捉え、宗教施設を再建／新設し、宗教的祝祭、宗教教育を活発化させた。

この背景には次のような民族問題に対する政策の変化がある。60年代に入って以降、経済・政治の自由化による共和国・自治州間の利害対立は民族主義的な動きを生み、共産主義者同盟の指導者の中に「民族問題がまだ解決されていない」という認識が生まれた。経済・政治の改革の過程で、更なる自由化・分権化を進めることのみによって行き過ぎた民族主義が抑えられるという考えが生まれるが、この考えは徐々に「ポジティブな民族主義」を認め、連邦制を維持しつつ諸民族（主義）の完全な平等を目指すという方向に進む。「ポジティブな民族主義」とは、戦後のユーゴスラヴィアが唱えてきた「友愛と統一 bratstvo i jedinstvo」という考えに沿った民族主義であるとされ、排他的で自民族中心主義的な「ネガティブな民族主義」に対置される。

宗教的なアイデンティティを民族主義に結び付けようという動きも「ネガティブな民族主義」とであるとされ、そのために宗教活動を特定の民族の名のもとに行うことは厳しく制限されたが、政府は、上述のように、民族と宗教の「付かず離れず」の関係をコントロールし、宗教組織を体制の強化のために利用した。

7. 「フルシチョフ改革」期のソ連における地方行政

松戸 清裕

一般に現代では、住民登録や婚姻・出生などの登録、各種証明書の発行、社会保険・社会保障に関する申請、年金や手当の受給などのため、人々は居住地の各種行政機関を訪れ、必要な手続きをおこなうなど行政との関わりをもつことになる。ソ連では、住民に対する日常の行政業務は、共和国や州の下におかれた地区（農村地区）・市の行政機関にあたる地区・市ソヴェト執行委員会とその部局が中心となって担当し、地域の住民と日常的な関わりをもっていた。

ソ連では第二次世界大戦後に年金や各種手当などの社会保険・社会保障が拡充されていき、地区・市の行政機関と住民の関わりも増していった。時代を下るにつれて地区・市の行政機関は、住民の生活に配慮し行政サービスを向上させる必要を次第に強く感じるようになった。戦後復興を果たして人々の生活が安定していき、これと並行して社会主義建設への熱情は薄らいでいったことから、ソヴェト体制の正当性を示すため住民の満足度を高めることに配慮しなければならなくなっていったのである。

地方行政機関の活動や住民の生活は行政区画の変更によって少なからぬ影響を受けるということは日本の「平成の大合併」の例にも明らかであるが、1950-60年代のソ連では、共産党第一書記フルシチョフ（58年からは首相兼任）が推し進めた諸改革と関連づけられる形で、地区の区画が大きく変更された。地区の数は、1953年に最大数4418に達したのち漸減して59年に3980となっていたのが、62年1月には3421、63年4月には1711と急激に減少した。これに伴い各地区の領域は著しく拡大され、地区中心市におかれた行政機関と多くの居住区・集落とが数十キロから百キロ超もの距離で隔てられてしまい、住民たちは多大な不便と困難に直面することになった。

本報告では、こうした「フルシチョフ改革」期の地区の拡大再編に伴い生じた問題や混乱、住民からの苦情や要望、これらへのソヴェト機関や党機関の対処などを検討することを通じて、地方における行政活動の実態、行政機関の活動と人々の生活との関わりなどを描くことを目指したい。

近・現代史部会IV

5月14日（日）9:30～15:45 千葉大学 工学部17号棟213講義室

報告者……………報告要旨掲載頁

1. 白川 耕一（國學院大學）……………p. 80
2. 北村 厚（九州大学）……………p. 81
3. 柳原 伸洋（東京大学）……………p. 82
4. 高橋 典子（名古屋大学）……………p. 83
5. 穴山 朝子（成蹊学園史料館）……………p. 84
6. 佐藤 公紀（ベルリン工科大学）……………p. 85
7. 長田 浩彰（広島大学）……………p. 86

1. 20世紀前半ドイツにおける自治体福祉政策の展開と初期的福祉国家 —デュースブルク市の事例を中心に—

白川 耕一

ヴァイマル共和国、ナチ体制、ドイツ連邦共和国、ドイツ民主共和国をタイプが異なる社会国家（福祉国家）の連続ととらえる見方がある。本報告は、1920年代から1940年代末までを初期的福祉国家の時代と理解し、自治体福祉政策、とりわけ公的扶助の実態に迫りながら、それを通じてドイツ福祉国家の変容を展望しようとする試みである。

ヴァイマル時代、自治体の福祉制度が整備されたものの、制度は自治体毎に異なっていた。公的扶助給付の可否をめぐって自治体の担当部署と貧困者との対立が深刻であり、たとえ公的扶助を受給できたとしても、その額は生活必要最低額にも満たなかった。こうした制度上の混乱や低い給付水準などの諸問題の解決はナチ時代に引き継がれた。

ナチ時代、自治体はナチズムに基づいた福祉活動を実践するために最も適格的であると自認していた。というのは、人種主義的価値基準に基づいて住民ひとりひとりを選別して「価値の高い者」だけに援助を提供するというナチの原則を、自治体は自らの福祉活動の中に組み込むことができたからであった。人種主義的価値判断に基づいた公的扶助システムの導入に関する議論においては、公的扶助とナチズムとの融合がはかられつつ、ヴァイマル時代から継承された公的扶助制度の諸問題をナチズムを軸に克服することが構想された。

第2次世界大戦勃発後、若者や女性による軽犯罪行為の急増を重大問題と見なす自治体福祉政担当者は警察の犯罪対策に積極的に協力した。その際、福祉政策担当者は、これまでの福祉制度が持っていた制約を乗り越える手段をナチの暴力装置に見出し、自治体福祉活動とナチズムとの一体化がすすんだ。

第2次世界大戦後、ナチズムに基づいた福祉活動が廃止される一方、ヴァイマル時代の公的扶助制度の再建が目指された。高度経済成長が始まると、初期的福祉国家の段階は終了した。

2. 戦間期ドイツにおける「パン・ヨーロッパ」運動 1926–1930年

北村 厚

近年ドイツ外交史研究において、シュトレゼマン外交をヨーロッパ統合思想の文脈の中で捉えなおす動きがある。これらの研究は、シュトレゼマンのヨーロッパ協調政策の政治・経済・思想面における多彩な可能性を見出すものであるが、管見の限りにおいて、当時のドイツ政府が「パン・ヨーロッパ」運動に対してどのような態度を取っていたのかは明らかになっていない。

「パン・ヨーロッパ」とは、周知のように、1923年にコーデンホーフ・カレルギ伯が提唱した理念であり、戦後のヨーロッパ統合運動の源流とされる。戦間期における「パン・ヨーロッパ」への政治的取り組みについては1930年に提示されたフランス外相ブリアンの「ヨーロッパ計画」が有名だが、それ以前にもカレルギの思想に共鳴した有力者や知識人によって構成された「ヨーロッパ協調連盟」や、カレルギ自身が会長を務める「パン・ヨーロッパ同盟」などの活動があった。これらの組織は、参加国政府の全面的な協力や具体的成果を得たわけではないが、提唱間もない「パン・ヨーロッパ」理念が平和と協調を求めるヨーロッパの人々に急速に受け入れられていった事実を示すものであり、ヨーロッパ統合の前史として重要である。そして同時に、ドイツ政府、とりわけ外相シュトレゼマンのこうした「パン・ヨーロッパ」運動に対する関与のあり方は、研究史における「ヨーロッパ主義者」としてのシュトレゼマンの評価に直接的に関わるものである。

以上ような観点から本報告では、ドイツ政府の「パン・ヨーロッパ」運動、とりわけ1926年に設立された「ヨーロッパ協調連盟」と「パン・ヨーロッパ同盟」に対する態度を、ベルリンの連邦文書館所蔵の関連文書を用いて明らかにする。これらを通じて本報告では、戦間期のドイツ外交史において「パン・ヨーロッパ」運動が有していた可能性と限界を明らかにしていく。

3. 空爆の「脅威」とドイツ民間防空団体 —ヴァイマル期を中心に—

柳原 伸洋

1911年に始まる空からの爆撃（空爆）は、前線と銃後の境界を消失させ、都市部の民間人が攻撃対象となる状況を生み出した。第一次大戦中に空爆は本格化し、その飛躍的な技術的發展もあって、総力戦としての未来戦争の重要戦略と目されるようになった。そこで、都市中枢部を攻撃し近代都市の機能を麻痺させることで、敵国民の士気を破壊する戦略爆撃の思想が生み出された。このことは、民間人に戦争観の変化をもたらし、新種の脅威が出現したことを意味する。本発表では、ヴェルサイユ条約の軍備制限条項のもとにあったヴァイマル共和国において、空襲の脅威と民間防空組織の関係について検証し、その後、民間防空組織の防空宣伝について考察する。

民間防空組織の形成は以下の段階を経た。第一に、1923年のルール危機を契機に民間防空の必要性が提唱された。その後、26年の航空に関するパリ協約によって、受動的防空つまり民間防空がドイツに許可され、前運輸大臣クロネを会長としたドイツ防空協会が27年に創設された。そして、世界恐慌後に民間防空組織は、講演会や展示会そして機関誌を通じて活発な宣伝活動を行い、33年のナチス政権の成立前後にはさらに積極的に活動した。

民間防空組織は、空襲の「脅威」を宣伝文句として利用し、外国＝仮想敵国による空襲の恐ろしさや「ドイツの無防備さ」などの危機的状況を強調した。このような防空宣伝の思想的背景には軍事的要求が存在していた。適度な「脅威」を広めることで民衆の防空意識を高め、民間人を戦争準備体制に動員する側面もあった。

本研究は、定量的に計測不可能な「不安」「危機意識」について、歴史研究を通じて検証したものである。民間人側が防空宣伝を需要していった過程は今後のさらなる研究を要するが、特に本報告では政府や防空組織側の「脅威」情報の供給を検証し、ヴァイマル期ドイツの「不安」の一端を提示する。また、2006年現在、世界には様々な「脅威」が存在しており、自衛が当然視され、守ることに對して無批判な状況がある。こうした現況下、民間防衛について批判的に考察を加えることで、この現状への歴史研究からの提言となれらばと思う。

4. 国家社会主義ドイツにおける社会政策的租税制度としての所得税制

高橋 典子

ナチス期ドイツにおいては、再軍備政策の一環として民族共同体の実現が目指された。租税政策においても民族共同体実現の一つの手段として、所得課税をドイツ民族に限定した範囲で公平化するという社会政策的な所得税法が制定された。

ナチス期における所得税政策は、1934年帝国所得税法や1938年及び1939年所得税法改正にみることができる。1934年税制改革においては、租税法の簡易化や社会政策及び経済政策の考慮、人口政策の強調、国民全体の租税負担軽減等が指針として示された。このためナチスの所得税政策では、所得や家族事情が考慮され、所得額や配偶者の有無、子女の数に応じて租税負担が軽減される一方、独身者や特定所得以上の者への負担が増加されることによって、従来の所得税収との均衡がはかられた。またこれまで所得税納税義務者と勤労所得税納税義務者との間にあった税額における不均衡を是正すること等により、民族共同体内部における社会的公平といった社会政策的配慮を行うようになる。1940年以降も軍事財政のために、所得税増税が検討されるが、低所得者層と高所得者層との間における租税負担の垂直的公平について考慮に入れるよう議論がなされている。しかしこのようなドイツ人に対する社会政策的な所得税制が行われる一方で、ポーランド人やソ連人、シンティ・ロマ、ユダヤ人といったドイツ国内のマイノリティに対しては、ドイツ人よりも重い課税がなされた。これは租税負担の公平化というナチスの指針に反するものの、再軍備政策における民族共同体の実現のために、他民族・他人種との差別化が税制においても反映されたと考えられる。

ナチスの所得税政策は、人種主義による人口・家族政策や、失業対策としての財政政策、女性政策、ドイツ経済等が反映されたものとなっていた。ナチスの人種主義により、ドイツ国内におけるマイノリティに対しては、所得税政策において排外的な政策がとられていた。しかしながらドイツ国民に対しては、家族事情の考慮や、高所得者層と低所得者層、或いは所得税納税義務者と勤労所得税納税義務者との間の税額における不均衡の是正が行われる等、租税負担におけるドイツ国民の公平化といった社会政策的配慮が行われた。このようにナチス期の所得税政策では、再軍備政策における民族共同体の実現のために、ドイツ国民内部における社会的公平という社会政策的な租税政策が行われたといえる。

5. ナチ政権下の帝国文化院と帝国音楽院にみるナチ芸術文化政策

穴山 朝子

本報告は、ドイツのナチ政権下で、芸術文化領域の人びとを包摂していた帝国文化院(Reichskulturkammer)、その下の七つの院のなかでも特に帝国音楽院(Reichsmusikkammer)を中心に取り上げ、ナチ政権掌握から第二次世界大戦まで展開されるナチ「芸術文化政策」の特徴を捉えようとするものであり、お茶の水女子大学に提出した博士論文の一部に基づいている。

一次史料として、ドイツ連邦文書館所蔵の国民啓蒙宣伝省、帝国文化院、帝国音楽院関連の公文書、および旧ベルリン・ドキュメントセンター記録のほか、芸術系の定期刊行物、個人書簡等も用いた。

1933年9月国民啓蒙宣伝省の下に設置された帝国文化院とその下部の七院の機能については、これまでユダヤ系芸術家の排除やメディア統制などといった抑圧と弾圧の面ばかりが知られ、その組織形態や活動状況の実態にまで踏み込んだ研究はかならずしも多くない。

したがって、本報告では1933年9月「帝国文化院形成に関する法(帝国文化院法)」および同年11月の同「施行令」をはじめとして、組織状況や戦時の非常命令等から、ナチ体制のそれぞれの局面に、帝国文化院とその下部組織である音楽院がいかに対応していったかという状況を考察する。

帝国文化院は、従来いわれてきた芸術家や関連業者の活動監視のための組織というよりもむしろ、構成員である各同業者集団の利害調整を担う互助組織としての性格が色濃いと見える。本報告で取り上げる帝国音楽院は、能力主義の導入などによって選抜された専門家集団を志向し、また院の構成員のあいだに、選ばれた専門集団としての自覚や特権意識を浸透させようとした。この音楽院の機能は、ヴァイマル共和国以前から、芸術家と関連業者たちの各職能集団が掲げてきた要求とも一致するものであり、芸術家たちは院の存在にユートピア的な組織の実現を夢見たと考えられる。しかし一方で、このような帝国文化院や音楽院の制度は、人種主義に基づいて、非アーリア人や能力的に劣る人物の排除を前提として成立したともいえる。

以上の分析からは、帝国文化院や帝国音楽院が、設立当初から、ナチ政権による芸術の「道具化」を目指していた宣伝省ゲッベルスの方針とは矛盾する点を孕んでいたことが指摘できる。双方の軋轢は、第二次世界大戦という状況に直面してますます顕在化していったにもかかわらず、帝国文化院の存在に対する芸術家たちの期待感が、ナチ体制への同意を維持させていたといえるのである。

6. 社会復帰と規律

—ヴァイマル期における監獄制度の改革と受刑者処遇の実際—

佐藤 公紀

ドイツの監獄が近代化されたのは19世紀以降のことであり、また、19世紀後半の刑法改革を経て、教育による受刑者の社会復帰を目指す教育刑としての自由刑が明文化されたのは、ようやくヴァイマル期に入ってからのものであった。ここにおいて監獄は、応報的な懲罰に代わって、「社会に害のない人間」への受刑者教育が行なわれる空間として定められた。このようにヴァイマル期監獄制度は、刑罰思潮の重要な転機にあったと同時に、犯罪者をめぐる「上」からの統治戦略を分析するための格好の材料となるといえよう。

さて、ドイツの犯罪史研究においては、収容所に関する研究は地域史の進展とも相俟って精力的に行なわれてきたのに対し、法によって定められた刑罰を執行する場所＝監獄に関しては、十分に注意が払われてきたとは言い難い。近年ようやく監獄に関する研究が開始され、収容所とは別の制度としての監獄に注目が集まってきているが、しかしヴァイマル期監獄制度に関しては概説的な記述のみであり、まだ立ち入った考察はなされていない。

以上の研究状況を踏まえ、本報告では、受刑者の社会復帰という理念を初めて明確にしたヴァイマル共和国の監獄制度に対し、「応報から社会復帰へ」という行刑改革の思潮と受刑者に対する刑執行の現場という二つの側面からアプローチすることにより、当該監獄制度の改革の実際を明らかにする。具体的には、第一に、1923年6月7日に、およそ四半世紀ぶりに改正された監獄運営に関する全国統一の指針「自由刑の執行に関する原則」の内容を、「応報刑から教育刑へ」という観点から検討する。第二に、この原則が当時ドイツの監獄の半分を抱えていたプロイセン州においてどのように受容されたのかを、1923年8月1日に発効された「職務・執行規則」を資料として、分析する。最後に、そうした監獄制度の改革が、実際の現場にどの程度浸透していたのかを、受刑者側の視点から検討する。受刑者側の史料として用いるのは、ベルリン-シュパンダウ監獄の受刑者による不服申し立ての史料である。改革時の監獄において、受刑者が何に対して不満を持ち、それがどのように処理されていったのかを検討することで、改革の実際がどのようなものだったのかを明らかにすることができるだろう。以上の行論から、ヴァイマル共和国における監獄制度の具体的な姿とその改革の現実を分析する。

7. ある「ドイツ・ユダヤ人」の非ナチ化 —エルヴィン・ゴルトマンの事例（1947-51）—

長田 浩彰

エルヴィン・ゴルトマン（1891-1981）は、シュトゥットガルト郊外のバート・カンシュタットのユダヤ人金物工場主の長男に生まれ、1909年にユダヤ・ゲマインデを脱退し、チュービンゲン大学その他で歯学・医学を専攻した。弱冠21歳で歯科医師試験に合格し、シュトゥットガルトの叔父の歯科医院を手伝いながら、第一次大戦には志願して従軍し、数々の戦功勲章を得た。19年に福音教会で受洗し、ウクライナの在外ドイツ人女性と結婚した彼は、子どもを抱えてさらに苦学しつつも、24年に医師試験に合格した。前途有望と見られた矢先に、父の工場の倒産、母の自殺未遂と療養生活が、彼らにのしかかる。

ゴルトマンは、ブルシェンシャフトに所属し、体操協会の地区指導者を務め、ワイマル初期には民間防衛団や「闇の国防軍」に参加するなど、まさにドイツ・ナショナリストを自任した。その彼も、第三帝国下、33年3月末に地区疾病金庫配下の歯科医院の医師代表の職を解かれた。その後彼は、個人医院で治療を続けつつ、ユダヤ人キリスト教徒らの自助組織・パウロ同盟の地区代表を務め、彼らの権利擁護や状況改善に努力した。パウロ同盟が混血者のみの組織に改組される37年3月、「ユダヤ人」である彼も、組織から去らねばならなかった。38年9月末日にユダヤ人の医師免許が、翌年1月末には歯科医のそれが失効し、ゴルトマンは庭師見習いや農場の手伝いで糊口を凌ぐ生活に入った。それでもドイツに残る意志を曲げなかった彼は、誘われて40年末から44年初頭まで、SDやゲシュタポの協力者となり、民情報告を作成する中で、数名の反ナチ的な人物の名を当局に報告した。このことで彼は、戦後は逮捕され、非ナチ化審査にかけられた。

第三帝国期を中心としたゴルトマンの生涯に関しては、ベルリン工科大学教授 W. ベンツによる研究が公刊されている。ただ彼の非ナチ化審理の詳細については、そこでは十分示されていない。本報告は、審理記録や遺稿などを史料として、「ユダヤ人の非ナチ化」という特殊な事例を提示しつつ、彼の人物像の解明に迫り、そのことで、ドイツ第三帝国のユダヤ人キリスト教徒が置かれていた状況を理解するための一助としたい。

小シンポジウム I

5月14日(日) 9:30~12:30 千葉大学 大学院自然科学研究科棟大会議室

「地域概念としてのヨーロッパ」

報告者：篠原 琢 (東京外国語大学)

「国民史の成立と文明としてのヨーロッパ
— 『中央ヨーロッパ』論の淵源をめぐって—

古谷 大輔 (大阪外国語大学)

「バルト海帝国とスウェーデン・アイデンティティ」

千葉 敏之 (東京外国語大学)

「オットー朝下におけるローマ帝国の復興とスクラヴォニア」

司 会：大峰 真理 (千葉大学)

「地域概念としてのヨーロッパ」 開催趣旨

ヨーロッパの国民国家体系の変容にともない、数多くの地域論が出現している。それらの中には、「ヨーロッパ」や国民国家を本質主義的に定義するものや、逆に構築された地域としての国民国家の相対化を求める議論がある。また国民国家内外に下位地域(サブリージョン)を見出したり、国民国家とヨーロッパのあいだに「中欧」や「環バルト」などの中間的な地域を設定しようとするものもある。連邦主義といったある種の規範を地域に求める場合もある。

こうした地域概念の叢生ともいえる状況は、ヨーロッパの外延と内包とはいったい何か、ヨーロッパをヨーロッパたらしめているのは何か、という問いを生じさせる。私たちは、EU 統合の理念や現実に関する政策的な議論をこえて、ヨーロッパという地域概念を歴史的に把握する方法と視座を得る必要があるのではないだろうか。

この小シンポジウムでは、三名の報告者の方々に従来の「ヨーロッパ」論を踏まえた上で、「地域概念としてのヨーロッパ」を歴史的に検討する視点を提示していただくようお願いした。篠原琢氏は、これまで近現代の中東欧における地域認識に関して多くの発言をしている。古谷大輔氏は、「北欧」概念の形成や近世スウェーデンにおける「祖国」の概念などについて検討している。千葉敏之氏はオットー朝ドイツとピアスト朝ポーランドの交渉史を踏まえ、ヨーロッパ中世における地域秩序を考察している。

三つの報告によって、「地域概念としてのヨーロッパ」の時間軸上の変遷と地域ごとの文脈とを明らかにすることが可能となろう。シンポジウムの参加者各位には、各自の研究領域から「ヨーロッパ」にアプローチする視点について積極的に発言していただくようお願いしたい。

日本西洋史学会第 56 回大会準備委員会

国民史の成立と文明としてのヨーロッパ — 「中央ヨーロッパ」論の淵源をめぐって —

篠原 琢

本報告は、19 世紀に起源を持つチェコ国民史の構想を検討しながら、国民主義的政治プログラムや国民文化の成立にとって、「ヨーロッパ」という概念がどのような意味を持ったのか、その機能の面から分析する。対象とする時期は、チェコにおいて「国民再生期」と称される 1820 年代から世紀転換期までである。

「国民再生期」は、チェコ国民が歴史的・文明的な実体として存在することを示すべきさまざまな記号を創造した。肯定的に扱われるにせよ、否定的に参照されるにせよ、「ヨーロッパ」は常に、チェコ国民の自己像を描き出すための準拠棒であった。チェコ国民史やチェコ文学の構想においては、「原ヨーロッパ」に近いが、「反ヨーロッパ」的であるべきかが論争の軸をなしてきたが、表面的な論争の烈しさにもかかわらず、両者は、どちらも十分に実現されていないヨーロッパ的価値がチェコ史(チェコ文学)において実現されるべきである、という暗黙の了解を共有していたのである。歴史的個性としてのヨーロッパ史の産物は、ここでは恣意的に引用・横領され、普遍主義的なヨーロッパ的価値に従属させることによって国民文化の型が形成された。

文献学・文学史の優越した「国民再生期」の文化創造の運動は、1848 年革命をもって大きな転機を迎える。革命は、チェコの国民文化に、政治的表現を与えることを求めたからである。1848 年革命自体、「世界史」の構想のなかで予告され、革命運動の当事者たちが歴史におけるその意味を当初から自覚していたという点で、新しい質を持った革命であった。48 年革命において、「ヨーロッパ」は文化的個性を持った地域概念であるよりも、歴史に動態を与える文明史の主体であることがもっとも鮮烈に示された。国民文化に政治的表現を与えるとは、チェコ国民のヨーロッパ性を、諸国民の革命が展開する現実政治のなかで実証することにほかならなかった。パラツキーの「フランクフルトへの手紙」はそうしたものとして位置づけられなければならない。「ヨーロッパ性」にかかわる問題は、1848 年革命で基本的に提起され、世紀転換期までチェコ思想史にとりつく強迫観念であり続けた。こうした観点から、周縁における「ヨーロッパ」の機能を具体的に論じるが、今日までの見通しを前提として議論を展開したい。

バルト海帝国とスウェーデン・アイデンティティ

古谷 大輔

本報告は、近世のバルト海世界においてバルト海帝国と通称される広域支配圏を成立させたスウェーデンを例にとり、ヨーロッパ辺境における自己意識の構築過程という視点から、ヨーロッパ世界がいかに認識されていたのかを検討するものである。

革命や戦争によって歴史的断絶を伴う体制変革を経験することのなかった近代スウェーデンでは、現在に至るまで一貫した歴史観と自己理解が維持されてきたと言える。例えばスウェーデンの自己意識は、その歴史的過程に懐胎した民衆を基盤とする政治構造や、集産主義を是認する社会認識などに立脚して築かれてきたという議論がある。確かにヨーロッパ世界の北の辺境に位置するスウェーデンは、それだけで独特な自己理解を形成してきたように見える。しかし実際には、ヴァイキング時代から現代に至るまで大陸ヨーロッパとの接触と交渉を繰り返し、それをカウンターアイデンティティとして意識ながら自己理解を獲得するに至ったとも言える。

ヨーロッパ統合に伴うスウェーデン社会の構造変化に伴い、近年のスウェーデン歴史学界では、従来の一義的なスウェーデン観を批判して、アイデンティティの諸相を省察する動きが盛んである。近世のバルト海帝国についても、従来の研究史では、一国を単位として成立する集約的な国家経営の祖形としての意義が繰り返し主張されてきたが、近年では、大陸ヨーロッパとの関係を背景に複合的・重層的な社会・文化構造の存在を指摘する議論が高まっている。本報告は、そうした複合的な国家編成の統合軸となった祖国理念や、バルト海支配における正統性の論拠とされたゴート主義の分析を通じて、前近代におけるスウェーデンの自己理解のあり方を検討し、スウェーデン・アイデンティティの構築過程におけるヨーロッパの位置づけを問うものである。

オットー朝下におけるローマ帝国の復興とスクラヴォニア

千葉 敏之

普遍主義的文明としてのヨーロッパを、一個の「地域」概念として再定義する、という本シンポジウムに設定された課題のなかで、「中世」という時代を扱う際には、細心の注意が払われなければならない。「ヨーロッパ」(Europa)という語彙自体の歴史は古代に遡り、中世にもしばしば登場する概念であるが、それがそのまま近代のヨーロッパ概念に直結するわけでは決していないからである。近代的ヨーロッパ概念は、普遍主義的政体と、これと対峙し、その対話のなかで自己を定位していく周縁世界という、こんにちのヨーロッパ大陸に存在してきた政治世界の構図の伝統を受け継いだものであって、その中世的淵源はヨーロッパという語彙自体ではなく、ラテン＝キリスト教世界 (Christianitas) の成立と膨張の過程にこそ見出されるべきものである。

オットーの名を負う三代のローマ皇帝の最後を飾るオットー 3 世は、紀元千年に至る数年間にわたって、「(ローマ) 帝国の復興」(Renovatio imperii) を自らのスローガンに掲げ、ローマを首府とする四頭建ての世界帝国の建設を構想した。しかし、それは構想にとどまらず、有能な教会知識人がブレーンとして帝国の広域から集められ、その実現へ向けた具体的な諸政策が打ち出されていった。新たに編成されていくラテン＝キリスト教世界の変容と膨張の過程のなかで、その周縁世界を構成したものの一つが、スラブ人の居住する世界、すなわちスクラヴォニア (Sclavonia) であり、両世界は密接な連関を形作りながら、上に定義した政治世界を構築していく。

本報告では、オットー朝によって新たに構想されたラテン＝キリスト教世界の成立過程と、そこに巻き込まれていくスクラヴォニア世界との関係を、紀元千年期に成立した史料をその類型的特質に注意しつつ解読することによって明らかにし、さらにこの時代に固有の地理＝空間認識と、皇帝によって掲げられる理念、その現実の政治行動との連関について考察したい。

小シンポジウムII

5月14日(日) 13:30~17:00 千葉大学 大学院自然科学研究科棟大会議室

「方法としてのジェンダー／ セクシュアリティ」

報告者：日暮美奈子（専修大学）

「19/20世紀における婦女売買の再考察ー女性とヨーロッパを越えてー」

菊川 麻里（日本大学）

「〈ジェンダー〉と歴史叙述ーイタリアの研究史からー」

星乃 治彦（福岡大学）

「ナチズムと『解放』の幻影ークィア・ヒストリーの射程ー」

新保 淳乃（川村学園女子大学）

「ジェンダーと美術史ー聖母マリア／エヴァー」

司 会：高橋 裕子（津田塾大学）

「方法としてのジェンダー／セクシュアリティ」 開催趣旨

ジェンダーやセクシュアリティの概念は、西洋史研究に新たな風景をもたらしている。それは、単にこれまでの歴史研究に重要な分野を付け加えたというのとどまらない。むしろ、ジェンダーやセクシュアリティは、歴史研究の「領域」や「方法」そのものに再検討を迫り、それを一変させる存在となっている。

それと同時に、現在はジェンダー概念の脱政治化や体制化についても語られるようになっていく。ポストモダンのもつ認識論の意義と限界が議論されるようになり、男性史やクィア・ヒストリーの展開を通じて、従来のジェンダーやセクシュアリティの概念は、その安定性を失いつつあるとも言えよう。

この小シンポジウムでは、四名の報告者の方々に、それぞれの研究フィールドに関する個別報告ではなく、それらを踏まえた上で、むしろ「方法」の側面に焦点を当てて報告をいただくことにした。これは言うまでもなく、ジェンダー概念に対するバックラッシュに与するためではない。ジェンダーやセクシュアリティの概念を再吟味し、それを発展させることによって、西洋史研究、ひいては歴史研究一般を豊かにしていくための視座を獲得することを目的としている。

報告と討論では、問題の所在と現状を把握することによって、今後の研究の方向性を共有することができることを期待している。多くの方々の発言をお願いしたい。

第56回日本西洋史学会大会準備委員会

19/20世紀における婦女売買の再考察 —女性とヨーロッパを越えて—

日暮 美奈子

いまやジェンダーは特定の人々のみによって用いられる学術用語としてではなく、より一般的な場においても頻繁に目にする語となっている。こうした定着と拡大によって、一方では日常生活から国際政治にいたるまで、広い領域で「社会的性差」に着目した活発な議論が呼び起こされているが、他方ではまた、当初この語が帯びていた政治性が失われ、価値中立的な概念として無害化されることにもなった。

歴史学もまた、このような一般的状況と無関係ではない。女性史研究の閉塞性を打破しうる革新的な概念としてJ. スコットがジェンダーを提起して以来、この語は競って用いられてきた。だが、そもそもジェンダーのもつ「切れ味の鋭さ」が言説主義と社会構築主義を特徴とするポスト構造主義の認識論に大きく依拠している以上、分析概念としてのジェンダーの導入は必然的に認識論上の転回を迫ることになる。では、ジェンダー概念の導入にあたり、歴史研究者はポスト構造主義にたいする態度を明確にしてくださるだろうか。たしかに、ジェンダー史のかかえる問題を批判的に継承するかたちで男性史、クィア・ヒストリーなどの試みが展開されてはいるものの、全般的には、概念としてのジェンダーの根幹に関わる議論が十分に尽くされているとは言い難い。これでは、ジェンダーのインフレ化がこの語から脱構築の力をますます失わせ、この語はそれが本来破壊しようとしていた既存の学問体系の内部に回収されてしまいかねない。現在、ジェンダーは歴史研究において多用されているにもかかわらず、あるいはそれゆえに、分析概念としては危機を迎えていると言えるのではないだろうか。

ポスト構造主義の認識論が際限のない相対主義をもたらすと批判や、「生きられた過去」を弄ぶ空虚な遊戯だとする非難は、もっともである。しかし、だからといって私たちは突きつけられた問題を避けては通ることはできない。ならば、この厄介な問題とどのように取り組めば、あらたな展望が開けるのだろうか。本報告では、その手がかりを得るための試みとして、1900年前後のドイツにおける婦女売買撲滅運動に関する最近の研究動向を参照しつつ、歴史学におけるジェンダー概念の限界と可能性について考えたい。

〈ジェンダー〉と歴史叙述 —イタリアの研究史から—

菊川 麻里

ジェンダーという用語は日本の人文・社会の各研究分野においてすっかり定着した感がある。しかしながらその用いられ方や概念に対する理解のされ方は様々である。とくに、日本の西洋史研究においては学術用語として広く使用されているものの、その概念が歴史研究の場において実際どのような影響をもたらしてきたのか十分に議論されてきたとは言い難い。この報告では、genderが他の言語圏で翻訳されて用いられるとき、そこにある文化的な差異を越えてどのように作用していくのか、イタリアの歴史研究がたどった軌跡を題材として考えてみたい。

イタリアでは、J・W・スコットの論文が発表されて間もなく、1987年にgenderがイタリア語訳 genereとして紹介された。しかし、その用語は当初全く使用されず、また今日でも必ずしも広く使用されているとはいえない状況にある。それはイタリアの歴史研究がgender概念を理解しなかったからではない。むしろ方法論的な試行錯誤の中で、その概念がイタリアにおける性差をテーマとする研究—当時専らそれを担っていたのは「女性史研究」であった—の基盤を損ないかねないものであると危惧され、またイタリアにおける性差についての理解と齟齬をきたすものであると実感されたためである。

イタリアにgenderが紹介された頃、イタリアの女性史研究はようやくひとつの研究分野として確立し、「イタリア・女性歴史家協会」が立ち上げられようとしていた。そこに集う歴史家たちにとって、重要なのは未だ発掘されていない女性たちの歴史を従来の男性・エリートの視点にかわる女性・非エリートの視点において記述することであり、genereの受容は男性・エリートへの譲歩を意味した。そこには女性／男性を排他的な二分法的カテゴリーとする性差理解があり、それは両者を連続的な特性とみなす genereの性差理解とは相容れないものであった。

こうしたなかでイタリアにおいて genereによってもたらされた具体的な成果を挙げるとすれば、それは表象分析が普及したことであり、男性史研究が緒に就いたことである。しかしながら、この男性史研究も二分法的なカテゴリーを前提としている点で、genderのイタリア的發展、言い換えればgenderとgenereの齟齬を如実に反映しているのである。

ナチズムと『解放』の幻影 —クィア・ヒストリーの射程—

星乃 治彦

21世紀に入ってから「性」をめぐる議論の困難さは、単に運動のレベルでのバックラッシュにあるだけでなく、理論的再検討の地点に立たされているということでもあろう。アメリカのアフغانستان侵攻を正統化する理論の一つとして、抑圧され「かわいそうな」女性たちを解放するため、というディスクールが用いられ、そのために女性兵士も駆り出されたが、同時にクリントン政府時代になって軍隊での存在を「許される」ようになった同性愛者の兵士たちも従軍した。

権利の承認と引き換えに、むしろ戦争にのみ込まれていった構造は、従来の解放理論の弱点を痛感させ、ポスト・コロニアルやアンチ・マイノリティといった視点をセクシュアリティ研究に導入する必要性を急迫させる一方で、例えば、従来「同性愛者」なる存在をア prioriに設定してきた本質主義的理論の再考を促している。そこでは、〈ヘテロ・ホモ〉という二元構造を前提に近代家族の歴史的問題性を把握しないまま欧米で広がりつつある同性婚を歓迎すべきなのかという疑問をも伴う。本報告では、これまでのフェミニズムの成果を積極的に評価しながらも、新しい分析の枠組みとして、性をグラデュエーションで語る社会構築主義的クィア理論を歴史学の中に導入し、とくにそれをナチズムと絡ませながら、「クィア・ヒストリー」とここで名づける理論の可能性を考えてみたい。

「同性愛者」というカテゴリーは19世紀末に登場したが、実は現在に至るまでそれを科学的に規定することができないでいる。「自然に反する」「うつる」「直る」「病気」「気持ち悪い」といった「同性愛者」表象がむしろ先行して生み出され差別・抑圧が強化された。この抑圧は、一方でその抑圧に反対する解放運動を生み出しながら、他方では、抑圧する側も自らホモソーシャル関係などホモセクシュアリティを内包していたがために、矛盾に満ちたものにならざるをえなかった。ナチの場合、政権掌握の直後に解放運動は弾圧されながら、その一方で突撃隊長レームなどの同性愛者たちは「人生で最良の時期」を迎えることになる。強制収容所でも、ユダヤ人が「抹殺」されたのに対して、「同性愛者」たちは「淘汰」されることになった。こうした独特の抑圧形態に注目することによって、「同性愛者」が問題なのではなく、むしろそれを作り出す社会の方を分析すべきであるというクィア・ヒストリーの主張に到達したい。

ジェンダーと美術史 —聖母マリア／エヴァー—

新保 淳乃

ジェンダー／セクシュアリティの視座が、表象文化研究において有する方法論的、認識論的意義について、1) 学問領域の再検討、2) 西洋美術史の基幹図像である聖母マリアとエヴァーに対する分析刷新の点から報告する。

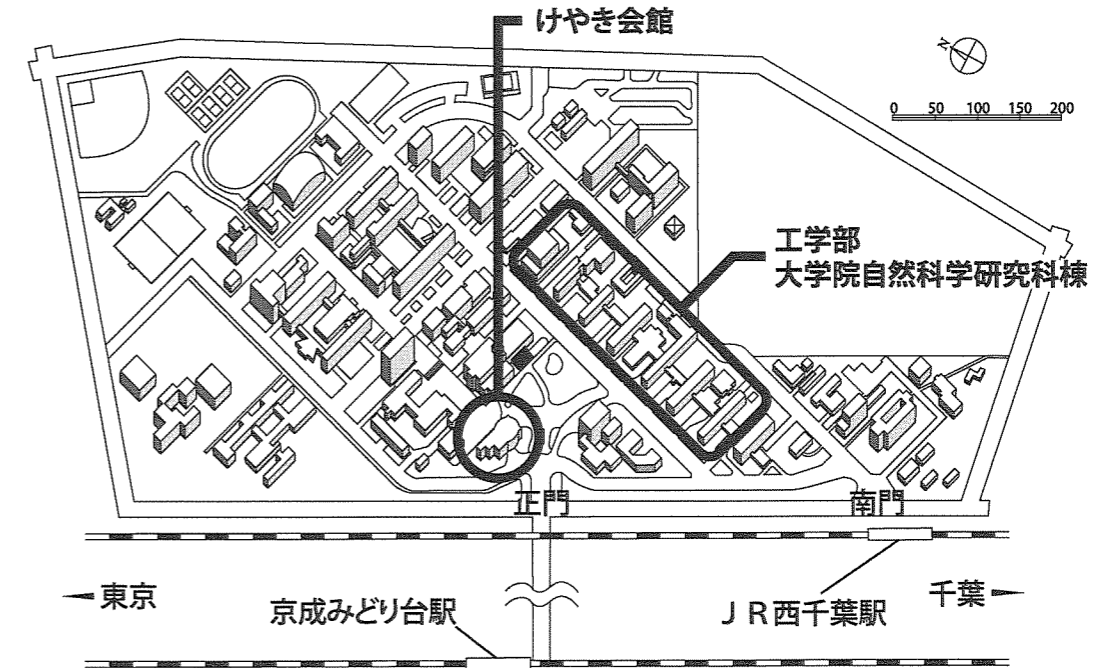
1970年代フェミニズムが提起した「家父長制」概念の導入によって、性の二元論に基づく支配従属の権力関係、これを基盤に社会秩序が形成され異性愛を強制することを特徴とする社会システムが歴史概念化された。理論の整備を経て、階級、ポストコロニアル批評＝人種、歴史的に構成された男性性／女性性間の権力関係を示す批判概念＝ジェンダー、これら全てを基本的分析概念として用い、その立体的関係性において歴史的考察を行うことが提起された。これによって、西洋史の枠組自体が問い直され、人類史全体の再検証と書き換えの作業が展開されている。この作業は必然的に非文字文化、非文字史料の参照を促し、表象文化論の成果と方法論の必要性が認識された。

「美術史」の再検討は、1971年のノックリンの提起「偉大な女性芸術家はなぜいなかったか」を端緒とする。すなわち、誰が誰のどんな表象を美術作品と決定し、いかなる言説で評価してきたかを問うことによって、既存美術史への女性芸術家列伝の「付けたし」ではなく、ジェンダー視座によって「表象文化史」を書き換える作業が開始された。

西洋美術史の基盤をなすキリスト教芸術文化のジェンダー構成は、キリスト教社会の宇宙論と救済観念の根本に関わる一対の女性像を軸に、フェミニスト神学とフェミニスト宗教史の成果に立脚した最も先鋭的な考察によって明らかにされてきた。すなわち、女性に示されるモデルは、罪の源エヴァと、処女にして救世主の母マリアというセクシュアリティ否定の上に形成された実現不可能な美德とに両極二分されていた。一方、父なる神の息子、ロゴス、救世主であるイエスという男性モデルが「人間」規範を代表する。ジェンダーの非対称性が明白なこの枠組が、神学、文学、表象を通じて正当化され維持されてきた。マリア／エヴァの対を描く絵画は、ジェンダー研究によってはじめて、キリスト教文化のジェンダー構造を教示し奨励する表象として認識された。一方、非正統的信仰実践の中に古代以来の大地母神崇拜が遍在することに着目し、規範的社会システムに対抗的な読解の場のもつ脱構築的な可能性も問われている。

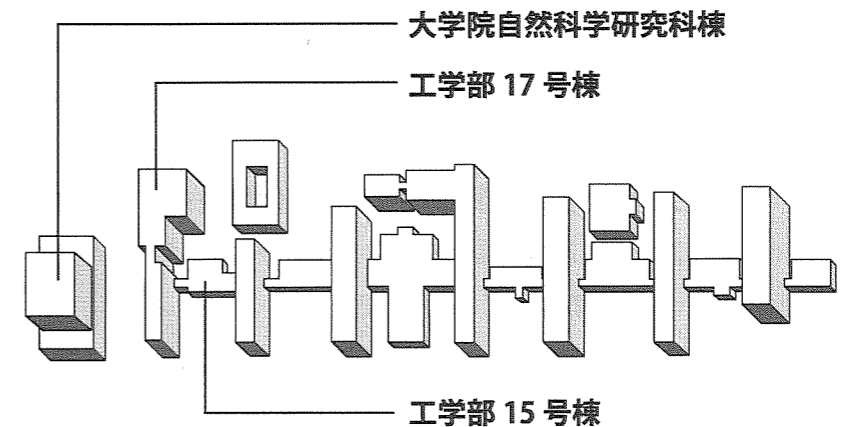
交通案内・学内配置図

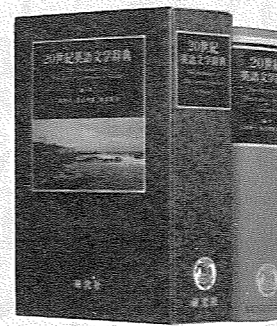
千葉大学 西千葉キャンパス



JR西千葉駅より 正門まで徒歩 10分 南門まで徒歩 2分
京成みどり台駅より 正門まで徒歩 7分

工学部・大学院自然科学研究科棟配置図





■グローバルな英語圏の最新の文学辞典

20世紀英語文学辞典

The Dictionary of 20th Century Literature in English

上田和夫、渡辺利雄、海老根宏 編

B5変型判 上製 1,536頁 CD-ROM 1枚付 18,900円 ISBN4-7674-9066-9

- 20世紀の英語圏における主要な文学者、文学作品、批評理論、批評用語、文学運動、大衆文化、社会背景など約5,000項目を総合的に解説した。
- 編集者、哲学者、歴史家、社会学者、ジャーナリストなど直接間接に文学と関わりのある人びとも配慮した項目選定。
- 新進の文学者や新しい文学潮流も大胆に取り上げた。

イギリス思想叢書〈全12巻・全巻完結〉 各巻 四六判 250~304頁

■多彩な活動と貫徹した生き様

1. トマス・モア
田村秀夫 著 2,520円 ISBN4-327-35211-X

■もうひとつの近代精神

2. ベイコン
塚田富治 著 2,415円 ISBN4-327-35212-8

■史上初、「近代国家論」の誕生

3. ホブズ
田中 浩 著 2,520円 ISBN4-327-35213-6

■「近代的秩序」を求め続けて

4. ロック
浜林正夫 著 2,415円(本#2,300円+税) ISBN4-327-35214-4

■「啓蒙の世紀」を生きた思想家

5. ヒューム
泉谷周三郎 著 2,520円 ISBN4-327-35215-2

■「正義論」から始まる「諸国民の富」への道のり

6. アダム・スミス
山崎 怜 著 2,625円 ISBN4-327-35216-0

■法哲学者が法典編纂に捧げた生涯とその時代

7. ベンサム
永井義雄 著 2,625円 ISBN4-327-35217-9

■近代思想史の「失われた環」

8. ジェイムズ・ミル
山下重一 著 2,520円(本#2,400円+税) ISBN4-327-35218-7

■新しいオウエン像に見る協同と共生の思想

9. ロバート・オウエン
土方直史 著 2,625円 ISBN4-327-35219-5

■古典的功利主義の集大成者

11. J.S.ミル
小泉 仰 著 2,520円 ISBN4-327-35220-9

■「美学」から発展した「芸術社会主義」の思想

12. ウィリアム・モリス
名古忠行 著 2,625円 ISBN4-327-35221-7

■政治的著作を一つの芸術に

13. ジョージ・オーウェル
河合秀和 著 2,520円 ISBN4-327-35222-5

研究社のオンライン辞書検索サービス

KENKYUSHA ONLINE DICTIONARY

KOD

ケーオーディー

信頼できるオンライン辞書、KOD。

無料の体験版をお試しいただけます。

<http://kod.kenkyusha.co.jp/>

新会員受付中
6か月
3150円
(税込み)

このすべての辞書があなたのものに!

日常的に英語が必要なビジネスマン、エンジニア、研究者、翻訳家、通訳、大学生、TOEIC®テスト受験者など... 実務から学習まで、英語に関わるすべての方におすすめのオンライン辞書です。

13辞典+EV

オンライン辞書だから毎月追加される新語もすべて利用できます

EV: Evolving 進化しつづける辞典

新登場!

2006年4月
ついに待望の

『新英和大辞典』第6版
26万語を追加!!

ますます充実の230万語で
あなたの英語を
サポート

au携帯電話でリーダーズ英和が引ける!

英語で習ったらすくEZwebの英語辞書検索サイト「研究社英語辞書」。いつでもどこでも手軽に辞書を引くことができる。アクセスは、EZトップメニューからカテゴリで探す→生活・便利ツール→研究社英語辞書

日本西洋史学会第56回大会準備委員会
〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町1-33 千葉大学文学部内
Tel/Fax 043-290-2302
E-mail info@seiyoshi.com <http://www.seiyoshi.com/>

研究社 〒102-8152 東京都千代田区富士見2-11-13
TEL 03-3288-7777 [営業部] / FAX 03-3288-7799

<http://www.kenkyusha.co.jp> 価格は税込

◆好評発売中◆

12月刊 **貧乏貴族と金持貴族** (人間科学叢書40) M.L.ランシ著/永井三朗監訳 和栗丁和栗珠里訳 A5 二九四頁 ¥四二〇〇
 貴族社会の本質的特性は、多様性だった。中世から近代まで、東欧、西欧、北歐、南欧と時空間を縦横に駆け巡り、貴族の特性を追究

1月刊 **西洋史の新天地** エヌシテイ・自然 社会運動 (浜村正夫先生追悼記念) 佐藤清隆・中島俊克・安川隆司編 A5 二五四頁 ¥二九四〇
 「一人一人、自然と人の共生」を目指す西洋史・経済史・文学の多ジャンル十五人による新しい西洋史の入門書

4月刊 **シベリアン・コントロールとデモクラシー** (人間科学叢書42) L.タイアムド、M.F.フラットナー編/中道寿監訳 A5 二五八頁 ¥三三〇〇
 国際会議「政軍関係と民主主義の定着」を基にした論集。ハンチントン他十二人が文民優位の状況を発展途上国に支持する共産主義諸国に見る

5月刊 **ベトナム戦争のアメリカ** (刀水歴史全書75) 刀水歴史全書75 刀水歴史全書75 刀水歴史全書75
 アメリカ全体の中で、先住民征服の延長上、ベトナム戦争を位置づけた「もう一つのアメリカ史」

白人とは何か? ホワイトネス・スタディーズ入門 (刀水歴史全書73) 藤川隆男編 四六 二五五頁 ¥三三〇〇
 近年欧米で急速に拡大している「白人性研究」を日本で初めて、本格的に紹介。差別の根源「白人」を人類学者が未開の民族を見るように、研究の祖上に載せ、社会的歴史的存在である事を説明する

祖国のために死ぬ自由 徴兵拒否の日系アメリカ人たち (刀水歴史全書70) E.L.ミニョラー著/飯野正子監訳 四六 三三五頁 ¥三三〇〇
 「なに、徴兵拒否? 日系アメリカ人の収容者が徴兵拒否したとはいったいどういふことだ」。六〇年も語られることなかた事実

アメリカの世紀 それはいかにして創られたか? (人間科学叢書41) ザンズ著/有賀貞・西崎文子訳 A5 三〇八頁 ¥三六〇〇
 二〇世紀初めは新興国に過ぎなかつたアメリカが、世紀末には超大国に、「消費の民主化」に答を見出した画期的考察

中国宗教とキリスト教の対話 (人間科学叢書38) J.チン、H.キユンテ著/森田安二他訳 A5 二六四頁 ¥四七五〇
 二つの宗教の差異を対比して、宗教の本質の理解に迫る

ヒトラーの青年時代 A5 二五五頁 ¥四七五〇
 藤村隆一著
 ごく普通の青年だったヒトラーが何故あのような狂気の政治家になったのか? 従来の研究書ではおさなりの扱われていた青年時代について、現地を巡り検証

ユストウス・メーザーの世界 A5 二五五頁 ¥四九三〇
 坂井榮八郎
 ゲーテに大きな影響を与え、マイネッケがドイツ歴史主義思想の源流と位置づけた政治家にして歴史家思想家の世界

岩波書店 Tel. 03-3261-6190 Fax. 3261-2234
 〒101-0065 東京都千代田区 西神田2-4-1 東方学会本館
<http://www.tousuishobou.com>

ヨーロッパ近代の社会史 工業化と国民形成
 福井憲彦 工業化の進展と国民国家の創出——近代ヨーロッパの大変動は、人びとの生き方にかなる変容をもたらしたのか。 四六判 定価2940円

現代イギリス社会史1950-2000 アンドロリュウ・ローゼン/川北稔訳
 「伝統と秩序の国」が経験した未曾有の変化とは? イギリスの「いま」を知るための必読書。 四六判 定価3045円

教養の歴史社会学 ドイツ市民社会と音楽
 宮本直美 音楽学の豊富な知識をもとに、一九世紀ドイツにおける教養の正体を浮彫りにし、音楽が社会的に担った意味を究明する独自の考察。 A5判 定価6930円

人間の暗闇 ナチ絶滅収容所長との対話
 ギッタ・セレニー/小俣和一郎訳 四六判 定価4410円
 「ユダヤ人問題最終解決」を担った男はどのような人間だったのか? 人間は生まれながらにして悪を為す存在なのか?

イギリス帝国からみる環境史 水野祥子
 英領インドの森林保護の展開を通してグローバルな環境保護主義の形成に帝国が与えたインパクトを解明。 A5判 定価8190円

岩波書店 〒101-8002 東京都千代田区一ツ橋2-5-5
<http://www.iwanami.co.jp/>

刀水書房 Tel. 03-3261-6190 Fax. 3261-2234
<http://www.tousuishobou.com>

高山 博・池上俊一編 **西洋中世学入門** 三九〇円
 中世ヨーロッパの史料に関する情報とそれを読みとくための技術・知識を1冊に収録。
 <主要目次> 西洋中世世界に関心をもち人たちすべてに必携の書
 <度量衡学> 古銭学/印章学/紋章学/固有名詞学/歴史図像学/中世考古学/統治・行政文書/法典・法集成/叙述史料/私文書/教会文書

【好評既刊】
 中世ヨーロッパを生きる 甚野尚志・堀越宏一編 二九四〇円
 西洋中世史料集 ヨーロッパ中世史研究会編 三三六〇円
 西洋古代史研究入門 伊藤貞夫・本村俊二編 三九九〇円
 西洋古代史料集「第2版」 古山・中村・田村・毛利・本村・後藤編訳 二七三〇円

亀井俊介・鈴木健次「監修」 A5判・上製カバール平均四〇〇頁 ■内容見本皇
史料で読むアメリカ文化史 (全5巻)
 コロンブスから二〇世紀末までのアメリカ史を、「文化を中心に据えて、基本史料を新たな視点から集め、解説するシリーズ。テキストとしても好適。
 (既刊) ①②③④各巻四七二五円
 ① 植民地時代 一五世紀末—一七七〇年代 遠藤泰生編
 ② 独立から南北戦争まで 一七七〇年代—一八五〇年代 荒このみ編
 ③ 都市産業社会の到来 一八六〇年代—一九〇〇年代 佐々木隆・大井浩二編
 ④ アメリカの世紀 一九二〇年代—一九五〇年代 有賀夏紀・能登路雅子編
 (続刊) ⑤ アメリカ的価値観の変容 一九六〇年代—二〇世紀末 古矢 旬編(6月完結予定) 二九四〇円

20世紀アメリカ財政史 (全3巻) I II 各六五二〇円/III 六七二〇円
 I バクスアメリカナと基軸国の税制/II 「豊かな社会」とアメリカ型福祉国家/III レーガン財政からポスト冷戦へ

川島慶子 ■ジェンダーの視点から18世紀の科学史に新たな息吹を吹き込む。
エミリー・デュー・シャトトレとマリー・ラヴワジエ 二九四〇円
 18世紀フランスのジェンダーと科学

113-8654 東京都文京区本郷7-1-3-1 東大構内
 Tel. 03-3811-8814 Fax. 03-3811-26958
<http://www.utpor.jp/> (価格税込)

東京大学出版会

近世ポータランド「共和国」の再建 白木太一著
 四年議会と五月三日憲法への道
 ポータランドの政治文化の原点に迫る! 18世紀のヨーロッパ「変革」の時代を背景に展開されたポータランド・エストリア連合国家における国制改革論や諸法規改革を通して見る国制の伝統と変遷・再生の姿を探る力作。 図版多数。 3675円

バルカン学のフロンティア 柴 宣弘/佐原徹哉編
 民族カテゴリーからの逸脱と感境を通して、バルカン問題の背景にある文化的基盤を掘り下げ、血なまぐさい対立のイメージとは異なる世界——文学、表象芸術、そして歴史的美術分析から、バルカンの特性とは何かを問う。 2940円

〈帝国〉化するイギリス 小野功生/大西晴樹編
 一七世紀の商業社会と文化の諸相
 ジョン・ミルトンと当時の政治・宗教・商業に関わる言説、「ヒエリタン革命」の再考の提示など歴史学と文学の両面からブリテン帝国の起源を論じる。 2620円

イギリスの社会とデザイン 菅 靖子著
 モリスとモダニズムの政治学
 近現代英国のデザイン・表象文化史。権力、産業との関係を解明。 2620円

歴史のなかの政教分離 大西直樹/千葉 眞編
 英米におけるその起源と展開、二つの顔がある政教分離の変遷を、清教徒革命を起点にして、アメリカ植民地時代の統治と教会、建国後の教会と国家、宗教と政治から現代アメリカの政教関係まで、歴史的文献で分析した論集。 3045円

歴史のなかの「アメリカ」 中條 献/樋口映美編
 国民化をめぐる語りと創造 歴史のなかの個々の日常性を検証し「アメリカ」像と「アメリカ人」意識をめぐる「国民化」と「国民意識」形成の回路を問い直す論集。 4095円

自由主義はどこへ行く 坂井 誠/蓮見博昭著
 米英政治経済からの再考 リベラリズムは死んだのか? サッチャー、レーガン、ジョージ・W・ブッシュ政権…アメリカイギリスの政治経済から「自由主義」を検討、保守的自由主義が全盛を迎えるなか、「リベラリズム」の動向を見据える。 2940円

彩流社 〒102-0071 東京都千代田区富士見2-2-2 電話 03-3234-5931 FAX03-3234-5932 価格税込 目録送呈
[Web http://www.sairyusha.co.jp](http://www.sairyusha.co.jp) Mail sairyusha@sairyusha.com

新シリーズ **アジアを旅したヴィクトリア朝時代の女性たち**
Victorian Lady Travellers in Asia



第1回配本 **マリアンヌ・ノース自伝 全3巻**

Recollections & Further Recollections of a Happy Life:
 being the Autobiography of Marianne North

● 2005年10月刊行 ● 本体セット価 ¥48,000- (税込 ¥50,400-) ● ISBN 4-86166-026-2

イザベラ・バードとならぶヴィクトリア朝時代の女性旅行家マリアンヌ・ノース(1830-1890)自身が残した膨大な旅の記録。ノースの死後、妹が全3巻にまとめたものの複製です。彼女自身の旅行での体験や他の女性旅行家の逸話などが挿入されており、ヴィクトリア朝女性旅行家の同時代の記録として代表的な文献です。

◇内容詳細◇

第1-2巻: *Recollections of a Happy Life: being the Autobiography of Marianne North*, edited by Mrs. John Addington Symonds, 2nd ed., with corrections, London; New York: Macmillan, 1893, Vol. 1: viii, 351pp. / Vol. 2: 343pp.

第3巻: *Some Further Recollections of a Happy Life, selected from the Journals of Marianne North, chiefly between the year 1859 and 1869*, edited by Mrs. John Addington Symonds, London: New York: Macmillan, 1893, viii, 316 p., [3] leaves of plates

発行元: **Edition Synapse** (エディション・シナプス) 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-8-5

Tel: 03(5296)9186 Fax: 03(3252)1822 <http://www.aplink.co.jp/synapse>

[カタログ呈]

マゼラン

デマルカシオン
世界分割を体現した航海者

合田昌史 著 A5・386頁 5040円

多数の史料と図版から、マゼラン遠征の企画と政治闘争、世界計測の実験とその政治的改竄、黄金島伝説等を検証。コロンブスをも凌駕する、彼の壮大なビジョンを浮かび上がらせる。

服部良久 編訳 A5・380頁 6300円

現在がそうであるように、「紛争」は歴史を映す鏡である。近年の欧米のヨーロッパ中世史研究が、紛争に集中化している理由もここにある。世界的権威の名論文12篇を収載した刺激的な論集。

紛争のなかのヨーロッパ中世

角谷英則 著 四/六・287頁 1890円

8世紀半ばから11世紀にかけて、スカンディナヴィア人は「移動の時代」を生きた。「ヴァイキング」として記録される彼らの独特の生活と文化を描く。

【学術選書】

● 諸文明の起源 9

ヴァイキング時代

<http://www.kyoto-up.or.jp> (価格税込)
 606-8305 京都市左京区吉田河原町15-9 京大会館内 ☎075-761-6182 FAX075-761-6190

京都大学学術出版会

ヴェストファーレン条約と神聖ローマ帝国

— ドイツ帝国諸侯としてのスウェーデン —

伊藤宏二 著
 A5判 216頁 3,990円

スウェーデンと神聖ローマ帝国皇帝との関係に焦点を定め、ヴェストファーレン条約の成立過程からその後の展開を明らかにする。条約と帝国の関係及びその歴史的意義をヨーロッパ近世の政治文化の中に位置づける試み。

中世前期北西スラヴ人の定住と社会

市原宏一 著
 A5判 244頁 4,725円

ドイツ人東方植民以前のバルト海南岸における初期社会の形成を、文献史料と、ドイツ、ポーランド、スカンディナヴィアの考古学研究成果をもとに総合的に検討する。

フランス・ルネサンス王政と都市社会

— リヨンを中心として —

小山啓子 著
 A5判 298頁 5,670円

近世初期のフランスにおける、権力構造の特質、王権と都市の「対話」の場となった儀礼・祝祭の様相、政治的交渉と合意形成のあり方、都市エリート層の再編に関する分析を通じて、広域権力と都市社会の具体相を明らかにする。

九州大学出版会

〒812-0053 福岡市東区箱崎7-1-146 九州大学構内 (価格税込)
 TEL 092-641-0515 FAX 092-641-0172 <http://www1.ocn.ne.jp/~kup/>

歴史学と社会理論

ピーター・バーク著 佐藤公彦訳 歴史家は社会理論研究の成果を利用せよ! 文化史研究の第一人者による名著。 ● 6090円

〈妻〉の歴史

マリリン・ヤロム著 林ゆう子訳 制度としての「結婚」家族「妻母・主婦」の概念の変遷を歴史社会学的に分析。 ● 6090円

君主の統治について

トマス・アクィナス著 柴田平三郎訳 君主のあり方を説く、中世政治思想の第一級古典の邦訳。 ● 2625円

中世の春

ソールズベリーのジョンの思想世界 柴田平三郎著 十二世紀ルネサンスの代表的な知識人、「ソールズベリーのジョン」の全体像に迫る我が国初の研究書。 ● 5250円

中世環地中海圏都市の救済

長谷部文彦編著 10-15世紀の地中海世界の都市における貧民救済の多様性と共通性を探求。 ● 2520円

アメリカ革命とジョン・ロック

大森雄太郎著 ロックがアメリカ独立革命期の言説に与えた影響を示し、アメリカ民主主義の思想的源泉を解明する。 ● 5040円

ハイブラウ/ロウブラウ

アメリカにおける文化ヒラルキーの出現 ローレンス・W・レヴィン著 常山菜穂子訳 シェイクスピアは高貴なのか? 価値の普遍という観念を覆す名著。 ● 3360円

記憶を紡ぐアメリカ

分裂の危機を超えて 近藤光雄(鈴木透)・M・W・エインジ・奥田曉代・常山菜穂子著 集団的記憶の再構築に挑む超大国の本質を探究。 ● 2625円

慶應義塾大学出版会

〒108-8346 東京都港区三田2-19-30 [図書目録送呈・価格税込]
<http://www.keio-up.co.jp/> ☎03-3451-3584 Fax 03-3451-3122

内なる帝国・内なる他者

平田雅博 著
 イギリスの歴史を、未踏の人類の観点（非白人とりわけ黒人）から再検討。在英黒人の存在と在英黒人に対する意識について、広範な「大西洋の枠組み」と「イギリス帝国史」の観点から、多数の原資料に即して縦横に論じる。

第三の道とその批判

アンソニー・ギデンズ／今枝法之・千川剛史 訳
 「第三の道」に寄せられた批判に答えるギデンズは確かな決意を示す。

アフリカ国家を再考する

川端正久・落合雄彦 著
 アフリカ国家の過去を総括し、将来を展望する。

アフリカ政策市民白書2005

大林 稔・石田洋子 編著
 アフリカの貧困者が夢を取り戻すために、日本の私たちが何ができるのか。この問いに答える書。

世界市民の地理学

野尻 巨・古田 昇 著
 地理が苦手な人のための大学地理学入門書。

「帝国」としての中期共和政ローマ

比佐 篤 著
 ローマ「帝国」成立の根元に迫る。

ヨーロッパ史への扉

入江幸二・大城道則・比佐 篤・梁川洋子 編著
 「暗記する歴史学」としてではなく、「考える歴史学」としてのヨーロッパ史へ。

最新刊

西洋近代における個と共同性

友田卓爾 編 A5判・286頁 4725円 ISBN4-87440-916-4

- 歴史的統合過程での個人のアイデンティティと共同性認識の検証
- I部 個の開放と社会化**
- 第1章 近世イギリスにおける議会課税の政治学 井内太郎
 - 第2章 10分1税・15分1税の問題を中心として
 - 第3章 イギリス革命期の「大衆請願」にみる革新的共同性 友田卓爾
 - 第4章 ジョン・ロック「寛容論」における「個」と「共同性」(山田園子)
 - 第5章 アメリカ独立革命とタヴァン——共同性を育む市民社会の空間——岡本 勝
- II部 社会の分節化と個**
- 第6章 ヴィクトリア朝女性の public sphere (東田雅博)
 - 第7章 「女たちの「個」と「共同性」——進歩と奨学金問題——個人の上昇か集団としての奨学金問題——(安原義仁)
 - 第8章 1911年カーディフ港湾争議——中国人問題をめぐる共同性——久木尚志
- III部 個の揺らぎと国民化**
- 第9章 フランス革命の共同性と公共性——宗教・教会史を軸に——(岡本 明)
 - 第10章 19世紀フランス・ユダヤ人の「個」と「共同性」(加藤克夫)
 - 第11章 ビスマルク帝国期の共同性と労働者保護(田中 優)
 - 第12章 「職業協同組合を中心として」——ヴァイマル共和国とナチス時代における自然治癒医療の側面——「個」の揺らぎから「民族の共同体」を求めてナチズムへ——田村栄子

日本学術振興会・国文部省の助成を得て出版した書籍(抜粋)

大航海時代における異文化理解と他者認識

友田卓爾 著 A5判280頁 5250円

レベラー運動の研究

友田卓爾 著 A5判480頁 9975円

移行期のロシア政治

皆川修吾 著 A5判470頁 8400円

ノルマン征服と中世イングランド教会

山代宏道 著 A5判500頁 8400円

古代ローマのイタリア支配

石川勝二 著 A5判400頁 6090円

スペイン・中南米関係文献目録

板東省次 著 A5判354頁 8971円

溪水社 表示価格税込 書籍の詳しい情報はホームページで★随時更新中★ <http://www.keisui.co.jp> 広島市中区小町1-4(〒730-0041) TEL (082) 246-7909/FAX 246-7876 E-mail info@keisui.co.jp

ナチ・イデオロギー研究の空白を埋める画期的論考

ナチズムの歴史思想 現代政治の理念と実践
 フランク・ヒトラー・クルル 著 A5判・上製 364頁 5460円
 小野清美・原田一美 訳

第三帝国を理念的に先導したヒトラー、ローゼンベルク、ゲッベルス、相克するイデオロギーの内実を比較検討し、実行されたナチ政策との関連も明らかにする。

孤獨なボウリング

柴内康文 著 A5判・上製 692頁 7140円

誰もお世話になつた懐かしの「ヘモ」で20世紀を読む

ポピュラーサイエンスの時代

原 克 著 四六判・上製 268頁 2940円

20世紀のテクノロジーは誕生直後、まもなく新しい生活の到来を人々に想像させた。新技術の発明をいち早く紹介した大衆科学雑誌に、20世紀の夢と欲望を読み、図版200点収録!

近代西洋文明の壁と内面の問題を照射した漱石研究の決定版

出口保夫 著 A5判・上製 308頁 2940円

活気溢れる街並みと荘厳な建築物を記録した大判古写真集

写真集よみがえるロンドン 100年前の風景
 ジョージ・バーチ 著 A4判・上製 244頁 9975円
 出口保夫 編訳

ロンドン留学中の漱石は、何を思い悩み苦しんだのか。膨大な資料と現場検証で丹念に再現した「ロンドンの夏目漱石」から20年。新たな資料や新説を盛り込んだ増補決定版。

近世ヴェネツィアの権力と社会

「平穏なる共和国」の虚像と実像
 藤内哲也 著 四六判・上製 296頁 2940円

中世末期から近世にヴェネツィアで展開した、エリート層の構成と権力構造における変容の過程を解明。そのプロセスこそ近世ヴェネツィアの政治社会史を読み解く鍵となる。

竹中幸史 著

フランチス革命と結社——政治的ソシアリティによる文化変容
 第二回選訳・クロデル賞受賞 全国に設立された政治クラブの活動分析を通じて地方政治の構造を明確にし、フランス革命による政治的文化的変容を地方側から逆照射する。

欧州統合と近代国家の変容

EUの多次元的ネットワーク・ガバナンス
 中村徳吉 著 四六判・上製 357頁 4330円

「多次元的ガバナンス」のアプローチに依拠してEUの意志決定過程と政策執行過程とを分析する。近代国家という次元を超えて考察・分析する必要性を示す。

敗戦国ドイツの実像——世界強国への道?/日本への教訓?

J・エルゼー 著、木戸衛一 訳 四六判・上製 294頁 3040円

第二次大戦後ドイツは日本と同じく経済復興を成した。しかし、戦後処理問題での外部評価は日本とは大きく違っているように映る。はたしてその実像とは?

中央ヨーロッパの可能性——揺れ動くその歴史と社会

大津留厚 編 四六判・上製 345頁 3600円

神聖ローマ帝国やハプスブルク帝国などの統治下にあった歴史と、ナチズムや冷戦など過酷な運命を共有してきた中央ヨーロッパ。それぞれの民族がたどった歴史を描く。

ヴィクトリアン・アメリカの社会と政治

常松 洋 著 四六判・上製 420頁 3040円

20世紀初め、アメリカでは大衆消費文化・改革主義が開花する。現代のアメリカの基盤ともなるこの時代を、「中産階級」をキーワードにして読み解く。

スペイン 二千年の歴史

A・D・オルティス 著、立石博高 訳 四六判・上製 630頁 4640円

劇的コントラストに満ちたスペインの過去は幾世紀にもわたる遺産を残してきた。「多くの民族の母」たるスペイン像をドラマティックに描いた壮大な歴史書。

アメリカ文化史入門——植民地時代から現代まで

電井俊介 編 四六判・上製 294頁 3420円

一七世紀から今日までのアメリカの歴史と文化を概観したテキスト。メディア、フェミニズム、芸術、性などのキーワードを取り上げ、アメリカの文化像を浮き彫りにする。

ヨーロッパ文化と(日本)——モテルネの国際文化学

ベルリン(記憶の場所)を通る旅 A・シュタインガート 著、谷口健治ほか 訳 四六判・上製 346頁 3420円

柏書房 〒113-0021 東京都文京区本駒込1-13-14 TEL.03-3947-8251 FAX.03-3947-8255 <http://www.kashiwashobo.co.jp/> 【価格税込】

昭和堂 郵便振替 01060-5-9347 *定価は税5%込み価格です。 <http://www.kyoto-gakujutsu.co.jp/showado/>

〒606-8224 京都市左京区北白川京大農学部前 図書出版 TEL 075-706-8818 FAX 075-706-8878

マイクロフィルム

ジョージ・オーウェル・コレクション George Orwell Collection

George Orwell Collection. 35mm microfilm 9 reels. (Microform Academic Pub., UK) <K05-13>
¥289,170 (税込)

ピーター・デイヴィソンの編集による『オーウェル全集』20巻は1998年にセッカー・アンド・ウォーバーク社から刊行されている。この『オーウェル全集』のおかげでオーウェルの作品はほとんど網羅されている。しかし、この全集にも掲載されていない書簡がこのマイクロフィルム(9リール)のオーウェル・コレクションに含まれている。このコレクションの中には、オーウェルが友人に送った書簡と友人から受け取った書簡、彼の日記、『動物農場』や『一九八四年』の手書き原稿とタイプ原稿(『オーウェル全集』の中にはない資料)、彼の幼少時代から晩年に至るまでの多数の写真などが含まれている。ロンドン大学のユニヴァーシティ・カレッジにあるオーウェル・アーカイブを始めとしてイギリス各地の図書館やアーカイブから集めた書簡は膨大な数にのぼり、それらをすべてABCの氏名順に掲載している。『オーウェル全集』20巻を補う貴重な資料がこのコレクションに収められている。いわば、『オーウェル全集』のサプリメントと言ったことができる。 和洋女子大学教授 佐藤 義夫

- 1~2リール 1917年から49年までのオーウェルの手書き原稿とタイプ原稿
- 3リール スペイン内戦の資料とオーウェルの日記など
- 4~5リール オーウェルが友人に宛てた手紙と彼が友人から受け取った手紙
- 6リール 洗礼証明書や結婚証明書など各種の文書とモロッコへの旅行についての資料
- 7リール 遺言書や死亡証明書などの文書と家族間の手紙など
- 8リール BBCのラジオ原稿とオーウェルの写真
- 9リール オーウェルが友人と出版社と交わした往復書簡

日本総代理店 **極東書店**

〒101-8672 東京都千代田区神田神保町2-12 安富ビル TEL03(3265)7531 FAX(3265)4656
<http://www.kyokuto-bk.co.jp> E-mail: info@kyokuto-bk.co.jp
 〒530-0047 大阪府北区西天満2-10-2 幸田ビル TEL06(6362)5515 FAX(6362)8882
 〒804-0985 京都市中京区錦町通丸太町下る 井口ビル TEL075(231)2093 FAX(231)3859
 〒810-0073 福岡市中央区舞鶴1-13-14 小塚ビル TEL092(751)6866 FAX(741)0821

・好評発売中・

放送大学の印刷教材

- 木村靖二・近藤和彦
地域文化研究Ⅰ―近現代ヨーロッパ史―(新訂)
定価二、九四〇円
- 柏倉康夫・植田隆子・小川英治
E U 論
定価二、七三〇円
- 福井憲彦
近代ヨーロッパ史
定価二、六二五円
- 江川 温
ヨーロッパの歴史(新訂)
定価二、三二〇円
- 本村凌二・中村るい
古代地中海世界の歴史
定価二、五二〇円
- 油井大三郎
アメリカの歴史(新訂)
定価三、五七〇円
- 伊藤貞夫・榊山紘一
地域文化研究Ⅱ―地中海世界の歴史像―
定価二、三二〇円
- 山内久明・木畑洋一・草光俊雄
地域文化研究Ⅲ―ヨーロッパの文化と社会―
定価二、三二〇円
- 福井憲彦
歴史学の現在(改訂新版)
定価二、一〇〇円
- 榊山紘一
ヨーロッパの歴史(改訂版)
定価二、一〇〇円
- 川北 稔
ヨーロッパと近代世界(改訂版)
定価一、八九〇円
- 澤田昭夫
ヨーロッパ論Ⅱ
定価一、八八五円

(財)放送大学教育振興会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1
 郵政互助会琴平ビル
 TEL 03(3502)2750 FAX 03(3592)2482
<http://www.ua-book.or.jp>

The National Security Archive, Washington, D.C.

アメリカ外交政策極秘文書シリーズ No. 27

キッシンジャー・トランスクリプト

アメリカ外交の逐語記録 1969-1977年

The Kissinger Transcripts

A Verbatim Record of American Diplomacy, 1969-1977

2005年刊行 490 microfiche plus Guide/Index 税込概価 ¥1,300,000

(Chadwyck-Healey/Proquest)-US-/日本総代理店: (株)紀伊國屋書店

★ 国家安全保障担当大統領補佐官として(1969-75年)、また国務長官として(1973-77年)、ニクソンおよびフォード政権のアメリカ外交政策形成において中心的役割を果たしたヘンリー・キッシンジャーが残した、非公式会談ないし公式会議の逐語記録を収録するコレクションです。

★ キッシンジャーの会話録としては、1998年にNSAの上級アナリストであるWilliam Burrが、*The Kissinger Transcripts: The Top Secret Talks with Beijing and Moscow* (The New Press/邦訳:『キッシンジャー「最高機密」会話録』毎日新聞社)を出版していますが、当コレクションはそれ以降も続けられた広範な資料収集活動を反映したもので、収録文献の大半は1998-2000年に大統領令12958号に基づき機密解除され、現在は米国国立公文書館(NARA)に所蔵されている文献から成っています。

●勃興するスペイン海洋帝国へのオマージュ

黄金の川

スペイン帝国の興隆

ヒュー・トーマス



岡部広治監訳・林大訳
 A5判貼函入・15750円
 (本巻と別巻セット・分売不可) 本巻648頁+カラー
 図版24頁 別巻192頁

イスラム支配地奪還に燃える女王イサベル、アジアへの西航路発見にとりつかれたコロンブス、そしてマゼランが、波乱の時代を駆け抜ける。

- 主な目次
- 第一書 岐路に立つスペイン
 - 第二書 コロンブス
 - 第三書 ボバディリアとオバンド
 - 第四書 デイエゴコロン
 - 第五書 バルボアとペドラーアス
 - 第六書 シスネーロス
 - 第七書 カルロス・王にして皇帝
 - 第八書 ヌエバエスパーニャ
 - 第九書 マゼランとエルカーノ
 - 第十書 新たな帝国

ローマのガリレオ 天才の栄光と破滅

シニア/アルティガス 浜林正夫 柴田知憲子訳

46判・2940円

ローマノフ王朝滅亡 革命期の政治の

スタインバーク/フルスタリョフ編 川上洸訳

A5判 9135円

歴史の風景 歴史家はどうのよう過去を描くのか

ギヤティス 浜林正夫・柴田知憲子訳

46判 3360円

大月書店

ホームページ <http://www.otsukishoten.co.jp/>

東京都文京区本郷2-11-9
電話03(3813)4651(代表)

税込価格

東欧史研究会出版物

①雑誌『東欧史研究』（1978 創刊、最新号は 2005 年）

創刊号（復刻版）、第 7, 8, 11 号：2,000 円 / 第 2 号：900 円 / 第 3 号：1,500 円：
第 4~6 号：1,800 円 / 第 9, 10 号：2,500 円 / 第 12~27 号：2,700 円

②『東欧関係邦語文献目録』

東欧史研究会編 178 頁 3,000 円

1980 年 1 月 1 日までに日本で著された東欧に関する文献（書籍及び論文）と日本外交史料館所蔵の東欧に関する文献を収録

③『日本と東欧諸国の文化交流に関する基礎的研究』

日本東欧関係研究会編

1981 年 9 月 15 日から 9 月 29 日まで東京と京都で開かれた日本と東欧に関する国際シンポジウムの各報告と資料を収録。（非売品ですが、ご希望の方には実費でお譲り致しますので下記当会雑誌管理担当までご連絡ください）

発行：東欧史研究会 (<http://www.na.rim.or.jp/~aees/>)

153-8902 東京都目黒区駒場 3-8-1 東京大学教養学部ロシア語共同研究室内

当会発行物に関するご注文・お問い合わせは、当会雑誌管理担当まで

メールアドレス：aees_zassi@yahoo.co.jp

（『東欧史研究』、『東欧関係邦語文献目録』は、ナウカでも販売しております）

クリオ 20号

特集：ローマ史 『古代ローマ帝国の研究』をめぐって

吉村 忠典 / 毛利 晶

論文・研究動向

大貫 俊夫 「オットー＝初期ザーリアー朝『帝国教会制』研究の過去と現在」

丸山 了 「ドナティスト教会成立の背景」

向井 伸哉 「ルイ 9 世期低ラングドック地方における enquête」

大西 克典 「ピオ 6 世期ローマの小麦供給政策」

研究入門：歴史研究とパソコン

古谷 大輔 「西洋史研究者のためのパソコン活用入門

～効率的情報活用のための 7 つの提言」

クリオの会 〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1 電話 (03) 5841-3789

東京大学大学院人文社会系研究科 西洋史学研究室内 定価 1,000 円

線文字 B を解読した男

マイケル・ケルズ
— トリスの生涯 —

A・ロビンソン著、片山陽子訳。それまで不可能だった古代文字を解読したのは、素人の建築家だった。早熟の天才の生涯をたどる。二二〇〇円

図説文字の起源と歴史

— ヒエログリフ、
アルファベット・漢字 —

A・ロビンソン著、片山陽子訳。楔形文字、線文字 B、マヤ文字、現代の絵文字など代表的な文字を取り上げ、その起源と特徴を図解。三七八〇円

ケルズの書

B・ミーハン著、鶴岡真司訳。ケルト美術の最高峰とされる福音書の写本『ケルズの書』その全貌を再現し解説した本邦初の書。三三二六〇円

魔女狩りという狂気

A・L・バースト著、黒川正剛訳。どんな女性を選ばれ、どう告発、断罪・処刑されたか。魔女裁判の経過から疑問を解き明かす。二六二五円

ローマ皇帝歴代誌

C・スカー著、青柳正規監修。初代皇帝アウグストゥスをはじめ全八〇人のドラマチックな生涯を紹介。ローマ帝国史の決定版。三四八五円

天使辞典

G・ニクウィッドソン著、吉永進一監訳。聖書、ユダヤ教、ギリシア神話など膨大な古典を渉猟した項目数四一〇〇という驚異の辞典。五〇四〇円

ホロコースト全史

M・ペーレンバウム著、芝健介監修。ナチスの台頭、ゲットー生活と抵抗運動、強制収容所での大量殺戮から開放まで、悲劇の全貌。三六七五円

KGB 帝国

— ロシア・プーチン政権の闇 —

H・プラン著、森山隆訳。ゴルバチョフからプーチンまで二〇年、マフィア、新興財閥など暗躍する闇組織に焦点を当てて謎を解明。二五二〇円

創元社

<http://www.sogensha.co.jp/>

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 4-3-6
Tel.06-6231-9010 Fax.06-6233-3111

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 4-3
煉瓦塔ビル Tel.03-3269-1051

<価格は税込>

GALE New Titles ヨーロッパ史シリーズ

THOMSON
★
GALE

"Encyclopedia of Modern Europe" = 待望の近代・現代史版刊行！ =



Europe Since 1914 - Encyclopedia of the Age of War and Reconstruction.

ヨーロッパ 1914 年以降—戦争と再建の時代の百科事典 2006/12/31 迄特価: ¥105,910

ボルシェビキ革命から欧州連合までを世界の歴史と関連させて解説。戦争と大量虐殺による分裂、第二次世界大戦と冷戦後、新たな位置づけを模索するヨーロッパの 3 編で構成。



Europe 1789 to 1914 - Encyclopedia of the Age of Industry and Empire

ヨーロッパ 1789 年~1914 年—産業と帝国の時代の百科事典 2006/12/31 迄特価: ¥105,910

フランス革命の始まりから第一次世界大戦の勃発までにおける人物、事象、その展開を網羅。政治的・軍事的・経済的情勢はもとより、科学的・社会的および文化的歴史を解説。

BEST VALUE 上記 2 タイトル セットご購入時 特別割引価格 (2006/12/31 迄): ¥159,310

好評既刊

Ancient Europe, 8000 B.C. to A.D. 1000 - An Encyclopedia of the Barbarian World

古代ヨーロッパ 紀元前 8000 年~紀元後 1000 年—古代史百科事典 概価: ¥52,510

Encyclopedia of the Renaissance

ルネサンス百科事典 概価: ¥146,850

Europe 1450 to 1789 - Encyclopedia of the Early Modern World

ヨーロッパ 1450 年~1789 年—近世史百科事典 概価: ¥137,060

連絡先 トムソンラーニング 〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-4-1 ブルックスビル 4 階
トムソンコーポレーション株式会社 TEL (03)-3511-4422 Web: <http://thomsonlearning.jp> E-mail: gale@tlj.co.jp

日本西洋史学会大会 歴代開催校一覧

	開催年度	開催校		開催年度	開催校
第1回	1950年	京都大学	第29回	1979年	関西学院大学
第2回	1951年	広島大学	第30回	1980年	専修大学
第3回	1952年	慶應義塾大学	第31回	1981年	立命館大学
第4回	1953年	東北大学	第32回	1982年	青山学院大学
第5回	1954年	九州大学	第33回	1983年	関西大学
第6回	1955年	北海道大学	第34回	1984年	東海大学
第7回	1956年	東京大学教養学部	第35回	1985年	大阪市立大学
第8回	1957年	神戸大学	第36回	1986年	学習院大学
第9回	1958年	早稲田大学	第37回	1987年	熊本大学
第10回	1959年	京都大学	第38回	1988年	千葉大学
第11回	1960年	一橋大学	第39回	1989年	京都産業大学
第12回	1961年	熊本大学	第40回	1990年	法政大学
第13回	1962年	東京教育大学	第41回	1991年	名古屋大学
第14回	1963年	金沢大学	第42回	1992年	東京大学
第15回	1964年	明治大学	第43回	1993年	愛媛大学
第16回	1965年	岡山大学	第44回	1994年	国際基督教大学
第17回	1966年	立教大学	第45回	1995年	山口大学
第18回	1967年	鹿児島大学	第46回	1996年	早稲田大学
第19回	1968年	中央大学	第47回	1997年	北海道大学
1969年は開催せず			第48回	1998年	福岡大学
第20回	1970年	広島大学	第49回	1999年	拓殖大学
第21回	1971年	上智大学	第50回	2000年	大阪外国語大学
第22回	1972年	徳島大学	第51回	2001年	東京都立大学
第23回	1973年	お茶の水女子大学	第52回	2002年	東京外国語大学
第24回	1974年	大阪大学	第53回	2003年	愛知県立大学
第25回	1975年	同志社大学	第54回	2004年	東北学院大学
第26回	1976年	東京女子大学	第55回	2005年	神戸大学
第27回	1977年	東北大学	第56回	2006年	千葉大学
第28回	1978年	九州大学	第57回	2007年	

18世紀刊行の英語・英語文献 3300万頁をフルテキストで検索!!

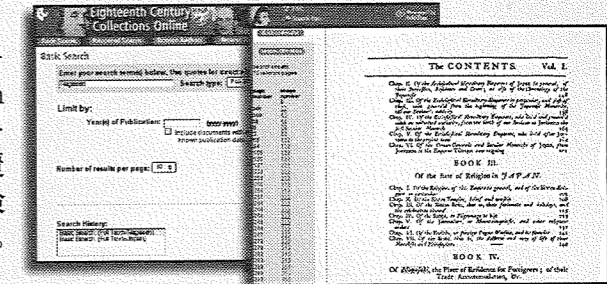
18世紀英語・英国刊行物データベース

EIGHTEENTH CENTURY COLLECTIONS ONLINE

<http://www.yushodo.co.jp/ecco.html>

18世紀の英語圏刊行物 15万点・3300万頁を完全収録し、フルテキスト検索を可能にする Thomson Gale 社のオンライン・データベース。歴史研究の常識を根本から覆す ECCO の提供する驚異的な検索・閲覧環境をぜひご体感下さい。

【日本総販売代理店：雄松堂】



雄松堂書店 本社：〒160-0008 東京都新宿区三栄町 29
TEL: 03-3357-1411(代) FAX: 03-3356-8730 sales@yushodo.co.jp

日本西洋史学会第 56 回大会 於：千葉大学

主催：日本西洋史学会

協力：(財) ちば国際コンベンションビューロー